

平成 30 年度
岐阜市包括外部監査報告書

平成 31 年 2 月

岐阜市包括外部監査人

諏訪 直樹

《 目 次 》

第1 監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査の対象とした事件名	1
3. 事件の選定理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 監査従事者	2
6. 監査を実施した期間	2
7. 外部監査人の独立性（利害関係）	2
8. 監査の対象機関	2
9. 監査の着眼点	2
10. 監査の方法	3
11. 監査意見	3
第2 監査対象の概要	4
1. 岐阜市の防災に関する概要	4
2. 監査の対象とした部署	7
第3 都市防災部	8
1. 避難所・帰宅困難者備蓄品整備事業	8
(1) 概要	8
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	11
(3) 監査の結果	12
2. 自主防災組織運営・資機材整備等助成	46
(1) 概要	46
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	50
(3) 監査の結果	50
3. 防災士育成支援事業	56
(1) 概要	56
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	58
(3) 監査の結果	58

4. 避難所表示看板設置更新事業	64
(1) 概要	64
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	67
(3) 監査の結果	68
5. 市民消火隊用小型動力ポンプ更新事業	78
(1) 概要	78
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	80
(3) 監査の結果	80
6. 岐阜市地域防災計画の修正	81
(1) 概要	81
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	89
(3) 監査の結果	89
7. 岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況	91
(1) 概要	91
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	93
(3) 監査の結果	93
第4 基盤整備部	97
1. 河川改修事業	97
(1) 概要	97
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	101
(3) 監査の結果	101
2. 水防団員報酬	103
(1) 概要	103
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	108
(3) 監査の結果	108
3. 水防倉庫及び格納資器材	112
(1) 概要	112
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	113
(3) 監査の結果	113
4. 水防監視	117
(1) 概要	117
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	119

(3) 監査の結果	119
5. 水防団との操作業務委託契約等	120
(1) 概要	120
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	122
(3) 監査の結果	122
6. 道路災害対策	125
(1) 概要	125
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	128
(3) 監査の結果	128
7. 砂防急傾斜地の整備事業	130
(1) 概要	130
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	133
(3) 監査の結果	133
8. 橋梁の耐震補強	135
(1) 概要	135
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	139
(3) 監査の結果	140
9. トンネルの長寿命化	142
(1) 概要	142
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	147
(3) 監査の結果	148
10. 横断歩道橋の長寿命化	149
(1) 概要	149
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	158
(3) 監査の結果	158
11. 長良川防災・健康ステーション	159
(1) 概要	159
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	161
(3) 監査の結果	161
第5 まちづくり推進部	163
1. 耐震診断等補助金	163
(1) 概要	163

(2) 監査の着眼点並びに監査手続	170
(3) 監査の結果	171
2. 耐震シェルター等設置事業	173
(1) 概要	173
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	176
(3) 監査の結果	176
第6 消防本部	177
1. 街頭消火器維持管理	177
(1) 概要	177
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	178
(3) 監査の結果	178
2. 岐阜市消防団拠点整備事業	180
(1) 概要	180
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	181
(3) 監査の結果	182
3. 消防団員報酬	183
(1) 概要	183
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	187
(3) 監査の結果	187
4. 耐震性貯水槽整備事業	189
(1) 概要	189
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	190
(3) 監査の結果	191
第7 上下水道事業部	194
1. 上下水道事業部の概要	194
(1) 上下水道事業部の組織	194
(2) 岐阜市の水道区域図	197
(3) 水道関連施設の説明	198
(4) 下水道区域図	199
2. 配水管の耐震化事業	200
(1) 概要	200
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	204

(3) 監査の結果	205
3. 下水道管の耐震化事業	207
(1) 概要	207
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	214
(3) 監査の結果	214
4. 水源施設・配水池の耐震化対策	216
(1) 概要	216
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	223
(3) 監査の結果	223
5. 災害発生時の協定	225
(1) 概要	225
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	227
(3) 監査の結果	228
第8 各部の防災事業関連契約	231
1. 岐阜市の契約形態	231
(1) 契約の種類	231
(2) 契約形態	233
2. 基盤整備部の防災事業関連契約	234
(1) 概要	234
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	235
(3) 監査の結果	235
3. 都市防災部の防災事業関連契約	238
(1) 概要	238
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	239
(3) 監査の結果	240
4. 消防本部の防災事業関連契約	251
(1) 概要	251
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	252
(3) 監査の結果	252
5. 教育委員会の防災事業関連契約	255
(1) 概要	255
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	256

平成30年度 岐阜市包括外部監査

(3) 監査の結果.....	256
6. 上下水道事業部の防災事業関連契約	260
(1) 概要	260
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	261
(3) 監査の結果	261
第9 指摘及び意見一覧表	262

事件（テーマ）：「岐阜市の防災に関する事業について」

第1 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象とした事件名

岐阜市の防災に関する事業について

3. 事件の選定理由

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震の発生を受け、防災・危機管理に対する関心は社会的に高まっているといえる。岐阜市では、南海トラフ地震などにより被害が予測されている。また、全国的にも台風、異常気象による集中豪雨などの風水害が多く発生している。こうした中、市では、市民の生命・財産を守ることを目標として「岐阜市地域防災計画」を策定した。この「岐阜市地域防災計画」は「一般対策計画」と「地震対策計画」の両計画から構成されており、市内の地震災害及び風水害全般に関する総合的な指針及び対策計画を定めたものである。市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減するためには、この計画に定められた災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を効果的に実施することが重要となる。

このような状況において、防災に関する事業について、本年度の監査の対象の事件として選定し、今後の事務の改善に資するような現場に関する指摘または意見を提言することは、必要かつ有用な包括外部監査になるものと判断した。

4. 監査の対象期間

平成29年度に執行したものとする。ただし、必要があると認めたものについては、過年度及び平成30年度分も対象とした。

5. 監査従事者

包括外部監査人

諏訪 直樹（公認会計士）

包括外部監査人補助者

山田 晋也（公認会計士）

乾 美恵子（弁護士）

高井 正樹（税理士）

岩井 由紀子（税理士）

若原 幸秋（公認会計士）

6. 監査を実施した期間

平成30年6月11日から平成31年2月8日まで

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

岐阜市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との関係には、
地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の対象機関

防災に関する事業に係る事務を所管する部署、当該事務に関連する
部署等

9. 監査の着眼点

防災に関する事業に係る事務について、関係法令、条例及び諸規程
に準拠して行われているか、あるいは、社会通念上著しく適正を欠き
不当と判断される事項はないか、また、事業の成果が十分に発揮され
ているかどうかについて検証を行う。

人命に關係するという防災の性質上、有効性が最も重視されるもの
ではあるが、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を挙げなければ
ならないとする観点（地方自治法第2条第14項）も踏まえ、いわゆ
る3E（経済性、効率性、有効性）にかなうものかどうかの視点も持

ちつつ監査を実施する。

10. 監査の方法

- (1) 監査の実施対象について、関係法令、条例及び諸規程等の確認
- (2) 所管部署の担当者に対するヒアリング
- (3) 行政計画、予算の執行状況の調査、確認
- (4) 関係帳簿及び証拠書類との不合、内部管理資料、契約書等の文書の閲覧

11. 監査意見

指摘	意見	合計
6件	30件	36件

本報告書において指摘または意見という場合、以下のように区分している。

指摘：関係法令、条例及び諸規程等の形式的な違反、裁量権の逸脱などの実質的な違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準じるもの

意見：是正を必ずしも要するものではないが、事業の執行について参考にすべき事項として監査人が市に対して提言するもの

第2 監査対象の概要

1. 岐阜市の防災に関する概要

岐阜市では、明治24年の濃尾地震や、昭和51年の9.12水害をはじめ、大きな災害にたびたび見舞われた。近年においては、局地的な豪雨による被害が全国で多発し、また30年以内には、南海トラフ巨大地震が70%～80%の確率で発生すると言われている。こうした中、岐阜市では、「岐阜市地域防災計画」を策定し、災害対策に取り組んでいる。

(1) 岐阜市地域防災計画

岐阜市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、岐阜市防災会議が岐阜市の地域に係る災害対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定めたものである。

災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、市民の安全と公共福祉を確保することを目的としている。

(2) 岐阜市の防災組織

ア 岐阜市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、岐阜市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施のため、岐阜市防災会議を設置している。

イ 岐阜市災害対策本部

災害発生時には、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部が組織される。

ウ 自主防災組織

大規模な災害が発生したときには、市役所や消防署の力だけでは、十分な防災活動が行えない。

阪神・淡路大震災のときには、地域の人たちによる救助活動が非常に大きな役割を果たした。「自分たちの生命・財産は自分で守る」という地域の人々の連帯意識に基づく自主的な防災活動が

不可欠である。岐阜市には、50の自主防災隊・団が組織されている。

エ コミュニティ防災センター

自主防災組織のリーダーをはじめ、市民に対して、コミュニティ防災センターの利用を促進することにより、自主防災組織を育成し、又市民の防災知識の向上に努めている。

なお、地域の実情に応じて、コミュニティ防災センターに自主防災組織に必要な災害応急対策用資機材を備蓄している。

施設の名称	所在地
岐阜市西部コミュニティ防災センター	下鶴飼 1丁目105番地
岐阜市北部コミュニティ防災センター	八代1丁目11番13号
岐阜市南部コミュニティ防災センター	加納城南通1丁目20番地
岐阜市日光資機材倉庫	日光町9丁目1番地の3
岐阜市東部コミュニティ防災センター	芥見4丁目80番地
岐阜市長森コミュニティ防災センター	前一色1丁目2番1号
岐阜市市橋コミュニティ防災センター	市橋6丁目13番地25号
岐阜市北東部コミュニティ防災センター	福富迎田5番地1

(出所：岐阜市ホームページより作成)

平成30年度 岐阜市包括外部監査

(3) 岐阜市の災害対策経費

平成29年度							
事業名	予算額(千円)	決算額(千円)	特定財源(千円)			一般財源(千円)	部局
計	5,874,839	4,773,541	3,688,640			1,084,901	
			国	県	市債	諸収入	その他
総 公共施設の耐震化	15,000	3,411					3,411 環境
総 公共施設の耐震化(非構造部材)	181,000	170,961	9,178	5,400		61,815	94,568 教育
総 耐震診断等補助金	68,222	25,390	9,817	7,786			7,787 まち
総 耐震シェルター等設置事業	1,350	540					540 まち
総 橋梁の耐震補強	235,000	198,076	108,504	79,900			9,672 基盤
総 砂防急傾斜地の整備	39,800	36,607		16,200	7,800		12,607 基盤
総 河川施設等維持管理	105,170	97,527					97,527 基盤
総 河川改修	210,442	82,524	26,040	6,890	40,200		9,394 基盤
総 水路改良	538,674	372,493	26,807	287,900			57,786 基盤
総 内水对策	37,985	35,009	2,000	3,600	4,627		24,782 基盤
総 水防施設整備	2,000	1,782					1,782 基盤
総 農業用ため池耐震対策	22,500	17,713					17,713 農林
総 治山事業	1,000	997					997 農林
総 集落環境保全事業	6,264	4,903		2,452			2,451 農林
総 福祉避難所への備蓄	611	0					0 福祉
新 施設利用者用備蓄品整備	2,565	2,501				718	1,783 福祉・薬大
新 岐阜市新庁舎建設	0	0					0 行政
総 市職員業務継続環境(備蓄品)整備	1,014	831					831 行政
総 情報システムに関する業務継続計画の強化	11,565	10,836					10,836 行政
総 災害分婉セット	461	454					454 健康
総 災害時用リニアジャッグ整備	251	250					250 健康
総 事業継続計画(BCP)策定支援事業	544	632					632 商工
新 災害医療教育実習用車両購入	15,893	15,731		3,500		8,000	4,231 薬大
新 耐震性貯水槽・防火水槽の設置	80,000	63,548	10,772	51,400			1,376 消防
総 公民館空調改修工事(バルクシステム)	13,000	11,664				3,935	7,729 教育
総 家庭・地域と連携した防災教育推進事業(DIG等)	1,530	971					971 教育
総 外壁落下防止工事	166,100	151,807				150,987	820 教育
新 國土強靭化地域計画策定	7,460	4,424					4,424 都市防災
新 防災士育成支援事業	2,746	2,646					2,646 都市防災
新 エコノミークラス症候群対策	1,000	1,842					1,842 都市防災
総 避難所・帰宅困難者備蓄品整備	14,014	12,736					12,736 都市防災
総 総合防災情報システム機器更新	14,688	15,336					15,336 都市防災
総 自主防災組織運営・資機材整備等助成	17,008	17,006					17,006 都市防災
新 災害用仮設トイレ	29,700	29,484					29,484 都市防災
総 避難所表示看板設置更新事業	30,000	26,143					26,143 都市防災
総 県防災情報通信システム事業負担金	397	397		300			97 都市防災
総 市民消火隊用小型動力ポンプ更新	5,460	4,860		2,300			2,560 都市防災
総 防災服更新	2,341	1,835					1,835 各部
総 緊急地震速報受信料	3,343	2,536					2,536 各部
総 南消防署建設事業	691,535	685,983		663,400			22,583 消防
総 街頭消火器維持管理	7,835	7,408					7,408 消防
総 消防団施設整備事業	164,251	96,842		72,000			24,842 消防
新 岐阜市国際交流・多文化共生推進事業委託 災害への備え	2,045	1,964					1,964 市民参画
総 耐火金庫	254	210					210 教育
一般会計小計	2,752,018	2,218,810	193,118	36,828	1,214,200	4,627	225,455 544,582
新 冷蔵庫棟等外壁修繕	16,200	0					0 農林
総 配水管の耐震化	1,985,972	1,831,036		21,869	1,100,900	133,318	111,000 463,949
総 下水道の耐震化	1,120,449	723,695	324,225	323,100			76,370 水道
企業会計小計	3,122,621	2,554,731	324,225	21,869	1,424,000	133,318	111,000 540,319

平成29年度(その他)							
事業名	予算額(千円)	決算額(千円)	特定財源(千円)			一般財源(千円)	部局
計	197	197	0			197	
			国	県	市債	諸収入	その他
総 電動耐火回転保管庫保守業務委託	197	197	0	0	0	0	197 市民生活
							0

2. 監査の対象とした部署

岐阜市の防災に関する事業について、特に関連するであろう以下の部署を対象として選択した。

- (1) 都市防災部
- (2) 基盤整備部
- (3) まちづくり推進部
- (4) 消防本部
- (5) 上下水道事業部
- (6) 教育委員会

第3 都市防災部

1. 避難所・帰宅困難者備蓄品整備事業

(1) 概要

避難所・帰宅困難者備蓄品整備事業については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第2節防災体制の整備において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努める。

〈実施内容〉

2 防災施設、設備等の整備

市は、災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(8) その他資機材、物資の調達

市は、災害により損壊した道路河川等の復旧等に必要な資機材及び業務の継続に必要な食料、飲料水、その他生活必需物資等の備蓄に努めるとともに、不足する場合の調達を迅速に行うため、民間との協定の締結を推進するとともに、隨時協定締結者に確認を行うなど調達体制の充実を図る。

大規模災害時には、一時的に経済活動(流通)が停止することが予想され、また、建物被害などによる避難者が多数発生することとなる。その際、避難生活を良好に保つことは、市の復旧・復興の力につながる重要な施策であるため、災害用備蓄品の整備をし、管理・更新している。

また、東日本大震災の教訓から、岐阜市においては南海トラフ巨大地震により帰宅困難者が多数発生すると予想されている。帰宅困難者が発生した場合に必要な支援を実施するため、駅周辺施設に帰宅困難者用備蓄およびそれらの更新を行っている。

ア 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合においても、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。そのため、家庭・地域・事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、外部支援の時期を想定した最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料、物資等の確保を図る。なお、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備について準備を進める。

イ 実施内容

(ア) 公共備蓄

市は、公共備蓄の充実を図るとともに、その保管場所として指定拠点避難所及び中学校等に防災資機材倉庫の設置を進める。

a 食料、飲料水、生活必需品等

(a) 食料、飲料水

被害想定を上回る避難者が発生することも想定し、指定拠点避難所、中学校等に食料(約41万2千食)、飲料水(約10万4千リットル)等を備蓄しており、更にその充実を図るとともに、アレルギー体質などにも考慮した食料の備蓄に努める。

(b) 生活必需品等

生活必需品として紙おむつ、おしりふき、生理用品等を備蓄しており、更に女性、乳児、障がいのある人等に配慮した、生活必需品等の備蓄に努める。

b 防災資機材

指定拠点避難所、中学校、コミュニティ防災センター、消防署、分署等に救助に必要な防災資機材等を配備しており、災害時に使用できるよう点検整備を行う。

c テント

コミュニティ防災センター、学校等にテントを備蓄しており、災害時に使用できるよう維持管理する。

d 安定ヨウ素剤

原子力災害が発生した際に、市民の内部被ばく抑制に効果のある安定ヨウ素剤(約17万3千人分)を岐阜市保健所に備蓄しており、原子力災害時に使用できるよう、管理更新を行う。

(イ) 物資確保体制の整備

市は、各関係機関や民間事業者と生活物資の確保等に関する応援協定を締結するなど、調達から避難所までの輸送体制の構築及び体制の整備充実に努める。

また、災害時相互応援協定締結都市、各関係機関及び民間事業者からの円滑な物資支援が受けられるよう、総合防災訓練への相互参加や意見交換、支援要請訓練の実施などにより、連携の強化を図る。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 災害発生時の必需物資の確保は計画的に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の必需物資の購入にあたり、計画が策定されているか ・計画が策定されている場合、当該計画に沿って購入が進められているか ・策定されている計画は他の自治体で起きた災害等を踏まえたものになっているか ・関係者へのヒアリングの実施
イ 災害発生時の必需物資の備蓄管理は適切におこなわれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の必需物資の備蓄管理に基準が設けられているか ・設けられている基準は必需物資の品質等を勘案した合理的なものとなっているか ・備蓄される災害用必需物資は他の自治体で起きた災害等を踏まえたものとなっているか ・備蓄される災害用必需物資の災害時の配布マニュアルは適切なものになっているか ・期限のある備蓄品の管理処理は適切なものになっているか ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 災害発生時の必需物資の確保は計画的に実施されているか	○		
イ 災害発生時の必需物資の備蓄管理は適切におこなわれているか			○

【監査意見】

ア 災害用備蓄食糧更新計画について

平成29年度に岐阜市が購入した災害備蓄用食糧は以下のとおりである。

H29年度岐阜市購入 災害備蓄用食糧等	商品名	数量	予定数量	購入予定数量と 購入数量の差	購入金額(円)	単価(円)	予定単価(円)	購入先	使用期限
粉ミルク	森永 はぐくみ 森永 ニューMA-1	376缶 (アレルギー非対応) 32缶 (アレルギー対応)	408缶	無し	510,192	1,250	1,674	アンシンク㈱	2019年7月 (平成31年) 2019年6月 (平成31年)
クラッカー	オレゴンフリーズ	192缶 (1缶=10食)	192缶 (1920食)	無し	767,232	400	400	岐阜中央防災	2041年12月 (平成53年)
バランス栄養食	スーパーバランス 6YEARS	11,120袋 (1袋=1食)	11,120袋 (11,120食)	無し	2,942,352	267	270	㈱三陽商会	2023年8月 (平成35年)
アルファ化米	きのこごはんセット ひじきごはんセット	456箱 (1箱=50食)	460箱 (2,300食)	4箱多い	5,959,008	261	270	アンシンク㈱	2023年1月 (平成35年)
おかゆ	尾西の白がゆ	140箱 (1箱=50食)	140箱 (7,000食)	無し	1,663,200	238	216	ミドリ安全岐阜㈱	2023年1月 (平成35年)
飲料水	高質の森水	491箱 (1箱=12本(10))	500箱 (6,000本)	9箱多い	894,052	150	270	岐阜中央防災	2027年10月 (平成39年)

(岐阜市提供資料より作成)

平成30年度 岐阜市包括外部監査

また、平成30年度以降の備蓄食料更新計画は、下記のとおりである。なお、平成31年度10月以降購入予定分には消費税等10%を見込んで監査人が算定している。

年度	クラッcker (保存期間：25年)		バランス栄養食 (保存期間：6年)		アルファ化米 (保存期間：5年)		おかゆ (保存期間：5年)		飲料水（1,000ml） (保存期間：10年)		粉ミルク (保存期間：1年)		年度別必要額 (税込)						
	(備蓄量) 45,600食		(備蓄量) 145,600食		(備蓄量) 191,250食		(備蓄量) 28,000食		(備蓄量) 103,000本		(備蓄量) 408缶								
	数量	金額(税込)	数量	金額(税込)	数量	金額(税込)	数量	金額(税込)	数量	金額(税込)	数量	金額(税込)							
H25	1,500	食	425,250	36,000	食	4,536,000	13,750	食	3,349,500	—	食	—	4,000	本	1,680,000	350	缶	569,625	10,560,375
H26	1,500	食	555,660	36,000	食	4,665,600	13,750	食	3,445,200	—	食	—	4,000	本	1,728,000	350	缶	585,900	10,980,360
H27	1,920	食	777,600	9,120	食	2,757,890	23,000	食	6,210,000	7,000	食	1,965,600	4,000	本	1,728,000	408	缶	683,000	14,122,090
H28	1,920	食	777,600	9,120	食	2,757,890	23,000	食	6,210,000	7,000	食	1,965,600	6,000	本	1,944,000	408	缶	683,000	14,338,090
H29	1,920	食	767,000	9,120	食	2,462,000	23,000	食	6,210,000	7,000	食	1,512,000	6,000	本	1,620,000	408	缶	683,000	13,254,000
H30	1,920	食	788,000	34,120	食	9,212,000	56,350	食	15,215,000	7,000	食	1,966,000	11,448	本	3,091,000	408	缶	683,000	30,955,000
H31	1,920	食	829,000	34,160	食	9,223,000	56,200	食	15,174,000	7,000	食	1,966,000	12,144	本	3,672,000	408	缶	696,000	31,560,000
H32	1,920	食	844,800	34,160	食	9,394,000	56,200	食	15,455,000	7,000	食	2,002,000	12,144	本	3,740,000	408	缶	696,000	32,131,800
H33	1,920	食	844,800	34,160	食	9,394,000	47,800	食	13,145,000	7,000	食	2,002,000	12,144	本	3,740,000	408	缶	696,000	29,821,800
H34	1,920	食	844,800	34,160	食	9,394,000	47,800	食	13,145,000	7,000	食	2,002,000	12,144	本	3,740,000	408	缶	696,000	29,821,800

(岐阜市提供資料より作成)

購入予定数と購入数量に差が生じているが、備蓄食糧更新計画は全体の備蓄数(食糧)を保存期間の年数で更新数量を算出するとともに、1ダース単位等で購入するため誤差が出るという回答であり問題無い。

平成29年度以降の更新計画についてであるが、保存飲料水について平成29年度の購入単価が150円であったが、その後の更新計画の単価が270円で計算されており、50%以上の差がある

これは、平成29年度の落札業者の誤入札によるものであった。平成30年度以降の更新計画は各社からの見積金額や納入実績を参考に算定しているとのことであり、岐阜市の対応に問題はない。

イ 備蓄倉庫等の視察結果

都市防災部では、災害時に備えて、主に小学校単位となる50の指定拠点避難所に、食料や避難所となる資機材を学校の空き教室や防災倉庫に備蓄しているほか、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、21か所の中学校にも同様に備蓄している。

また、広域的な災害時に備え、市内8カ所に設置されているコミュニティセンターにも集中的な備蓄として救助資機材等が備蓄されている。

また、帰宅困難者用の備蓄として、JR岐阜駅の北口駅前広場にも仮設トイレ等の資機材が保管されている。

それぞれの施設は都市防災部とは所管が異なり、小中学校は教育委員会、コミュニティセンターは市民参画部、北口駅前広場は都市建設部であるため、都市防災部ではそれぞれ占用許可を受けて保管をしている。

災害発生時の必要物資の備蓄管理・保管が適切におこなわれているか確認するため、備蓄品倉庫等を抽出し市役所の担当者同伴のもと視察をおこなった。

視察対象施設は以下である。

(ア)	西部コミュニティ防災センター
(イ)	消防本部防災センター
(ウ)	岐阜駅北口駅前広場
(エ)	長森南小学校
(オ)	本荘中学校
(カ)	柳津中部防災倉庫

また、視察の際に確認した事項及び結果(○問題なし、△懸念あり、×問題あり)は以下である。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

		(ア). 西部コミュニティセンター	(イ). 消防本部防災センター	(ウ). 岐阜駅北口駅前広場
1	防災倉庫・備蓄倉庫等(以下、倉庫等)の場所などは、実地調査対象リストと合致しているか	○	○	○
2	倉庫等の直接の管理者は誰か	西部コミュニティセンター	消防本部	防災対策課・市の駅管理者
		市民参画部		
3	倉庫等の鍵の管理は適切か(いつでも出せるように工夫して管理されているか)	○	○	○
4	災害発生時には誰がどのような行動をするか文書で決められているか	岐阜市地域防災計画	岐阜市地域防災計画	帰宅困難者対策指針
5	風水害にさらされていないか	○	○	○
6	地理的・地形的要因によって倉庫自体が被害に遭う可能性はないか	○	○	○
7	老朽化等により倉庫自体が被害に遭う可能性がある構造のものではないか	○	○	○
8	当該倉庫等が何らかの損傷を受けた場合、代わりの物資をどこから運んでくるか決められているか	決められていない	決められていない	決められていない
9	倉庫内は整然と保管されているか(何がどこにあるか)	○	✗ 混在・不明瞭	○
10	同一施設に複数の保管場所がある場合、どこにあるか明確になっているか		簿冊では有	○
11	災害時に運び出しにくいなど支障はないか	○	△ 出入口雑然	○
12	倉庫等・内装調度に明らかなオーバースペックや使っていない機能はないか	○	○	○
13	備蓄品の保管方法に劣化を促進しないための工夫はあるか	○	○	○
14	倉庫等に備蓄品以外のものがあるか	✗ ゴミ等	✗ 消防本部物資混在	○
15	備蓄品は劣化(さび・カビ・埃など)していないか	✗ 乾電池	○	○
16	賞味期限・消費期限の経過しているものはないか	✗ 乾電池	○	○
17	賞味期限・消費期限が迫っているものがある場合、その後の予定は立てられているか	✗ 期限把握無し		
18	備蓄品の入出庫事務の管理	嘱託員による点検にて確認	嘱託員による点検にて確認	嘱託員による点検にて確認
19	備蓄品の入出庫事務の管理は適切か	✗ 借用申請書 記載漏れ有り	✗ 借用申請書 記載漏れ有り	△ データ管理必要
20	災害時の運搬用の脚立や台車の有無	リヤカーを使用 脚立については無し	リヤカーを使用 脚立については無し	リヤカーを使用 脚立については無し

平成30年度 岐阜市包括外部監査

		(エ). 長森南小学校	(オ). 本荘中学校	(カ). 柳津中部防災倉庫
1	防災倉庫・備蓄倉庫等(以下、倉庫等)の場所などは、実地調査対象リストと合致しているか	○	○	○
2	倉庫等の直接の管理者は誰か	学校	学校	防災対策課
		防災倉庫については 防災対策課	防災倉庫については 防災対策課	
3	倉庫等の鍵の管理は適切か(いつでも出せるように工夫して管理されているか)	○	△ 開錠に時間を要した	○
4	災害発生時には誰がどのような行動をするか文書で決められているか	地域防災コミュニティー計画	地域防災コミュニティー計画	地域防災コミュニティー計画
5	風水害にさらされていないか	○	○	○
6	地理的・地形的要因によって倉庫自体が被害に遭う可能性はないか	○	○	○
7	老朽化等により倉庫自体が被害に遭う可能性がある構造のものではないか	○	○	○
8	当該倉庫等が何らかの損傷を受けた場合、代わりの物資をどこから運んでくるか決められているか	決められていない	決められていない	決められていない
9	倉庫内は整然と保管されているか(何がどこにあるか)	× 混在・不明瞭	○	× 混在・不明瞭
10	同一施設に複数の保管場所がある場合、どこにあるか明確になっているか	資料あり	資料あり	資料あり
		各地域の自主防災隊に配布	各地域の自主防災隊に配布	各地域の自主防災隊に配布
11	災害時に運び出しにくいなど支障はないか	× 通路確保必要 スペース狭い	○	○
12	倉庫等・内装調度に明らかなオーバースペックや使っていない機能はないか	○	○	○
13	備蓄品の保管方法に劣化を促進しないための工夫はあるか	× 物資大量積上げ	○	○
14	倉庫等に備蓄品以外のものがあるか	× 他組織物資混在	○	× 他組織物資混在
15	備蓄品は劣化(さび・カビ・埃など)していないか	× 生理用品等	○	× 毛布
16	賞味期限・消費期限の経過しているものはないか	× 配布物資保管	○	○
17	賞味期限・消費期限が迫っているものがある場合、その後の予定は立てられているか	× 配布物資管理の徹底必要	○	○
18	備蓄品の入出庫事務の管理	嘱託員による点検にて確認	嘱託員による点検にて確認	嘱託員による点検にて確認
19	備蓄品の入出庫事務の管理は適切か	△ データー管理必要	△ データー管理必要	△ データー管理必要
20	災害時の運搬用の脚立や台車の有無	リヤカーを使用 脚立については無し	リヤカーを使用 脚立については無し	リヤカーを使用 脚立については無し

(一部、岐阜市提供資料)

以下、備蓄倉庫等の視察結果の詳細を記載する。

(ア) 西部コミュニティ防災センター(岐阜市下鵜飼 1-105)



(a) 防災センター入口ドア



(b) 防災センター内部



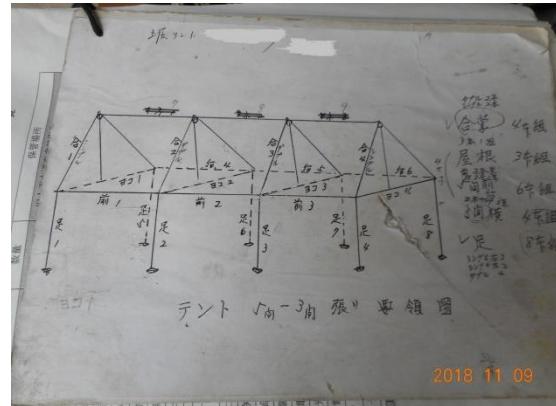
(c) 防災センター内部



(d) 防災センター内部



(e) スコップ・バール筆



(f) テントの組立て方



(g) 防災センター入口内部



(h) 防災センター入口内部



(i) 人命救助用人形(訓練用)



(j) コードリール



(k) 防災センター内保管電池



(l) 電池式マイク

- a 西部コミュニティ防災センターの入口付近には、災害応急対策用資機材の保管場所である旨の表示がなかった。災害発生時には、迅速な対応が必要になるため、より多くの人に災害応急対策用資機材の保管場所を周知してもらいう必要がある。扉の外側または、扉付近の外壁付近に標識等を設けることが望ましい(参照写真：(a))。
- b 西部コミュニティ防災センターの内部は全体的に整頓されており、整然と保管されていた(参照写真：(c))。ただ、一部岐阜市の管理ではないものが置いてあった(参照写真：(b))。棚一番上の右に保管されている黄色貯水槽は岐阜市の管理するものではない)また、棚に置いてあるものが何なのかを見上げた時に分かりにくくいものがあった(参照写真：(d))。水色のケースには投光器が入っていて側面には内容表示がされていたが、正面からは分かりづらかった。混乱時にも素早い判断ができるように、誰にでも分かる内容かつ表示方法で明記しておくことが望ましい。【意見1】

そして、スコップ・バール等の道具には防災センター保管のものであることが明記されていなかった。視察をおこなった現場以外の災害用資機材について、市へ確認したところ、収納するバック、箱等には岐阜市の災害用資機材である旨の表記がしてあるが、資機材すべてには明記していないとの回答であった。資機材には、所有者名をはつきりと明記したほうがよい(参照写真：(e))。

また、テントが10個保管されていたが、テントの組立て方の資料が1つ(厚紙にA4用紙貼り付けのもの)しか置いてなかった(参照写真：(f))。岐阜市の担当者によると平常時から運動会や訓練等で設置に慣れているとのことであったが、災害時には不特定多数の市民が使用することも考えられるため、組立て方の順序も記載した資料の数を増やすのが望ましい。

- c 防災センター入口に入ったところに、西部コミュニティ防災センターの管理物(ごみを含む)が保管されてあった。災害応急対策用資機材一覧表に記載の無いものを保管していると混乱が生じる可能性がある。当該センターは比較的面積が広く、物資保管容量に余裕があったが、やはり災害時に使用する資機材の保管場所であるため、災害応急対策用資機材一覧表に記載の無いもの、緊急時に必要が無いものは置かないほうが望ましい(参照写真：(g) (h))。
- d 人命救助用人形が2体保管されてあった。災害応急対策用資機材一覧表にも記載されているものである。これは、災害救助訓練用のものであり、災害時には使用しないとのことであった。すでに年数の経過により使用に適さないものであれば、子供の防災意識啓発のための企画・ゲーム等に活用することを検討することも考えられる(参照写真：(i))。
- e 災害応急対策用資機材一覧表に記載されていないコードリールが保管されてあった。以前の備蓄品一覧表を見ると、発電機に付いていたものと推測される。現在の一覧表にもコードリールが存在することを明記することが望ましい。また、このコードリールは実際に引き出して点検したことなく、実際に使用できるか点検したことがないとのことだった。外観は使用に差し支えないように見えたが、やはり実際に使用できるものなのか、問題なく使用できるかを確認しておくことが望ましい(参照写真：(j))。【意見2】
- f 当施設には、災害応急対策用資機材として電池式ハンドマイク20個を備蓄している。施設内に電池は置いてあったが、その使用推奨期限が2007年・2008年等とかなり古いものであった。別の施設に使用推奨期限内の電池を備蓄しているとのことであるが、電池式ハンドマイクを備蓄している

のであれば、同施設内に使用推奨期限内の電池を備蓄することが望ましい(参照写真：(k) (1))。【意見3】

(イ) 消防本部防災センター(岐阜市美江寺町2-9)



(a) 3階 アルファ米・おかゆ



(b) 3階 栄養機能食品



(c) 3階 帰宅困難者用寝袋



(d) 1階備蓄品保管場所入口付近



(e) 1階備蓄品保管場所入口付近



(f) 1階保管場所 水



(g) 1階保管場所 粉ミルク・哺乳瓶



(h) 1階保管場所 哺乳瓶



(i) 消防本部防災センター倉庫

(j) 消防本部防災センター倉庫



(k) 消防本部防災センター倉庫



(l) 消防本部防災センター倉庫

- a 消防本部防災センター(以下、「防災センター」という。)には、3階・1階・1階倉庫の3か所の備蓄場所がある。3階には、栄養機能食品・アルファ米・おかゆ、帰宅困難者用備蓄品の寝袋が保管されてあった。栄養機能食品等については食品ということを考え、建物内の温度湿度が比較的保てる場所に、買換えのことも考慮して種類・購入年ごとに積んであり、保管方法に特に問題はなかった(参照写真：(a)(b))。
- b 防災センター1階の備蓄品保管場所入口付近は、古い資料が床に積み上げられていたり、消防本部の管理する災害救助応援用物資が置かれたりと、かなり雑然とした状態だった。都市防災部が管理する災害用備蓄品は部屋の奥に積み上げられており、物資がどこにあるのか一目瞭然とは言えなかった。災害用備蓄品保管場所に緊急に必要と思われない古い資料が置かれていることは運搬の妨げになるため、必要な書類であれば移動することが望ましく、必要のない書類であれば廃棄し、空間を大切にする必要がある。市役所内の部署が違うと管理も異なり、管理が異なる物資が同じ空間に保管されていると備蓄品の適正な管理や災害時の対応が遅れるなど弊害が生じる可能性があるため、消防本部が管理する物資とは明確に区分し、それぞれの部署がお互いに配慮し分かり易く保管することが望ましい(参照写真：(d)(e))。【意見4】

- c 防災センター1階には、以前、防災関連展示施設であった場所に、保存飲料水・粉ミルク・哺乳瓶が保管されてあった。保存飲料水は、熊本地震の教訓をふまえ購入した影響で、備蓄品一覧表記載数量より多く保管されているとのことだった。今年度中には、一覧表記載数量と一致することだが、一覧表には正確な数量を記載する必要がある。また、アレルギー対応のものを含む粉ミルクと哺乳瓶も保管されていた。粉ミルクと哺乳瓶が一緒に保管されていたことは適切な保管・管理といえる。ただ、哺乳瓶については納入年月日が平成24年3月のものであり、業者によると、開封していなければ消毒し使用可能との回答があったとのことだが、使用保証期限が5年である以上、安全・衛生的な使用が可能とは考えにくい。災害発生時には、より弱いものほど極度のストレスを受けることになる。安心して使用できるものを備え、最大限の配慮をすることが望ましい(参照写真：(f) (g) (h))。
- d 防災センター倉庫には主に資機材が保管されてあった。この場所も消防本部の物資と混在していて、分かり易い保管ではなかった。(参照写真：(i))また、保管棚の側面には保管物資の名称が貼られていたが、例えば救急医療セットとの貼り紙の上部には毛布が保管されていて実際の救急医療セットには救急箱との貼り紙がされており、貼り紙と実際の置き場所・備蓄品一覧表記載品目名と貼り紙の名称が一致していないものがあったため、置き場所・備蓄品一覧表記載品目名等の名称の統一を図ることが望ましい(参照写真：(j) (k))。そして、備蓄品一覧表によると41個のマイクがあるはずだが、40個と記載された貼り紙がされていた(参照写真：(j))。施設全体としては41個あるとのことだが、個数の記載のずれは紛らわしいため記載事項は統一することが望ましい。

e 防災センター倉庫を入って正面の上方の壁には、かなり昔の防災センター資機材一覧表が掛けてあった。数字はテープ隠されていて、現在の数量を表示しようとしていることは分かったが、誰にでも分かり易く適切な保管・管理がし易いため、現在の保管状況も以前のように上部の分かり易い場所に品目・数量を掲示することが望ましい(参照写真：(1))。

(ウ) 岐阜駅北口駅前広場(A階段下倉庫・D階段下倉庫)



(a) A 階段下倉庫入口



(b) A 階段下倉庫内部エアーマット



(c) D 階段下倉庫入口



(d) D 階段倉庫アルミブランケット

a 岐阜駅北口駅前広場には、A階段下倉庫とD階段下倉庫に帰宅困難者用の備蓄品が保管されてある。A階段下倉庫には、

エアーマットと簡易トイレ用処理袋、D階段下倉庫にはアルミブランケットと簡易トイレ・簡易トイレ用テントがそれぞれ整然と置かれてあった。物資ごとにまとめて保管されており、それぞれ青いビニールシートにくるみ周りを紐で縛ってあった。物資の箱の底にはブロックが挟んであり通気性等も考慮されていて、保管・管理方法に問題はなかった。ただ、借用申請により、既存施設の空間を活用しているため、外側に帰宅困難者用備蓄品の保管場所である旨の表示は無かった。外観上備蓄品の場所を明記することで、非常時により迅速な対応が可能になり、また日常的に備蓄品の文字を目にすることで市民の防災意識を高めることにもつながると考えられる（参照写真：(a) (b) (c) (d)）。

(エ) 長森南小学校(岐阜市切通5-12-1)





(e) 体育館 2階階段付近保管場所



(f) 体育館 2階階段付近 消毒液等



(g) 体育館 2階階段付 分娩セット



(h) 体育館 2階階段付近 簡易トイレ



(i) 東倉庫 1階倉庫内部



(j) 東倉庫倉庫毛布保証期限H12年

平成30年度 岐阜市包括外部監査



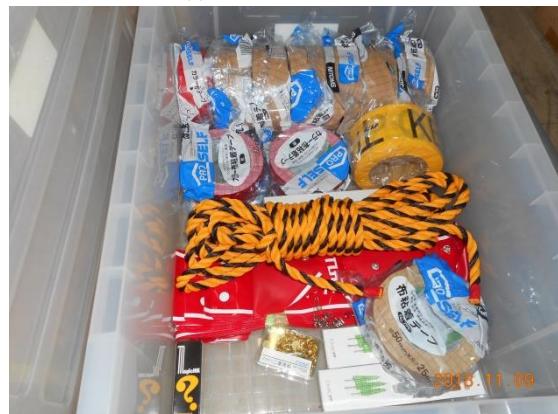
(k) 東舍1階倉庫おむつ



(l) 東舍1階倉庫 生理用品



(m) 東舍1階倉庫 救急医療セット



(n) 東舍1階倉庫避難所開設セット



(o) 東舍1階倉庫消費期限間近食品



(p) 東舍1階倉庫管理者異なるもの

- a 長森南小学校には、防災倉庫(コンテナ)・体育館2階階段を上がった踊り場・東舎1階の3か所に災害用備蓄品が保管されてある。屋外に設置されている防災倉庫には、投光機や炊飯装置、リヤカー等の資機材が主に保管されてあった。炊飯装置は訓練時等に使用していることもあり、清潔な状態であり使用可能かどうかも定期的に確認できていた問題なかった。また、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ追加配備した、災害時に重要な情報収集ツールの携帯電話充電器・車中泊によるエコノミークラス症候群対策として弹性ストッキング・避難所の口腔ケア対策として歯ブラシが保管されてあった。他市町村の教訓をもとに対応ができていた(参照写真：(a)(b)(c)(d))。
- b 長森南小学校の体育館2階階段付近保管場所は、階段を上がった左側に備蓄品が積まれていた。階段を上がった右側は卓球場になっている。小学校の生徒たちが自由に往来する場所に、段ボールの箱等を積み上げて備蓄品を置くことは、子供の日常的な生活に安全ではなく、また災害時には物の置き場が分かりづらく適切な保管方法とは言えない。同じ場所には管理者不明のビニール袋や、管理者が異なる災害時分婉セットが置いてあった(参照写真：(e)(f)(g))。
- 体育館2階階段付近に保管されてある簡易トイレは製造年月日が平成16年・平成21年のものがあった。買い替えは災害時で使用した場合ということである。使用保証期限は、メーカー側が修理等を保証する期限という意味であり期限が経過しても使用には問題はないとのことであるが、使用保証期限が10年という基準があるため無期限に問題なく使用できるとは考えにくい。一定の期間経過後は買い替えを検討し、更新計画等を明確にすることが望ましい(参照写真：(h))。

c 東舎1階倉庫は、両側の壁に沿ってかなりの量の物資が積まれており、中央を人一人がやっと通れるといった状況であった。地震が発生した場合は両サイドの箱が倒れ、備蓄品を運び出すのが困難になる可能性が高い(参照写真：(i))。

東舎倉庫保管の毛布の製造年は平成7年・保証期限は平成12年となっていた。毛布は暖を取るにも、固い場所で過ごす際のクッションの役割にも重要なもので、人の肌に直接触れることになる。真空パックされ、未開封であれば、長期間使用可能とのことだが、長期間倉庫で段ボールの中に保管されたままのため、衛生面の懸念がある(参照写真：(j))。また、納入年月が平成24年のおむつ、平成26年の生理用品が備蓄されていた。いずれも使用保証期限は3年であるが、買い替えは災害等で使用した場合ということである。衛生用品はあればいいというものではない。衛生的に安全に使えてこそ備えになる(参照写真：(k)(l))。

当倉庫保管の救急医療セットについては、中に残されていたメモによると以前には期限の切れている医薬品が保管されている時もあった。定期的に更新を行っていることであるが、薬品・衛生用品であることを考えると、細心の注意が必要がある。また、避難所開設セットがあったが、中に入っているマジックが1本で数が少なく、災害時に使用する際、混乱が生じる可能性があるため適切に配備することが望ましい(参照写真：(m)(n))。

東舎倉庫の入口付近には、期限切れのアルファ米や消費期限間近の栄養補助食品が置いてあった。これは、消費期限が迫ったものを配布用として渡したところ受け取った側が配布の際余ったため、備蓄品倉庫に置いたものだということであった。3か月に一度の点検の際にこのようなものが置いてある場合はやめてもらうように言っていることである。備蓄品だったものを備蓄品倉庫に置くことは安易に考えてしまいがちだが、配布用とした物資はもはや災害用備蓄品ではないため、全く違う管理をされる必要がある。災害時に使用す

る際、混乱が生じる可能性があるため、配布時の周知や点検等を確実に行うことが望ましい(参照写真：(o))。

当該倉庫は物資であふれでいて行き来すらしづらい状況であるなか、東倉庫の中心付近には60センチほどもある発電機があった。かなり場所をとっており、移動するにも重さがあるものであった。これは岐阜市の管理するものではないとのことであった。食品ではないことを考えると、東倉庫で保管する必要はなく、もし別の組織が災害用資機材として保管しているのであれば、別の場所で保管してもらうほうが望ましい(参照写真：(p))。

(才) 本荘中学校(岐阜市雲雀ヶ丘1)



(a) 中舎2階 視聴覚準備室入口



(b) 中舎2階 視聴覚準備室



(c) 本荘中学校 防災倉庫



(d) 本荘中学校 防災倉庫内部

- a 本荘中学校では、中舎2階視聴覚準備室と防災倉庫(コンテナ)の2カ所に備蓄品が保管されてあった。中舎2階の入り口の外には、災害用備蓄物資備蓄庫と表示されており、廊下の壁には災害についての資料が貼ってあった。日常的に防災意識啓発につながるため、他の小中学校でも実施するとよい。備蓄品保管の部屋の鍵の管理者が不在で、鍵がどこにあるのかすぐに分からず、開錠するのに時間を要した。分かり易く管理することが望ましい。室内には、アルファ米・水・毛布が種類別に積んであり保管状況に問題はなかった。ただ、広さにはかなりの余裕があり、長森南小学校の物資が詰め込まれた状況を考えると、備蓄物資と保管場所の広さと備蓄物資の保管必要面積の全体的なバランスを再検討することも望ましい(参照写真：(a)(b))。
- b 防災倉庫は、長森南小学校に設置されている防災倉庫とほぼ同じであるが、一部、地元地域の自主防災組織の備蓄品が保管されてあった(参照写真：(c)(d))。

(力) 柳津中部防災倉庫(柳津町丸野2-52)



(a) 防災倉庫 入口より



(b) 防災倉庫 1階内部



(c) 防災倉庫2階 毛布



(d) 防災倉庫2階

a 柳津中部防災倉庫は軽量鉄骨造2階建ての倉庫である。内部には管理者の異なる物資が混在しており、また毛布はかなり古く衛生上問題がある。防災計画の災害用備蓄品一覧表には柳津中部防災施設として備蓄場所が備蓄倉庫・防災倉庫で備蓄数量が書いてあるが、防災倉庫は柳津中部防災倉庫とは離れた柳津小学校に置いてあるとのことだった。災害用備蓄品一覧表・資機材一覧表に備蓄場所の離れたところをまとめ

て一括記載すると混乱が生じるため、詳細に区別して一覧表を作成することが望ましい(参照写真：(a) (b) (c) (d))。

ウ 食糧品を除く災害用備蓄品の更新について

岐阜市が把握している食糧品を除く備蓄品の使用保証期限・品質保持期限とその物資の買い替え基準を確認したところ、使用保証期限があるにもかかわらず、買い替え基準が災害等で使用した場合となっているものが多数あった。使用保証期限は、メーカーの保証期限という意味であり、使用できなくなるわけではないとのことであるが、災害時に確実に使用できるように点検や使用保証期限・品質保持期限等を参考に更新等を検討することが望ましい。【意見5】

エ 災害用備蓄品の定期的な点検とその報告に対する対応について
備蓄品点検は嘱託職員により実施されており、その結果を下記
の平成29年度の点検実施結果報告書により確認した。

	実施日	設置場所	異常内容	備考
H29年度 1回目	4月19日	芥見東小	ハイジャッキ1組 救命ロープ	
		教育研究所	ハイジャッキ1組	
		芥見小	ハイジャッキ1組	
H29年度 2回目	7月15日	芥見東小	ハイジャッキ1組 救命ロープ	
		教育研究所	ハイジャッキ1組	
		芥見小	ハイジャッキ1組	
H29年度 3回目	10月30日	且格小学校	ガソリン発電機エンジン始動不可	修理済
	11月1日	早田小学校	リヤカー1台 柄一部破損	修理済
	11月7日	白山小学校	リヤカー ネジ不良	修理済
	11月2日	芥見東小	ハイジャッキ1組 救命ロープ	
		教育研究所	ハイジャッキ1組	
H29年度 4回目	1月22日	芥見小	ハイジャッキ1組 救命ロープ	
		芥見東小	ハイジャッキ1組 救命ロープ2本	
		教育研究所	ハイジャッキ1組	

(岐阜市小学校点検実施結果報告書：岐阜市提供資料より作成)

1 事業年度に4回点検が実施されているが、3か所の場所において1回目の異常内容が4回連続で異常内容として報告されているが、異常を確認しながらも何ら対応がされていない。さらに、1カ所(芥見小)においては異常内容が増えている。

	実施日	設置場所	異常内容	備考
H29年度 1回目	4月28日 5月1日	全コミュニティセンター	異常なし	
H29年度 2回目	7月26日 7月27日 7月28日	西部コミュニティセンター	発電機始動不可・ガソリン漏れ	
		南部コミュニティセンター	発電機ガソリン漏れ	
		柳津中央	発電機キャブ不良	
		北部コミュニティセンター	発電機エンジン始動不可	
H29年度 3回目	11月14日	西部コミュニティセンター	発電機始動不可・ガソリン漏れ	
		南部コミュニティセンター	発電機ガソリン漏れ	
		柳津中央	発電機キャブ不良	
		北部コミュニティセンター	発電機エンジン始動不可	
H29年度 4回目	2月5日 2月6日	西部コミュニティセンター	発電機始動不可・ガソリン漏れ	
		南部コミュニティセンター	発電機ガソリン漏れ	
		柳津中央	発電機キャブ不良	
		北部コミュニティセンター	発電機エンジン始動不可	

(コミュニティセンター防災施設点検実施結果報告書：岐阜市提供資料より作成)

コミュニティセンターについての点検実施報告書については、2回目に発電機の異常を確認しているにもかかわらず、その後も修理がされることなく同じ報告が続けられていた。代替機があり実質的には問題無いが、異常を認識したら、早急に対応することが望ましい。

オ 防災用資機材の入出庫管理について

防災用資機材は下記条件において借りりことができる。

- (ア) 借用は、市内在住で営利を目的としない地域活動の団体とする。
- (イ) 借用可能な防災資機材は、原則としてテント、リヤカー及びハンドマイクとする。ただし、防災訓練にて使用の場合は、全ての資機材が借用可能とする。
- (ウ) 借用の期間は、原則として3日以内とする。
- (エ) 借用後は、元の場所へ返却すること。テントが濡れた場合は、乾燥後に返却すること。
- (オ) 万一、破損等が生じた時は、遅滞なくその旨を都市防災部へ報告し、申請者の責任で修理・修繕を行い、元の状態にして返却すること。

借りる場合は、防災用資機材の借用申請書に必要事項を記載して提出するのであるが、過去の書類を確認してみたところ、申請受付日や返却確認日の記載がないものがあった。適正に管理することが望ましい。

カ 備蓄品更新日程について

市は、消費期限の迫った備蓄物資は各連合会・各小中学校等へ防災訓練用として配布している。災害用備蓄品のうち消費期限の迫った粉ミルクの更新についてであるが、防災用備蓄粉ミルクの配布は平成30年3月8日・9日であり、仕様書によると新たな購入の納入期限は平成30年3月16日となっている。3月8日から15日までに災害が発生した場合、粉ミルクが不足する可能性を考えたが、市によると仕様書については納入期限であるため

納入が行われる日時ではなく、落札業者と納入日を調整後に各保育所・保育園と調整を行うため一時的にも備蓄が不足することはないとのことである。

キ 備蓄品のメーカー・種類選定について

岐阜市では災害用備蓄品として乳幼児用粉ミルクを備蓄している。各メーカーの粉ミルクの成分は似ているものの、それぞれ特徴があり、乳幼児によって体に合わないものがある。災害時においてもできるだけ飲み慣れたミルクで授乳できることが最善である。アレルギー対応のものとそうでないものという区分だけではなく、通常のミルクについても1つのメーカーに固定することなく、数種のメーカーの粉ミルクを備蓄しておくことが望ましい。

そして、岐阜市では缶入りミルクのみ備蓄しているが、キューブ状・スティック状の粉ミルクのほうが、ミルクを作るときに計量する必要がなく、普段ミルク作りに慣れていない者も簡単に調乳することができるため、缶入りミルクだけではなく個別包装されたキューブ状・スティック状のミルクも備蓄することが望ましい。

また、乳児用液体ミルクの国内の製造・販売は2018年に解禁になったばかりであるが、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震や2018年の西日本豪雨の際に支援物資として海外製液体ミルクが送られ、被災地の人たちに非常に喜ばれたようである。粉ミルクは調乳用の白湯や哺乳瓶を用意する必要があるが、液体ミルクはその必要がない。今後は液体ミルクの備蓄も考えていくことが望ましい。

また、帰宅困難者用備蓄品には乳幼児用ミルクは含まれていない。市によると帰宅困難者用備蓄品は一時的な滞在を目的に備蓄しているものであり、乳幼児など配慮が必要な場合は避難所に行くことになっているとともに、必要な場合は集中備蓄のミルクで対応することである。粉ミルクの備蓄を考えると、白湯や哺乳瓶の用意も考えないといけなくなるため、国内の液体ミルクの

製造販売の普及を待つことなく、液体ミルクを最低限数準備しておくことが望ましい。

ク 備蓄品のデータ管理の必要性

災害用備蓄食糧、資機材点検記録簿を確認したところ、保存飲料水が平成30年4月1日現在528本あるはずが、記録簿には44箱(8本/箱)352本となっていた。平成29年度には購入による納入記録はないため、平成30年4月1日までに購入により増えることは無い。記録簿の8本/箱は誤りであり、12本/箱の記載が正しい。記録簿の内容を確認するとともに、ミスのない入力を行う体制づくりが必要である。

さらに、現時点の防災情報システムには、災害時に各避難所から支援物資の要請をする機能はあるが、備蓄品の管理機能はないとのことである。備蓄品管理機能を防災情報システムに統合して一元管理することにより、より効率的な管理が行えると考える。

ケ 期限の迫った災害用備蓄食糧品の有効活用について

賞味期限の迫った食糧については、概ね賞味期限が1年を下回る時期に更新することとしており、更新する備蓄品の納入時に旧水道庁舎に移動し、小中学校の防災教育や50地区の防災訓練等に提供していて期限切れ備蓄物資の処分廃棄は無いとのことである。

自主防災隊へはあらかじめ数量を決め送付するという方法により災害用備蓄食糧等の提供がおこなわれている。その提供を案内する文書であるが、「提供品の中に不要なものがありましたら、担当まで御連絡ください」となっている。一部の自主防災隊は数量より多く提供を受けているが、これはすべての隊長が集まる協議会や地域防災訓練の計画時に担当職員が調整しているため不平等は生じていないとのことであるが、場合によっては記載数量より多く送付可能である旨を文書に記載することが望ましい。

各自主防災隊への更新に伴う災害用備蓄食糧等の提供について			
1 アルファ化米	各地区	6	箱
2 おかゆ	各地区	3	箱
3 バランス栄養食	各地区	2	箱
4 クラッカー	各地区	3	缶
5 保存飲料水	各地区	10	箱
提供品の中に不要なものがありましたら、担当まで御連絡ください。			

(岐阜市提供資料より作成)

ここで、フードバンク(市場に流通させることができない余剰食品を蓄え分配することから、食べ物の銀行)と呼ばれる、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動がある。自主防災隊及びフードバンクへの提供数は次項の表のとおりである。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

食料配布一覧	アルファ化米 (単位:箱、50食/箱)	アルファ化米 (単位:箱、50食/箱)	おかゆ (単位:箱、50食/箱)	クラッcker (単位:缶、10食/缶)	バランスパワー (単位:箱、80食/箱)	保存飲料水 (1箱8本・1.5ℓ)
1 金華自主防災隊	6	6	3	3	4	10
2 京町自主防災隊	6	7	3	3	2	10
3 明徳自主防災隊	3	3	3	3	2	10
4 梅林自主防災隊	3	3	3	3	2	10
5 本郷自主防災隊	5	5	3	3	2	10
6 白山自主防災隊	3	3	3	3	2	10
7 華陽自主防災隊	3	3	3	3	2	32
8 徹明自主防災隊	3	3	3	3	2	10
9 木之本自主防災隊	5	5	3	3	2	10
10 本荘自主防災隊	3	3	3	3	2	10
11 岩自主防災隊	3	3	3	3	2	10
12 芥見校区自主防災隊	5	5	3	3	2	10
13 芥見南自主防災隊	5	5	3	3	2	10
14 芥見東自主防災隊	3	4	3	3	2	10
15 藍川自主防災隊	8	3	3	3	2	10
16 日野校区自主防災隊	3	3	3	3	2	10
17 長森西自主防災隊	3	3	3	3	2	10
18 長森北自主防災隊	4	3	3	3	2	10
19 長森東自主防災隊	3	7	3	3	2	10
20 長森南自主防災隊	3	3	3	3	2	10
21 鏡島自主防災隊	3	3	3	3	2	10
22 加納東自主防災団	3	3	3	3	2	10
23 加納西自主防災団	3	3	3	3	2	10
24 菴部自主防災隊	9	9	3	3	2	18
25 厚見自主防災隊	5	5	3	3	2	10
26 三里自主防災隊	3	3	3	3	2	10
27 鴉自主防災隊	7	7	3	3	2	10
28 市橋自主防災隊	7	7	3	3	2	11
29 日置江自主防災隊	3	3	3	3	2	10
30 柳津自主防災隊	3	3	3	3	2	10
31 三輪北自主防災隊	3	3	3	3	2	10
32 三輪南自主防災隊	3	3	3	3	2	10
33 岩野田北自主防災隊	3	3	3	34	2	10
34 岩野田自主防災隊	3	4	3	3	2	10
35 常磐自主防災隊	3	3	3	3	2	10
36 長良東自主防災隊	11	7	3	3	2	10
37 長良西自主防災隊	5	3	4	3	3	10
38 長良自主防災隊	6	3	3	3	2	10
39 鷺山自主防災隊	4	4	3	3	2	12
40 早田自主防災隊	14	14	3	15	2	16
41 則武自主防災隊	3	3	3	3	2	10
42 城西自主防災隊	3	3	3	3	2	10
43 島自主防災隊	3	3	3	39	2	19
44 本田自主防災隊	3	3	3	3	2	10
45 七郷自主防災隊	3	3	3	3	2	10
46 黒野自主防災隊	3	3	3	3	2	10
47 西郷自主防災隊	7	6	3	3	2	10
48 方県自主防災隊	9	6	3	3	2	19
49 合渡自主防災隊	4	4	3	3	2	10
50 綱代自主防災隊	3	3	3	3	2	10
合 計	158	155	151	229	103	440
総合計	215	196	199	424	132	646
	10,750 食	9,800 食	9,950 食	4,240 食	10,560 食	5,168 本

平成30年度 岐阜市包括外部監査

食料配布一覧	アルファ化米 (単位：箱、50食/箱)	アルファ化米 (単位：箱、50食/箱)	おかゆ (単位：箱、50食/箱)	クラッcker (単位：缶、10食/缶)	バランスパワー (単位：箱、80食/箱)	保存飲料水 (1箱8本・1.5L)
1 金華小学校	5	5				
2 梅林小学校	1	1				
3 明郷小学校						
4 白山小学校						
5 華陽小学校						
6 微明さくら小学校						
7 本荘小学校						
8 岩小学校						
9 苗見小学校						
10 苗見東小学校						
11 藍川小学校						
12 日野小学校						
13 長森西小学校						
14 長森北小学校						
15 長森東小学校						
16 長森南小学校						
17 鏡島小学校	3	2				
18 加納小学校						
19 加納西小学校						
20 苗部小学校						
21 厚見小学校	1	2				
22 三里小学校	2	1				
23 鴉小学校	1	1				
24 市橋小学校		3				
25 旦格小学校	3	3				
26 三輪北小学校	3					
27 三輪南小学校						
28 岩野田北小学校						
29 岩野田小学校						
30 常磐小学校						
31 長良東小学校						
32 長良西小学校	2	1	1	3	1	
33 長良小学校						
34 鷺山小学校						
35 早田小学校						
36 則武小学校						
37 城西小学校						
38 島小学校	1	2				
39 木田小学校						
40 七郷小学校						
41 黒野小学校						
42 西郷小学校						
43 方県小学校						
44 合渡小学校	2	3				
45 網代小学校						
46 岐阜西中学校	15					12
47 藍川北中学校	4					
48 境川中学校	10	10				
49 東長良中学校	1					
50 自然の家	1	1				
51 総合防災訓練	5	5	5		20	23
53 藍川東中学校		4				
54 生活福祉課			11	3		1
55 フードバンク			32	192	8	170
合 計	57	41	48	195	29	206
総 合 計	215	196	199	424	132	646
	10,750 食	9,800 食	9,950 食	4,240 食	10,560 食	5,168 本

フードバンクへの提供数の全体に占める割合が、おかゆ16%・クラッカー45%・栄養補助食品6%・飲料水22%となっていた。自主防災隊への配布は一部数量に差があるもののほぼ平均的になっているが、小中学校については17校とかなり利用校が少ない。他市町村では、下記のような試みがされている。

- (ア) 防災の日の給食は、アルファ米と炊き出し用の鍋を想定した豚汁、シロップ漬けのみかん、飲み物は保存水。そして、おやつは防災用の乾パン。(参照：太陽の子保育園HP)
- (イ) 防災の日に合わせ、給食で災害時用のレトルトカレーを出した。カレーは学校給食センターに備蓄されているもの。各家庭での保存食の備蓄のやり方などを学んだ後、生徒たちがカレーの封を開けてご飯と味わった。(参照：毎日新聞)

フードバンクへの提供は食糧品の廃棄を避けられるため認容できることはあるが、備蓄品は市民の税金で購入した物資であることから、フードバンクへの提供を安易に選択すべきではなく最終手段と考えることが望ましい。防災に関する授業や給食に取り入れる等、防災教育への活用と防災意識向上のために、災害用備蓄食糧品の有効利用を考えていくことが望ましい。

また、平成27年度から平成29年度の災害用備蓄品粉ミルク配布状況は次項の通りである。

(災害用備蓄品粉ミルク配布状況(平成27年度～平成29年度))

(公立)	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	(私立)	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
保育所名	通常ミルク	通常ミルク	通常ミルク	アレルギー対応ミルク	アレルギー対応ミルク	アレルギー対応ミルク	保育園名	通常ミルク	通常ミルク	通常ミルク	アレルギー対応ミルク	アレルギー対応ミルク	アレルギー対応ミルク
京町	20	20	30				聖徳	10	10	10	7		5
島							木之本	15	15	15			3
早田							黒野						
鷺山	20	20	40				鶴	10	6	13			
合渡							みぞはた	15	6	10		6	
長森南	10	16	15				茜部						
長森北							さゆり						
木田	15	10	5				領下						
あかね							若葉						
西郷							桜						
市橋	40	40	40			5	常磐	10	15	12	5	5	4
網代							七郷	10	12	10	5	5	5
岩野田							鏡島	10	10	15			
三輪南							長良	15	10	15			
あいかわ	40	40	20				大洞	15	10	10			
則武							梅林	10	6	6			
三輪北							華陽	10	10	10			
黒野	40	40	30				沖ノ橋	10	15	10	5	6	5
柳津東	6	10	5				駒爪	10	15	15			
佐波	5	10	5				本荘						
合計	196	206	190	0	0	5	加納西	10	10	15			
							日置江	10	10	10	10	10	5
							なかよし岐阜南						
							日野						
							三里	10	10	10			
							岩						
							合計	180	170	186	32	32	27

(岐阜市提供資料より作成)

平成27年度から平成29年度の災害用備蓄品粉ミルク配布状況を確認したところ、1歳未満を受け入れている保育所を対象に各保育所に調査を実施し配布数を調整していることであり問題はなかった。

コ 各地域の相互協力体制について

災害発生時、被災地へ被災していない別の市内地域から資機材を移動して使用すること(各地域の相互協力体制の有無)について、市へ確認したところ、水害、土砂災害、地震などの災害種別や地域性などに応じて移動させて有効に使用することとしているとの回答を得た。しかし、マニュアル等は整備されていないことである。岐阜市内のすべての地域が同時に被災する確率は低く、それぞれの地域(自主防災隊等を含む)が発電機等の資機材を備蓄していることを考えると、市内の備蓄資機材の相互有効活用方法

を確立しておくことは、岐阜市の防災力を向上させる。利用規約やマニュアルなどを整備しておくことが望ましい。

サ 物資確保等に関する協定内容の定期的な確認について

物資確保等に関する協定について市に確認したところ、協定先と実際におこなわれた協議の実施年月日とその内容は下記のとおりである(平成29年度以前実施のもの直近より5件)。定期的な協議は行っていないが、年度当初に人事異動による連絡先の交換や、総合防災訓練の合同説明会、訓練内容の協議、訓練の実施などにより、顔の見える関係を構築しており、連絡先や担当者等に変更があった場合は、随時通知を受け毎年10月に実施している総合防災訓練の合同説明会の際に確認している。物資確保等に関する協定内容(品目の適切性・協定先等)の見直し等の検討の実施については、総合防災訓練に参加してもらい実行性を確保し、必要に応じて見直しを行うこととしているとの回答を得た。

協定年月日	協定先	協定名称	協議年月日	協議内容
平成29年11月20日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部	災害時における建設機械及び仮設トイレ等の支援に関する協定		
平成29年5月29日	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定		
平成29年2月2日	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成30年4月13日	両者の連絡先の確認 地図の入替
平成28年9月12日	5日で5000枚の約束。実行委員会	災害時における畠の提供に関する協定		
平成27年6月8日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	平成30年4月23日	両者の連絡先の確認

(岐阜市提供資料より)

また、上記協定のほか物資に関する協定には下記がある。

協定年月日	協定先	協定名称
平成27年2月6日	大丸板紙加工株式会社	災害時における物資の供給に関する協定書
平成24年8月23日	社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定
平成24年5月15日	株式会社トーカイ	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
平成23年1月14日	株式会社コガネパン	災害時における食糧品供給に関する協定
平成22年1月14日	岐阜流通センター協同組合連合会	災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定
平成19年10月12日	株式会社パロー	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
平成18年6月27日	イオン株式会社中部カンパニー (締結当時の名称)	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
平成16年1月16日	生活協同組合コープぎふ	緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定
平成8年5月10日	ぎふ農業協同組合	災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書

(岐阜市防災計画参考資料 災害時相互応援協定・覚書一覧より)

上記のうち、ぎふ農業協同組合(岐阜市農業協同組合)・生活協同組合コープぎふ・イオン株式会社中部カンパニー(締結当時の名称)については、覚書・協定・協定書において円滑な推進のために定期的に協議を行うものとするとしている。しかし、市によると定期的な協議は行われていない。ただし、毎年の総合防災訓練に協定先として参加していただきしており、その際に意見交換を行っているため、実質的には問題がないことであるが、覚書・協定・協定書にうたってある定期協議も織り交ぜ、より連携を図っていただきたい。

2. 自主防災組織運営・資機材整備等助成

(1) 概要

自主防災組織運営・資機材整備等助成については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第5節自主防災組織の育成と強化において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

〈実施内容〉

7 防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材を、各コミュニティ防災センター等に配備している。

なお、一部資機材については、各地域の小学校等指定拠点避難所に分散配備している。

岐阜市では、自主防災組織による自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害に対する対応能力を養成し、応急対策に万全を期し、地域の秩序と住民福祉の確保を図るために、岐阜市自主防災組織連絡協議会および各地域の自主防災組織に対し補助金を交付している。

ア 方針

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

イ 実施内容

(ア) 自主防災組織づくり

現在、50の自主防災隊(団)が組織されている。市は、防災計画、地域防災コミュニティ計画の作成支援及び防災訓練等の指導を行い、その育成強化を推進するとともに、地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努める。また、自治会加入を促進し、組織の強化を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

a 組織の規模

組織的な活動を円滑に行うため、市民生活の基礎的な地域として一体性を有する自治会連合会等を単位とする。

b 災害時の組織の編成及び分担任務

- (a) 総括情報班 情報の収集及び伝達、災害広報
- (b) 消・水防班 消・水防活動、出火防止の広報
- (c) 救助救護班 負傷者の救助、救護
- (d) 避難誘導班 避難誘導、危機箇所等の把握
- (e) 避難行動要支援者支援班 避難行動要支援者の安否確認、その他支援
- (f) 給食給水班 炊出し、給食救援物資の配分の協力
- (g) 市民消火班(隊) 初期消火、避難路の確保、延焼防止、生活用水の確保

c 平常時の役割

- (a) 防災意識の向上及び防災知識の普及に関すること
- (b) 災害予防に関すること
- (c) 防災訓練、防災研究会等の実施に関すること
- (d) 消火、水防資機材、避難誘導用具の整備に関すること
- (e) 非常食等の備蓄指導、防災資機材の取扱いに関すること
- (f) 高齢者、障がい者、負傷者などの避難行動要支援者の把握に関すること
- (g) その他防災上必要な事項

(イ) 各自主防災組織の防災計画等の策定

各自主防災組織は、災害時の活動を迅速、的確に行うため、防災計画及び地域防災コミュニティ計画を策定し、隨時見直しを図る。なお、当該計画が、災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ場合、当該計画を地区防災計画として市に提案することができる。

市は、地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるとときは、本計画に地区防災計画を記載する。

また、災害時に避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、各地域で協議会等を設置し、避難行動要支援者の支援行動マニュアルを策定する。

(ウ) 防災リーダーの育成

市は、自主防災組織のリーダーを中心に、地域防災指導員研修会や防災士育成支援事業を実施し、防災知識及び技術の向上をはかることにより、自主防災組織の活動を充実させ、地域防災力の向上を図る。その際、避難所の運営にも男女の視点を取り入れ、避難者一人ひとりのニーズを把握し細やかな支援を行うため、女性のリーダーの育成にも努めるものとする。また、災害奉仕団に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、地域防災指導員研修会等への参加を促進する。

(エ) 自主防災組織の現況

岐阜市における自主防災組織の編成状況は以下である。

ブロック	組織名	
中部1ブロック	金華自主防災隊	京町自主防災隊
	明徳自主防災隊	梅林自主防災隊
	白山自主防災隊	華陽自主防災隊
中部2ブロック	徹明自主防災隊	本郷自主防災隊
	木之本自主防災隊	本荘自主防災隊
	鏡島自主防災隊	
東部1ブロック	岩自主防災隊	芥見校区自主防災隊
	芥見自主防災隊	芥見東自主防災隊
東部2ブロック	日野校区自主防災隊	長森西自主防災隊
	長森北自主防災隊	長森東自主防災隊
	長森南自主防災隊	
南部1ブロック	加納東自主防災団	加納西自主防災団
	茜部自主防災隊	厚見自主防災隊
南部2ブロック	三里自主防災隊	鶴自主防災隊
	市橋自主防災隊	日置江自主防災隊
	柳津町自主防災隊	
日光ブロック	早田自主防災隊	則武自主防災隊
	城西自主防災隊	島自主防災隊
北部1ブロック	三輪北自主防災隊	三輪自主防災隊
	藍川自主防災隊	岩野田北自主防災隊
	岩野田自主防災隊	常磐自主防災隊
北部2ブロック	長良東自主防災団	長良西自主防災隊
	長良自主防災隊	鷺山校区自主防災隊
北部3ブロック	木田自主防災隊	七郷自主防災隊
	黒野自主防災隊	西郷自主防災隊
	方県自主防災隊	合渡自主防災隊
	網代校区自主防災隊	

(平成29年1月1日現在50組織 176,762世帯)

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 自主防災組織への助成は計画的に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への助成にあたり、計画が策定されているか ・計画が策定されている場合、当該計画に沿って進められているか ・関係者へのヒアリングの実施
イ 自主防災組織への助成の実態把握は適切におこなわれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への助成に基準が設けられているか ・設けられている基準は合理的なものとなっているか ・自主防災組織への助成の成果は把握できているか ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 自主防災組織への助成は計画的に実施されているか			○
イ 自主防災組織への助成の実態把握は適切におこなわれているか			○

【監査意見】

ア 近年、多くの災害が起きており、災害対応に重要な自助・共助を強化するには、自主防災組織の人材・組織が取り扱う資機材を充実させることが重要であり、そのためには補助金の交付継続が必要なため、市は今後も自主防災組織への助成に予算を確保していく方針である。自主防災組織への補助はおこなわれてきている。岐阜市の防災力を強固にするには、共助の底力となる自主防災組織への助成は不可欠であり、今後も継続する必要があると考える。

補助金の交付金額は、国勢調査による世帯数をもとに算出する方法によるもので、地域ごとに補助金額に差が生じている。平成

29年度の補助金実績では、最も高い地域が428,000円で低い地域が155,000円であり、273,000円の差があった。補助金交付要綱によると、補助金で防災資機材や収納庫の整備等が可能となっているが、世帯数の地域差で補助金額に差が生じるため、補助金の金額が少なくなる地域では一定額以上の高額になる資機材について購入しづらい。一定額以上の資機材の購入については、防災活動に関する補助金とは区別して、地域格差が広がらないように補助を考えることが望ましい。【意見6】

補助金の交付は、岐阜市自主防災組織強化対策補助金要綱に基づき交付されている。前金払により、交付金額を下回った場合は補助金との差額を返納することになっているが、過去に返納した事例は無い。すべての組織が毎年、補助金交付金額を上回る支出をしていることになる。各地区への補助金は次項のとおりである。

(単位：円)

地区名	補助金	
	防災活動	防災訓練
金華	214,000	60,000
京町	200,000	60,000
明徳	196,000	60,000
梅林	257,000	60,000
白山	238,000	60,000
華陽	261,000	60,000
徹明	214,000	60,000
本郷	254,000	60,000
木之本	234,000	60,000
本荘	320,000	60,000
鏡島	327,000	60,000
岩	201,000	60,000
芥見	242,000	60,000
芥見南	184,000	60,000
芥見東	229,000	60,000
日野	253,000	60,000
長森西	278,000	60,000
長森北	240,000	60,000
長森東	245,000	60,000
長森南	345,000	60,000
加納東	241,000	60,000
加納西	264,000	60,000
茜部	357,000	60,000
厚見	356,000	60,000

地区名	補助金	
	防災活動	防災訓練
三里	368,000	60,000
鶴	327,000	60,000
市橋	367,000	60,000
日置江	202,000	60,000
柳津町	341,000	60,000
早田	308,000	60,000
則武	272,000	60,000
城西	263,000	60,000
島	322,000	60,000
三輪北	163,000	60,000
三輪南	270,000	60,000
藍川	228,000	60,000
岩野田北	248,000	60,000
岩野田	260,000	60,000
常磐	225,000	60,000
長良東	290,000	60,000
長良西	343,000	60,000
長良	245,000	60,000
鷺山	301,000	60,000
木田	178,000	60,000
七郷	295,000	60,000
黒野	428,000	60,000
西郷	254,000	60,000
方県	165,000	60,000
合渡	224,000	60,000
網代	155,000	60,000

合計	13,192,000	3,000,000
----	------------	-----------

(岐阜市提供資料より作成)

補助金の使い方を考える際、必要なものは何かを考えることは重要ではあるが、予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい。

【意見7】

イ　自主防災組織が市へ提出した補助事業等実績報告書をみると、購入金額が高額の以下の資機材がある。

(単位：円)

ポート	145,880	エンジンチェーンソー	59,605
テント	315,792	発電機2台	212,000
発電機	172,800	釜	179,280
収納庫	208,000	発電機	257,580
パソコン	56,000		

(岐阜市提供資料より作成)

岐阜市としては、補助金交付要綱に基づいて適正な内容かどうか確認を行い、交付対象団体から事前相談(補助金の使用内容や書類の作成方法等)を受けつけているほか、申請書提出時に適正な使用内容かどうかチェックしていることだが、自主防災隊が購入した物資について、岐阜市はその後どのような管理をされているのか把握していない。

また、自主防災組織が購入した資機材は、購入した自主防災組織が管理すること、購入した自主防災組織の所管である旨の記載をすることの義務付けはされていない。これでは補助金で購入したもののが、実際に補助金を受けている自主防災組織の防災活動に使用されているのか明確ではない。各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、また自主防災隊がどのような管理をしているのかを、毎年、何隊かの自主防災隊を無作為に選び、市が実際に確認を行うことが望ましい。市のそのような不定期のチェックがあることで、自主防災隊の備品管理に緊張感が生まれ、補助金の適正かつ有効活用につながる。【意見8】

補助金を受けた自主防災組織連絡協議会・自主防災隊は、補助事業等実績報告書を市へ提出する。市はこの報告書の内容を確認する際、領収書等の提出は求めていない。たしかに、岐阜市自主防災組織強化対策補助金交付要綱によると、領収書等の確認まで求められていない。しかし、報告書の記載事項に誤りがないかは報告書の記載金額を見ただけでは確認が得られるものではなく、補助金の適正な使用を見届けるには、一定額以上の用途について

は領収書の写しの提出または領収書の確認を行うことが望ましい。

【意見9】

なお、岐阜市自主防災組織強化対策補助金交付要綱(一部抜粋)、及び岐阜市補助金等交付規則(平成10年岐阜市規則第55号)(一部抜粋)は以下の通りである。

(ア) 岐阜市自主防災組織強化対策補助金交付要綱(一部抜粋)
(第5条)

規則第15条の規定による実績報告は、事業の完了後遅滞なく提出するものとする。

(第7条)

補助金の交付に係る手続については、規則第16条及び第18条第2項の規定は、適用しない。

(イ) 岐阜市補助金等交付規則(平成10年岐阜市規則第55号)(一部抜粋)

(第12条)

補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しておかなければならない。

(第16条)

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知しなければならない。

自主防災組織連絡協議会も自主防災隊も補助事業等実績報告書を提出する。自主防災隊は自主防災組織連絡協議会負担金を自主防災組織連絡協議会へ支払う。ここで、自主防災隊が作成する補助事業等報告書について確認したところ、記入すべき箇所に必要な記載がされていない項目があった。今後、市は自主防災体から提出された補助事業等実績報告書を確認し、適切に作成するよう指導することが望ましい。【意見10】

3. 防災士育成支援事業

(1) 概要

防災士育成支援事業については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第5節自主防災組織の育成と強化において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

〈実施内容〉

3 防災リーダーの育成

市は、自主防災組織のリーダーを中心に、地域防災指導員研修会や防災士育成支援事業を実施し、防災知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させ、地域防災力の向上を図る。その際、避難所の運営にも男女の視点を取り入れ、避難者一人ひとりのニーズを把握し細やかな支援を行うため、女性の防災リーダーの育成に努めるものとする。

また、災害奉仕団に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、地域防災指導員研修会等への参加を促進する。

岐阜市では、熊本地震で発生した課題等を踏まえ、地域がより主体的に避難所運営や救護活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう、地域の防災リーダーとして必要な知識や技術を身につけた防災士を、各地域で育成支援する取組みを進めている。

防災士は、阪神・淡路大震災の教訓の伝承と市民による新しい防災への取り組みを推進することを目的として、日本防災士機構が主催し、平成15年に誕生した。平成29年には、およそ13万人が防災士となっており、関心・注目を集めている資格である。

多くの自治体が住民個人に対して防災士資格取得費用・防災士教本代・受験料・認定手続料について助成・負担している。

一方、現状では防災士の資格は民間資格であり、防災関係の仕事で必要条件とされるものでなく、就職・転職等で大きい評価を受けられることもそれほど期待できるものでもない。地域の防災組織として消防団等が存在するところ、なぜ防災士の資格取得を支援するのか、防災士に期待するのはどのようなことであり、その活躍を市としてどのように導いていくかとしているのかを監査する。(参照：日本防災士機構HP等)

ア 目的

岐阜市では、災害時に、「行政」が迅速に応急・復旧対応に従事できるよう、各地域の自主防災組織による主体的行動を推進するため、防災についての専門的な知識を持つ「防災士」の育成に努めている。

イ 実施内容

防災士資格の取得に必須となる、研修会(座学・グループワーク・救命救急講習)及び資格取得試験を実施する。

研修会の運営、資格取得試験の開催手配については、専門事業者へ委託している。

会場の提供、受講者の募集については、岐阜市でおこなっている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 防災士育成支援は計画的に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士育成支援にあたり、計画が策定されているか ・計画が策定されている場合、当該計画に沿って進められているか ・関係者へのヒアリングの実施
イ 防災士育成支援は実効性を考えておこなわれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士育成支援に基準が設けられているか ・設けられている基準は合理的なものとなっているか ・防災士育成支援事業の成果は把握できているか ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 防災士育成支援は計画的に実施されているか	○		
イ 防災士育成支援は実効性を考えておこなわれているか			○

【監査意見】

ア 岐阜市は、市内の各地域において地域災害対策の要となる防災士の育成を支援することとし、その防災士育成支援事業は業務委託によりおこなわれている。委託を受けた者は、講師を派遣し、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験のために必要な講座を開催することになる。平成29年度は、計画通り実施され、防災士育成研修会の受講者は50名、防災士資格合格者も50名(男性49名・女性1名)であった。なお、平成30年度は、防災士育成研修会の受講者は47名、防災士資格合格者は46名(男性38名・女性8名)である。

防災士育成支援事業の実施状況は計画通りに進められており、問題ない。

(ア) 防災士育成支援事業

a 防災士育成支援の対象者

各地域の自主防災組織(50組織)から推薦を受けた者とする。

b 支援内容

(a) 資格取得に必須となる2日間の専門研修会を委託して実施

(b) 資格取得試験の開催を手配

c 平成29年度実施内容

(a) 7月29日 会場研修 9:00～18:30
1時限目～7時限目 講習

(b) 7月30日 会場研修及び試験 9:00～18:10
1時限目～6時限目 講習
7時限目 防災士資格取得試験

イ 防災士育成支援事業への参加を性別でみると、以下となつてゐる。

	自主防災組織	受講者(人)						合格者(人)					
		H30		H29		累計		H30		H29		累計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1	自主防災隊	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
2	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
3	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
4	自主防災隊	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
5	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
6	自主防災隊	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
7	自主防災隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
9	自主防災隊	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3
10	自主防災隊	2	0	3	1	5	1	1	0	3	1	4	1
11	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
12	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
13	自主防災隊	1	0	3	0	4	0	1	0	3	0	4	0
14	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
15	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
16	自主防災隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
18	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
19	自主防災隊	3	0	1	0	4	0	3	0	1	0	4	0
20	自主防災隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	自主防災団	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
22	自主防災団	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
23	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
24	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
25	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
26	自主防災隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
28	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
29	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
30	自主防災隊	2	0	2	0	4	0	2	0	2	0	4	0
31	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
32	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
33	自主防災隊	1	1	1	0	2	1	1	1	1	0	2	1
34	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
35	自主防災隊	1	0	2	0	3	0	1	0	2	0	3	0
36	自主防災隊	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
37	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
38	自主防災隊	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
39	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
40	自主防災団	2	0	1	0	3	0	2	0	1	0	3	0
41	自主防災隊	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
42	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
43	自主防災隊	2	0	1	0	3	0	2	0	1	0	3	0
44	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
45	自主防災隊	2	0	1	0	3	0	2	0	1	0	3	0
46	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
47	自主防災隊	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1
48	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
49	自主防災隊	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
50	自主防災隊	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	0
		39	8	49	1	88	9	38	8	49	1	87	9

女性の比率が平成29年度は2%、平成30年度は増えているものの16%と低くなっている。所属団体、役職別では、自主防災組織顧問・公民館主事・婦人会会長・女性防火クラブ会長・幼稚園園長等であり、男性の所属団体等より多岐にわたっている。地域がより主体的に避難所運営や救護活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう、地域の防災リーダーとして必要な知識や技術を身につけた防災士の育成を支援することを目的としていることを考えると、性別・職種への配慮が望ましい。

ウ 所属団体等の中に消防団である者が96名中19名(約19%)、水防団という者が2名(約2%)含まれている。以前から地域の防災組織として消防団・水防団が存在するうえに、あえて平成29年度から防災士育成支援事業を開始したのである。ということは、防災士が消防団員や水防団員と違う役割を担うことを期待していかなければならないはずである。消防団・水防団は災害発生時・発生危険時に防災減災の役割を担う非常勤の特別職公務員である。ゆえに、消防団や水防団は行政にあたることになる。岐阜市では、災害時に、「行政」が迅速に応急・復旧対応に従事できるよう、各地域の自主防災組織による主体的行動を推進するため、防災についての専門的な知識を持つ「防災士」の育成に努めているのであるが、防災士は「行政」が迅速に応急・復旧対応に従事できるように育成支援されるものであるから、消防団員・水防団員を支援対象者とすることは「行政」を支援することになり、自主防災組織による主体的行動を推進することにならず、目的を達成しにくくなる。多くの市民が防災へ関心を持ちやすくするため、防災士育成支援対象者は、各地域の自主防災組織(50組織)から推薦を受ける者とされているが、できる限り幅広い分野の市民が推薦されるような配慮が望まれる。

エ 防災士育成支援事業で資格を取得した者の年齢及び性別は以下のと/or>なっている。

会社・団体名等	登録年齢	性別	会社・団体名等	登録年齢	性別
自主防災組織	72	女	自主防災組織	64	男
自主防災組織	67	男	地域防災指導員	67	男
消防団	58	男	自主防災組織	71	男
消防団	46	男	自主防災組織	66	男
消防団	18	男	自主防災組織	56	男
	73	男	自主防災組織	58	男
消防団	41	女	自主防災組織	64	男
自主防災組織	71	男	自主防災組織	67	男
	33	男		66	男
自治会連合会事務局	60	女	自主防災組織	69	男
自主防災組織	67	男	自主防災組織	71	男
自主防災組織	76	男	自治会連合会	59	男
自主防災組織	74	男	防火クラブ	70	女
自主防災組織	75	男	自主防災組織	69	男
自主防災組織	63	男	消防団	46	男
婦人会	66	女	自主防災組織	66	男
公民館主事	50	女	水防団	46	男
女性防火クラブ	59	女	自主防災組織	68	男
消防団	40	男	自治会連合会	71	男
消防団	47	男	自主防災組織	63	男
消防団	44	男	自主防災組織	61	男
幼稚園園長	62	女	自主防災組織	70	男
中学校	14	男		65	男
自主防災組織	70	男	地域安全指導員	71	男
	63	男	消防団	45	男
自治会連合会事務局	55	男	消防団	63	男
自主防災組織	63	男	自主防災組織	66	男
自主防災組織	70	男	水防団	49	男
自主防災組織	61	男	消防団	59	男
自治会連合会	65	男	自主防災組織	68	男
消防団	35	男	消防団	44	男
消防団	43	男	消防団	58	男
自主防災組織	74	男	自主防災組織	76	男
自主防災組織	42	男	市民消火隊	69	男
自主防災組織	61	男	自治会	62	男
自治会連合会	63	男	消防団	41	男
	52	男	消防団	45	男
自主防災組織	58	男	自主防災組織	68	男
	51	男	自主防災組織	71	男
体育振興会	44	男	自主防災組織	68	男
消防団	57	男	婦人会	56	女
防災ボランティア	62	男	自主防災組織	67	男
自主防災組織	65	男	自主防災組織	68	男
市民消火隊	67	男	自主防災組織	75	男
自主防災組織	64	男	自主防災組織	69	男
自治会連合会	60	男	自治会連合会	68	男
消防団	65	男			
自主防災組織	63	男			
自主防災組織	49	男			
自主防災組織	69	男			

現時点の人数は、平成29年度50名・平成30年度46名の計96名であり、資格取得者の登録年齢は14歳から75歳となっており、その平均年齢は60歳である。防災士の資格取得には年齢制限はない。日本防災機構では、研修内容が基本的に成人を想定していること、試験があること、救命救急講習があること、防災士に期待される一般的な社会的役割等を考えると中学生以上が望ましいとしている。14歳では若すぎるのではないかとも考えられるが、幅広い年齢層が防災についての専門的な知識を持つことは緊急時により柔軟な対応が期待できること、若い年齢の者に意識喚起をすることは周囲に与える影響がより大きいことを考えると、14歳でも支援対象にする意味は十分ある。自主防災組織からの推薦者という枠組みとは別に、少年消防クラブ等へも積極的に防災士資格取得支援を広げることも検討することが望ましい。

オ 岐阜市では平成30年12月まで防災士育成支援事業により資格取得した者に対し、資格取得後の定期的な研修等は行っていなかった。平成29年度に資格取得した者は1年以上、岐阜市の支援を受け資格取得したものは何も研修等を受けることなく過ごしていたことになる。岐阜市が何を期待して防災士の資格取得支援をしたのかを、しっかりと定期的に伝えていかなければ、ただ資格を取得しただけにとどまってしまう可能性がある。せっかく防災士適任の保証を受けた人材の活躍を岐阜市として活用していく機会を逃さないためにも、支援後の積極的な研修等の開催を行うことが望ましい。【意見11】

平成30年12月2日には、はじめて意見交換会が開催されるということであるが、合格者96名中参加申込があったのは29名であった。現在の参加率は30%であるが、今後はより参加率が上がっていくことが望ましい。

4. 避難所表示看板設置更新事業

(1) 概要

避難所については、「岐阜市地域防災計画」第2章第6節 避難対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民は、速やかに安全な場所に避難することが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制の整備を図る。その際、屋内待避（上階への移動を含む）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。また、住宅の倒壊等により、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

〈実施内容〉

5 指定緊急避難場所

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、図記号を用いた看板の設置等により地域住民への周知徹底を図る。

また、防災公園の整備等、指定緊急避難場所の充実を図るとともに、災害時の施設開放責任者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備する。

自主防災組織や単位自治会は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、指定緊急避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。

なお、状況によっては、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあるため、必要に応じ、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として屋内安全確保を行う必要があることに留意する。

6 広域避難場所

災害により地域全体が危険になった場合に避難する場所をいい、概ね次の基準による。

- ア 面積は、概ね10ヘクタール以上の空地等であること。
- イ 大火輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて木造地域から適當な間隔があること。
- ウ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していること。また、多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- エ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- オ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。
- カ 避難者の安全を図るために消防用水、飲料水等の整備及び応急救護所として利用できる建築物の確保が図れること。

7 指定避難所等

市は、公共施設の中から被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、看板の設置等により地域住民に周知徹底を図るとともに、良好な避難所生活を過ごせるよう、環境の整備に努める。指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができることとし、その指定について、一定の基準を設けるとともに、避難所施設の管理について、指定管理者制度を導入している場合は、迅速に避難所を開設できるよう契約する。

市は、避難所に指定する公共施設等のバリアフリー化、マンホールトイレ等災害用トイレの整備、トイレの洋式化など避難所施設の充実を進めるうえにおいて、要配慮者にも配慮した避難所施設の整備を図る。

(1) 指定避難所

被災者の滞在のために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮の上策定した指定基準に基づき、指定避難所を指定する。

(2) 指定拠点避難所

指定避難所のうち、被災者の受け入れ及び支援の拠点となる施設を各地域において1箇所選定し、災害用備蓄食料、簡易トイレ、発電機、携帯電話の充電器等避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

(3) その他の避難可能施設

市は、指定避難所以外に、災害時に被災者の受け入れが可能な民間施設の確保に努める。

確保する施設は、指定避難所の指定基準を準用し選定する。

(4) 福祉避難所

一般的な指定避難所では生活に支障をきたす要配慮者のために、円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている社会福祉施設等を、地域や障がいの特性にも配慮のうえ、覚書を締結し指定する。

なお、市は、福祉避難所への円滑な避難者の受け入れを図るため、福祉避難所の開設訓練及び運営マニュアルの策定、必要な物資の備蓄を行う。

また、福祉施設に限らず、宿泊施設等の要配慮者を受け入れ可能な施設の確保に努めるものとする。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 避難所等の指定に必要な条件が適切に設定されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の指定に必要な条件を定めているかを確認 ・避難所等の指定条件を定めた文書を閲覧
イ 指定された避難所等が必要な条件を満たしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の指定に際し、必要な条件を満たしていることを確認した文書を閲覧
ウ 想定される災害に対し必要な避難所等が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定による避難者数を確保できるよう避難所を指定できているかを確認
エ 避難所表示看板の表示ルールは国等の基準に従っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・市の避難所表示看板の表示ルールが国等の基準と整合しているかを確認
オ 避難所表示看板の維持管理は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所表示看板の維持管理方法を確認
カ 避難所表示看板設置更新に係る契約等が、入札ルールに従い実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務に関連する資料を閲覧 ・入札ルールに従い実施されているかを確認
キ 今後の避難所表示看板の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・作成された修繕・更新計画を閲覧 ・修繕・更新計画について、現状把握している実績等から変更の必要がないかを確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 避難所等の指定に必要な条件が適切に設定されているか	○		
イ 指定された避難所等が必要な条件を満たしているか			○
ウ 想定される災害に対し必要な避難所等が確保されているか		○	○
エ 避難所表示看板の表示ルールは国等の基準に従っているか	○		
オ 避難所表示看板の維持管理は適切に行われているか	○		
カ 避難所表示看板設置更新に係る契約等が、入札ルールに従い実施されているか	○		
キ 今後の避難所表示看板の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか			○

【監査意見】

ア 指定避難所の指定条件の判定

指定避難所を指定するにあたり、岐阜市において定めた「岐阜市避難所指定基準」により、「規模」「構造」「設備」「災害対応」「輸送」の5項目ごとに基準を満たしているかを判定している。

項目	岐阜市指定避難所の基準	備考
規模	潜在する部分の床面積は99m ² 以上であること	—
構造	耐震性能を有すること	新耐震基準(昭和56年6月1日以降に建築)に該当、又は耐震診断による耐震指標Is値が0.6以上(地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い)、又は耐震改修済み
設備	一般的に避難者が滞在するために必要な設備	給排水設備、電気設備、ガス設備、通信設備など
災害対応	下記ア～ウの項目いずれかを満たすこと	
	ア 火災による延焼の危険性が低いこと	耐火、準耐火建築物であること、十分な隔離距離が確保されていることなど
	イ 洪水による浸水の危険性が低いこと	洪水ハザードマップによる浸水深が0.5～2.0m未満の場合は2階以上の部分が有効、2.0～5.0m未満の場合は3階以上の部分が有効
	ウ 土砂災害の危険性が低いこと	土砂災害警戒区域外であること
輸送	緊急輸送道路から避難施設の入口まで、大型トラックが進入できる道路があること	車の進入が可能な入口部の道路幅員は5.5m以上

ここで、直近に指定したスポーツ交流センター（岐阜市曾我屋1丁目145-1）及び岐阜市もえぎの里多目的体育館（岐阜市柳津町下佐波西1丁目41番地）について、上記5項目を判定した資料を閲覧、及び「地域防災計画（一般対策計画）」の指定避難所一覧にある各施設の災害種別ごとの影響結果、次項のとおりであった。

(各施設の判定資料)

項目	スポーツ 交流センター	もえぎの里 多目的体育館
規模	○	○
構造	○	○
設備	○	○
災害対応		
ア(火災)	× * 1	× * 3
イ(洪水)	×	○
ウ(土砂災害)	○	○
輸送	○	× * 2

(地域防災計画(一般防災対策)の指定避難所一覧)

項目	スポーツ 交流センター	もえぎの里 多目的体育館
災害種別ごとの影響		
洪水	×	△
内水	○	○
土砂災害	○	○
火災その他	○ * 1	○ * 3

(ア) スポーツ交流センターについては、*1のとおり、指定基準の判定において火災による延焼の危険性が低いか否かの検討が行われていないにもかかわらず、災害種別ごとの影響については、火災災害の場合に避難可能な施設としている。

(イ) もえぎの里多目的体育館については、まず*2の輸送に関する項目について、判定がなされていないにもかかわらず、避難所に指定している。さらに、*3については(ア)と同様、火災による延焼の危険性が低いか否かの検討が行われていないにもかかわらず、災害種別ごとの影響につい

ては、火災災害の場合に避難可能な施設としている。

これについて市に確認したところ、市では各施設の判定項目について、地域防災計画の指定避難所一覧に掲載するにあたり、上記(ア)及び(イ)を別途資料にて検証していることであり、当該資料にて、判定項目を満たしていることが検証できた。しかし、市として判定項目を最終的に満たしていることをとりまとめた資料はないとのことであった。

避難所は被災者が一定期間避難生活を送るためのものであり、安全に過ごせる場所を提供するものであるから、指定にあたっての判定過程は、様式を定めたうえで判断根拠となる資料とともに、整理して保管されるよう検討されたい。【意見12】

イ 岐阜市地域防災計画(一般対策計画)における災害想定

岐阜市地域防災計画(地震対策計画)では、平成28年度において岐阜市として「災害被害想定調査」を行い、南海トラフの巨大地震及び岐阜県において調査されている内陸直下型の地震で、岐阜市に最も影響が大きい養老—桑名—四日市断層帯地震について被害想定を実施し反映されている。

一方、岐阜市地域防災計画(一般対策計画)において想定する災害は、台風、集中豪雨等異常降雨、航空機事故、鉄道事故、道路事故、原子力災害及び放射性物質漏洩、危険物の爆発等、可燃性ガスの拡散、有毒ガスの拡散、林野火災、大規模な火災等、各種想定されているが、被害想定は台風及び水害のみを想定している。そして、台風については昭和34年の伊勢湾台風、水害については昭和51年の9.12豪雨といった過去に経験した災害に基づき被害想定している。

被害想定	災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
台風	昭和34.9.26 (災害救助法適用)	風水害 (伊勢湾台風)	岐阜市全域	死者13人、負傷者377人 全壊家屋401世帯、半壊家屋946世帯 流出家屋5世帯、被住家被害708戸 床上浸水1,369世帯、床下浸水3,065世帯 り災者5,781世帯
水害	昭和51.9.8 (災害救助法適用)	水害 (台風17号)	岐阜市全域	死者5人、負傷者7人 全壊家屋6世帯、半壊家屋14世帯 流出家屋5世帯、被住家被害708戸 床上浸水11,363世帯、床下浸水30,079世帯 り災者146,009人

風水害については、特に家屋の被害が多いが、住宅等の状況は想定する災害発生時に比べ変化していることが十分考えられるところから、風水害についても今後発生しうる災害に基づく被害想定を調査すべきである。【指摘1】

ウ 避難所の収容人員の不足

岐阜市が平成29年度において指定する避難所等について、岐阜市地域防災計画(一般対策計画)では収容人員は以下となっている。

指定緊急避難場所	広域避難場所	指定避難所等				合計	
		指定避難所	指定拠点避難所	その他の避難可能施設	福祉避難所	施設数(箇所)	収容人員(人)
○						366	
	○					3	
○		○				110	37,735
○			○			50	31,188
		○				39	10,908
				○		104	11,207
					○	50	2,385
		指定避難所等 合計				353	93,423

岐阜市地域防災計画(一般対策計画)では避難所生活者数の記載がないものの、岐阜市地域防災計画(地震対策計画)が想定する「災害被害想定調査」における避難者予測の結果によると、以下となっている。

(ア) 建物被害による避難者

避難者の予測は、地震によって家屋が全半壊あるいはその後の火災によって焼失した世帯の人口を対象とした。室崎ら(1996)による神戸市内震度7地域の住民へのアンケート調査より、翌日避難する人は前回住宅で100%、半壊住宅で50.3%、軽微または被害なし住宅で36.2%との調査結果をもとにした内閣府(2003)の手法を参考に、以下のように設定した。

$$\text{避難者数} = \text{全壊・焼失人口} + 0.503 \times \text{半壊人口}$$

$$\text{全壊・焼失人口} = \text{夜間人口密度(人/棟)} \times \text{全壊棟数}$$

$$\text{半壊人口} = \text{夜間人口密度(人/棟)} \times \text{半壊棟数}$$

※棟数は木造・非木造の合計

$$\text{夜間人口密度(人/棟)} = 50\text{mメッシュ内の夜間人口} \div 50\text{mメッシュ内の建物棟数}$$

(イ) 断水による避難者

兵庫県南部地震をはじめとする過去の被害地震では、ライフラインの停止や余震等による住家被害を避けるため、住家の損壊が著しくない場合でも避難所へ集まる人が多かった。

阪神・淡路大震災以降の都市住民の意識調査より、断水が続いた場合、発災4日後で約91%の住民が限界を感じ、避難所へ避難する人は65%、避難所以外へ避難・疎開する人は35%であるとして避難所生活者数を予測した内閣府の手法に従い、4日後の避難所生活者を予測した。

ライフラインは発災後、復旧活動が行われ断水率は低下していくが、本調査ではこれを見込まず、発災直後と同じ条件として算定した。

断水による避難者数

$$\begin{aligned} &= \{0.362 \times \text{断水率} \times \text{被害なし人口} \\ &\quad + 0.91 \times (1 - 0.362) \times \text{断水率} \times \text{被害なし人口}\} \times 0.65 \\ &\approx 0.61 \times \text{断水率} \times \text{被害なし人口} \end{aligned}$$

$$\text{被害なし人口} = \text{夜間人口} - \text{全壊・焼失人口} - \text{半壊人口}$$

(ウ) 各避難者予測結果

(ア)(イ)による市全体の断水による避難者数は以下となる。

想定地震	建物被害による 避難者数(人) (ア)	断水による 避難者数(人) (イ)	避難所 生活者(人) (ア)+(イ)
南海トラフの巨大地震	53,013	75,010	128,023
養老桑名四日市断層帯地震	102,812	49,262	152,074

(エ) 避難所収容人員の過不足状況

避難者数と、避難所等の収容人員との比較した結果は以下である。

a (ア)に対する過不足人数

想定地震	建物被害による 避難者数(人) (ア)	避難所 収容人数(人)	過不足人数(人)
南海トラフの巨大地震	53,013	93,423	40,410
養老桑名四日市断層帯地震	102,812		△ 9,389

b (ア)+(イ)に対する過不足人数

想定地震	避難所 生活者(人) (ア)+(イ)	避難所 収容人数(人)	過不足人数(人)
南海トラフの巨大地震	128,023	93,423	△ 34,600
養老桑名四日市断層帯地震	152,074		△ 58,651

ここで、上記に関して市の方針を確認したところ、南海トラフの巨大地震に伴う建物被害による避難者数を基礎として防災政策を実施しており、さらにその過程で、建物被害による避難者数を上回る避難者数の発生も念頭におき、避難所を確保しているとの

ことであった。また、断水による避難者については、既存の避難所で可能な限り受け入れ、それでも不足する部分は、住民等への啓発等によりできるだけ避難所生活者を減らすように努めているとのことであった。

しかし、避難所生活者として、断水による避難者が上記予測のとおり発生する可能性は十分に考えられることから、住民等への啓発等だけでなく、避難所等の指定をさらに増やすことにより避難所収容人数の増加に努めるべきである。【指摘2】

エ 防災事業に係る情報管理

防災事業に係る主な情報について、岐阜市における管理部局は以下のとおりである。

防災関連情報	情報所管部署
人口情報	企画部
建築物情報	まちづくり推進部
指定避難所等	都市防災部
道路	基盤整備部
河川	基盤整備部
急傾斜地崩壊危険区域	基盤整備部
橋梁	基盤整備部
歩道橋	基盤整備部
トンネル	基盤整備部
消防署	消防本部
上下水道	上下水道事業部

このように、防災事業に関連する情報は多岐にわたり、また所管部署も複数に分かれており情報管理も個別に行われている。

しかし、これらは、防災事業を検討するうえではすべて地図上の検討が欠かせない情報であり、さらに言えば、地図上で的一元的な管理を行うことができるものである。

ここで、全国的にも先進的な岐阜県の取り組みとして、「岐阜県地域統合型G I S(地理情報システム)」がある。G I Sとは、デジタル化された地図上で、種々の情報と地図とを座標をキーとして結び付け、コンピュータ上でそれらを統合的に処理することにより様々な形態で表現し、解析・集計を容易にする情報シス

ムである。岐阜県はこのようなシステムを「岐阜県地域統合型GIS」として、県のみならず市町村も統合した県域レベルで実現しようとするものであり、県及び県内各市町村が利用するデータのうち、複数の部署が利用するデータを県及び各市町村が共有できる形で整備し、利用していく県域横断的なシステムを目指したものである。

岐阜県では、この「岐阜県地域統合型GIS」の利用は、特に防災、災害対策の業務においては次の分野での効率化・高度化が期待されるとしている。その期待される内容は以下であり、岐阜市においてもこのシステムを活用することを検討されたい。

【意見13】

災害予測、防災、災害復旧	被災情報、地盤情報、土木構造物情報、建物情報、個人情報、ライフライン情報等の多方面にわたるデータを県・市町村の区別なくGIS上で統合的に処理することにより、迅速かつ確実に被災状況の把握と災害に対応する施策計画の支援が可能
福祉、緊急医療	医療機関情報、交通ネットワーク情報、個人情報等のデータを統合的に扱うことにより、緊急時の対応等の迅速化が可能
各種施設情報の保存・共有	道路、河川、砂防、建物、用地界、上下水道、ガス、電力線・情報線等の各種施設の台帳情報等が確実に保存・共有され、効率的な管理や復旧が可能
各種計画シミュレーション	災害シミュレーション、都市景観シミュレーション、交通量シミュレーション等の政策決定を支援するシミュレーション等の実施が可能
情報提供サービス	避難地情報や交通規制情報等の緊急情報をはじめ、行政情報、観光情報、イベント情報等の各種情報について、インターネット等を通じて県民・市民に対してGISを活用した効果的な提供と情報公開が可能

オ 避難所表示看板の更新計画

岐阜市は、平成27年度より避難所表示看板を順次更新しており、担当者にヒアリングしたところ、平成32年度(2020年度)までに市内全ての更新が完了する予定であることであった。

一方、避難所表示看板については、平成28年3月23日にお

ける内閣府事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」により、耐用年数は4年～10年程度とあり、現在の更新後も、新たな更新に伴うコストが必要となる。

現状、更新計画の策定は予定されていないが、将来にわたり一定のコストが継続的に発生することから、他の事業と同様コスト意識を持つよう更新計画の策定が望まれる。【意見14】

5. 市民消火隊用小型動力ポンプ更新事業

(1) 概要

ア 市民消火隊

市民消火隊については、「岐阜市地域防災計画」第2章第5節「自主防災組織の育成と強化」において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

〈実施内容〉

1 自主防災組織づくり

現在、50の自主防災隊（団）が組織されている。市は、防災計画、地域防災コミュニティ計画の作成支援及び防災訓練等の指導を行い、その育成強化を推進するとともに、地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努める。また、自治会加入を促進し、組織の強化を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(1) 組織の規模

組織的な活動を円滑に行うため、市民生活の基礎的な地域として一体性を有する自治会連合会等を単位とする。

(2) 災害時の組織の編成及び分担任務

自主防災 隊(団)長	総括情報班	情報の収集及び伝達、災害広報
	消、水防班	消、水防活動、出火防止の広報
	救出救護班	負傷者の救出、救護
	避難誘導班	避難誘導、危険箇所等の把握
	避難行動要支援者支援班	避難行動要支援者の安否確認、その他支援
	給食給水班	炊出し、給食救援物資の配分の協力
	市民消火班（隊）	初期消火、避難路の確保、延焼防止、生活用水の確保

上記、〈実施内容〉1自主防災組織づくり(2)における市民消火班を、岐阜市の「市民消火隊運営要綱」において、地域住民により結成された自主防災組織の市民消火班を『市民消火隊』と称し、その運営について定めている。

イ 市民消火隊の役割

市民消火隊の役割については、「市民消火隊運営要綱」において、以下のように定められている。

(役割)

- 2 市民消火隊は、消防水利及び小型動力ポンプを使用し、大規模地震発生時の初期消火活動、避難路の確保及び延焼防止並びに生活用水の確保にあたるものとする。

ウ 小型動力ポンプの運用

市民消火隊が地域に配備された小型動力ポンプ等の運用に関する事項については、「市民消火隊小型動力ポンプ等運用要領」以下のように定められている。

- 3 市民消火隊は、大規模地震発生時に地域内で火災が発生し、消防機関の到着が遅れると予想される場合及び避難所等における生活用水が不足する場合には、配備された小型動力ポンプ等を運用して初期消火活動、避難路の確保及び延焼防止並びに生活用水の確保にあたるものとする。

エ 市民消火隊用小型動力ポンプ更新事業

上記(1)概要のとおり、岐阜市は自主的な防災活動が実施されるよう、市内65の市民消火隊に対して各1台の小型動力ポンプを配備している。

岐阜市は、過去より小型動力ポンプの更新を行っており、以下の方針のもと今後も更新事業を予定している。

(方針)

- ア 更新期間：15年
 イ 更新単価：1,000千円(税込)／1台
 ウ 更新計画

更新年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
更新台数(台)	3	3	2	2	2	2	1
事業費(千円)	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000
更新年度	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	合計
更新台数(台)	2	8	8	8	3	3	47
事業費(千円)	2,000	8,000	8,000	8,000	3,000	3,000	47,000

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 小型動力ポンプの更新に係る契約等が、入札ルールに従い実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務に関連する資料を閲覧 ・入札ルールに従い実施されているかを確認
イ 今後の小型動力ポンプの更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・作成された更新計画を閲覧 ・更新計画について、現状把握している実績等から変更の必要がないかを確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 小型動力ポンプの更新に係る契約等が、入札ルールに従い実施されているか	○		
イ 今後の小型動力ポンプの更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	○		

【監査意見】

監査手続を実施した結果、特に問題となる事項はなかった。

6. 岐阜市地域防災計画の修正

(1) 概要

岐阜市地域防災計画の修正については、「岐阜市地域防災計画（一般対策計画）」第1章第1節計画の目的・性質等において、以下のように定められている。

第4項 計画の修正

岐阜市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、同法第34条の規定により、中央防災会議が定める「防災基本計画」及び原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成24年10月31日制定）」、国、県の助言、又は、市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正し、効果的かつ効率的な防災対策が実施されるよう努める。

ア 計画の目的

岐阜市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、岐阜市防災会議が岐阜市の地域に係る災害の対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心にして、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的としている。

災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できる限りその被害の軽減を図ることを目的としている。

イ 計画の性質

岐阜市地域防災計画は、「一般対策計画」編と「地震対策計画」編の両計画をもって構成するものとし、「水防法（昭和24年法律193号）に基づく「岐阜市水防計画」とも十分な調整を図るとしている。

この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づき作成する、国土強靭化地域計画を指針とするものとする。このため、国土強靭化に関する部分については、国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえ、防災対策の推進を図る。

「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、岐阜市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るため必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理したその実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途具体的に定める。

「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、関係機関は、平素から研究、訓練、その他の方によりこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用に努める。

ウ 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条第2項各号に掲げる事項について、次の構成により定める。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧

エ 計画の修正

岐阜市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、同法第34条の規定により、中央防災会議が定める「防災基本計画」及び原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成24年10月31日制定）」、国、県の助言、又は、市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正し、効果的かつ効率的な防災対策が実施されるよう努める。

このような計画のもと、災害対策基本法の規定に基づいて毎年見直しを行うために、防災関係機関に対して修正箇所等について意見を求める依頼を発信し、岐阜県県土整備部・危機管理部・環境生活部・県警察本部からの意見や、岐阜地方気象台の意見などを取り入れて、岐阜市防災会議にて岐阜市地域防災計画の改正について議論している。

平成29年度の岐阜市防災会議において議論された結果、市が推進しようする防災対策を位置づけるもの、国計画等を反映するもの、県計画と整合を図るものとして大きく10項目について改正された。

改正された内容は次のとおりである。

(ア) 防災体制の整備

- a 関係機関と連携強化関係（追記）
- b 庁舎等の非構造部材等の耐震対策（新規）
- c 災害対策本部の一元的な情報把握、共有（新規）
- d 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対応（新規）
- e 復旧職員のストレス対策（新規）

(イ) 防災思想・知識の普及

- a 普及啓発を図る具体的事項（追記）
- b 水害に係るリスク及び知識を周知する際の留意点（新規）

(ウ) 物資等確保対策

- a 物資輸送に係る体制の整備充実（修正）

- b 応援配水の実施（追記）
 - (エ) 情報の伝達・収集
 - a 防災行政無線の落雷対策（追記）
 - b MCA無線の配置箇所の追加（修正）
 - c 特に正確な情報収集に努めるべき情報（追記）
 - (オ) 避難対策
 - a 避難勧告等の実施体制の全庁的な確保（追記）
 - b 関係機関からの助言を受ける体制の整備（追記）
 - c 要配慮者利用施設における避難対策強化（修正）
 - d 避難確保計画策定推進に係る市の体制（新規）
 - e 避難勧告等の発令時の留意点（追記）
 - (カ) 要配慮者・避難行動要支援者対策
 - a 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理（追記）
 - b 食料供給時の配慮（新規）
 - (キ) 危険箇所対策
 - a 流木対策（新規）
 - b 立地適正化計画による土地利用の誘導及び規制（追記）
 - c 大規模盛土造成地の調査（新規）
 - (ク) 建築物及び宅地対策
 - a 耐震化促進事業の追加（追記）
 - b 宅地危険度判定体制（追記）
 - c 各種調査の違いに関する説明（新規）
 - (ケ) 廃棄物処理
 - a 協定による体制の確保（新規）
 - b 国、県による処理の代行（新規）
 - (コ) 被災者支援
 - a 被災者支援制度をまとめた冊子の事前作成（新規）
 - b 被災者台帳の積極的な作成（修正）
- 才 関連法令等
災害対策基本法（抜粋）
第34条（防災基本計画の作成及び公表等）

中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の成果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第42条（市町村地域防災計画）

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

岐阜市防災会議条例（抜粋）

第2条（所掌事項）

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岐阜市地域防災会議を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3条（会長及び委員）

防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、59人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第5条（幹事）

防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

岐阜市防災会議委員及び幹事

a 会長

岐阜市長

b 1号委員

中部地方整備局木曽川上流河川事務所長、防災情報課長（幹事）、中部地方整備局岐阜国道事務所長、管理第一課保全対策官（幹事）、岐阜森林管理署長、地域統括森林官（幹事）、中部運輸局岐阜運輸支局長、運輸企画専門官（幹事）、岐阜地方気象台長、防災管理官（幹事）

c 2号委員

岐阜県危機管理部岐阜地域危機管理監、岐阜地域防災対策監（幹事）、岐阜土木事務所長、副所長（幹事）、

d 3号委員

岐阜中警察署長、警備課長（幹事）、岐阜南警察署長、岐阜北警察署長、岐阜羽島警察署長

e 4号委員

岐阜市副市長、岐阜市市長公室長、広報広聴課長（幹事）、岐阜市企画部長、総合政策課長（幹事）、岐阜市財政部長、岐阜市行政部長、行政課長（幹事）、岐阜市工事検査室長、岐阜市商工観光部長、商工観光政策課長、岐阜市農林部長、農林政策課長、岐阜市民生活部長、岐阜市福祉部長、福祉政策課長（幹事）、岐阜市子ども未来部長、岐阜市健康部長、岐阜市民病院事業局長、岐阜市自然共生部長、岐阜市環境事業部長、岐阜市都市防災部長、都市防災政策課長（幹事）、岐阜市まちづくり推進部長、まちづくり推進政策課長（幹事）、

岐阜市都市建設部長、都市建設政策課長(幹事)、岐阜市基盤整備部長、基盤整備政策課長(幹事)、岐阜市上下水道事業部長、上下水道事業政策課長(幹事)、岐阜市市民参画部長、市民参画政策課長(幹事)、岐阜市薬科大学事務局長、岐阜市女子短期大学事務局長、岐阜市議会事務局長

f 5号委員

岐阜市教育長、教育政策課長(幹事)

g 6号委員

岐阜市消防長、消防総務課長(幹事)

h 7号委員

日本赤十字社岐阜県支部事務局長、事業推進課長(幹事)、東海旅客鉄道株式会社岐阜駅長、西日本電信電話株式会社岐阜支店長、設備部長(幹事)、東邦ガス株式会社岐阜営業所長、岐阜導管課長(幹事)、中部電力株式会社岐阜営業所長、配電運営課長(幹事)

i 8号委員

陸上自衛隊第35普通科連隊長、第3科長(幹事)、岐阜市消防協会長、岐阜市消防協会長、岐阜市医師会長・副会長(幹事)、岐阜市歯科医師会長・理事(幹事)、岐阜市薬剤師会理事・常務理事(幹事)、一般社団法人岐阜県LPGガス協会岐阜支部長、防災部会長(幹事)、一般社団法人岐阜土木工業会理事長・理事(幹事)、一般社団法人岐阜県建築工業会副会長、一般社団法人岐阜県石油商業組合理事長・常務理事(幹事)、ぎふ農業協同組合代表理事・組合長・総務課長(幹事)、岐阜市自主防災組織連絡協議会会長、女性防火クラブ運営協議会会長、岐阜市社会福祉協議会常務理事・副主幹(幹事)、岐阜市赤十字奉仕団委員長

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 岐阜市地域防災計画の修正はどのように実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議議事録の確認 ・修正内容の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 岐阜市地域防災計画の修正はどのように実施されているか			○

【監査意見】

岐阜市地域防災計画は、平成30年2月27日の岐阜市防災会議幹事会、同年3月27日の岐阜市防災会議を経て改正されたが、会議録によると、2月27日の幹事会においても、3月27日の岐阜市防災会議においても、事務局からの説明のみで、その他出席者からの意見もなく30分程度で終了している。事前に意見の取りまとめをしているから当日の会議において意見が出ないかもしれないが、上記に示したように各方面での専門家が日々の業務に忙しいなか参加している場において何も発言がないことから判断すると、防災会議そのものが充実した会議になっているのかを検討する余地がある。

また、会議の時間においては、長ければそれだけで良い会議とは言えないものの、30分程度で事務局からの説明のみで終了しているとなると、それは単なる説明会であって会議ではないといわれてもおかしくない。各方面から発言できる会議の雰囲気づくりも検討しながらより一層充実した防災会議の運営を期待したい。

近年における東日本大震災、九州北部豪雨などの大規模災害を

通して、行政として災害時に何ができたかということよりも、何ができなかつたのかという体験(職員の人員配置計画、避難所のあり方、ボランティアの受け入れ体制の整備、テレビ・新聞等では報道されていない行政内の対応等)を、これまで以上に情報収集することで、災害後のシミュレーションをイメージした岐阜市地域防災計画につなげることが必要である。南海トラフ地震などの将来の災害について予測することは困難なことであるが、災害が発生したときにいかにして市民を守るのかについての議論は、近隣の地域で災害が起きた時だけでなく、常日頃から続ける必要がある。

また、岐阜市地域防災計画については岐阜市のホームページ上でも公開されているためいつでも市民の目に触れることができる。一般市民の中にも地域環境や災害に対して詳しい市民もいると思われる所以、岐阜市地域防災計画の修正項目についての意見も積極的に受け付けて、それらも勘案しながら岐阜市防災会議を開催し、より活発的な会議と市民目線も考慮した岐阜市地域防災計画を策定するほうが望ましい。【意見15】

7. 岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況

(1) 概要

岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第3節防災思想・防災知識の普及において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害による被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身につけ、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であるため、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の向上を図る。また、超広域災害や、複数の災害の同時発生の可能性があり、これに備える必要性があることについても啓発する。市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく配信する。なお、外国人に対しては、言語の違いに配慮するとともに、地域において乳幼児、重病者、障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう普及啓発を図る。

〈実施内容〉

1 地域住民に対する普及

市民が、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、各種ハザードマップ、チラシ等の配布、防災センターの展示教育設備の利用、地震体験車の利用、防災に関する講習会、展示会、研修等の開催、ラジオ（コミュニティFM等）、テレビ、新聞、広報誌、ホームページ掲載等を通じた広報や災害図上訓練（D I G）の普及促進等により、災害予防、災害応急対策等の知識の普及啓発に努める。

なお、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを統合した防災読本を作成、配布し、市民の防災意識の向上に努める。

これまでには、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを修正のたびに作成・配布してきたが、各家庭での保管に繋がっていない現状や、サイズ、縮尺、体裁が異なっており自分の地域の特徴が把握しにくいとの問題があったため、各種ハザードマップを統合して冊子化して、各家庭での保管、活用につなげてもらう目的で平成27年度に作成し、平成28年3月に全戸配布された。

読本の構成としては、災害対策編(災害発生時の、各災害(地震災害対策、台風・大雨対策、土砂災害対策、その他災害対策)ごとの注意点、取るべき行動を記載)、日常の対策編(日ごろからできる防災対策(情報の入手方法、避難の準備、家庭でできる防災対策、地域防災、応急手当、災害時の生活術、被災者支援制度コラム)について記載)、ハザードマップ(地域ごとに想定される被害やそれぞれの地域の避難施設を記載)となっている。これらの地震ハザードマップ(建物倒壊危険度マップ・液状化危険度マップ)、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ)については、各地域の河川等の状況にあわせて記載されている。

作成数量については、次項の図の通り世帯数、事業所数に転入者及び予備を勘案した部数を印刷している。

印刷部数 算定根拠

名称	①世帯数	②事業所	③転入者	予備 全体の5%	合計	端数切上げ
中心部	24,064	3,125	4,333	1,576	33,098	34,000
西部Ⅰ	10,563	1,372	1,902	692	14,529	15,000
西部Ⅱ	7,917	1,028	1,426	519	10,890	11,000
北部Ⅰ	8,946	1,162	1,611	586	12,305	13,000
北部Ⅱ	17,481	2,270	3,148	1,145	24,044	25,000
日光	16,500	2,143	2,971	1,081	22,695	23,000
北東部	6,919	899	1,246	453	9,517	10,000
東部	9,180	1,192	1,653	601	12,626	13,000
南東部	18,161	2,359	3,270	1,190	24,980	25,000
南部	17,685	2,297	3,185	1,158	24,325	25,000
南西部	33,037	4,291	5,949	2,164	45,441	46,000
計	170,453	22,138	30,694	11,165	234,450	240,000

① H27.11岐阜市人口統計

② H26岐阜市統計書市内事業所数から算出 [市内事業所数×(地区内世帯/全市世帯)]

③ H26岐阜市統計書転入人口から算出 [地区世帯数×(全転入人数/全人口)×5年]
(出所:岐阜市提供データより作成)

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 岐阜市総合防災安心読本のPR ができているか	<ul style="list-style-type: none"> ・当初印刷部数と在庫の確認 ・防災意識のPR方法の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 岐阜市総合防災安心読本のPR ができているか			○

【監査意見】

作成された岐阜市総合防災安心読本の在庫について確認したところ次項の図のようになつた。業務委託契約により全戸配布を行つた後は、都市防災部、市民課、各事務所窓口において、希望者、転入者等へ配布したり、出前講座において配布し講座に活用したり、防災関係企画展示時に会場(メディアコスモス、ハートフルスクエアG)に設置するなどして隨時配布してきた。平成30年4月の時点で約44,000冊の在庫がある(次項の図参照)が、これらの今後の利用については、市民の防災意識を高めるようなPR法を検討しなければならない。

近年増えつつある外国人に災害の危険や避難の必要性を伝えるときや、外国人が日本人市民に災害状況を尋ねるときにスムーズな意思疎通が必要となるため、外国語表記をどうすべきかが今後の検討課題となる。岐阜市総合防災安心読本には、資料末尾に災害時用の外国語指さし会話集が、英語・中国語・韓国朝鮮語・タガログ語・ポルトガル語で表記されており、緊急の時は役立つものと思われる。他の言語に対応しなくて良いのかといった問題もあるが、表記がありすぎると冊子のページ数が増えることでの予算的な問題が懸念され、多すぎて何が書いてあるのかわからない、といったことにもなりかねないから慎重に判断しなければならない。現在、岐阜市総合防災安心読本は岐阜市のホームページ上で公開されているので、このホームページのさらなる有効活用を検討して、最大の効果ができるような周知を検討すべきである。

この冊子の中には、災害時の我が家のルールといったシートも入っている。いざという時のために、各家庭のルールづくりをして日頃から話し合うことを大事にしてもらうことを促し、各方面からの防災知識の普及に対して役立つ情報が掲載されていることは確認できる。

しかしながら、岐阜市が市政モニターを対象に行ったアンケート(次項の図参照)によると、配布された後、記事や地図に目を通し、今も保管している43%と、配布された後、読んだことは無いが、家に保管している17%を加えて60%ある。一方で、配布された

覚えがない、見たことがない16%をはじめとした、配布された後、記事や地図に目を通したが、手元には残っていない18%、配布されたことは覚えているが、読んだことは無く、手元にも残っていない5%という関心がない状況が約40%もあることについては改善の余地がある。

被害を軽減するためには、「自助、共助、公助」が重要と言われているが、まずは自分の身を守るために知識を身につけることが一番である。岐阜市総合防災安心読本を活用して、その家族の身も守れるようにさらなる周知をしていくことが望ましい。

【意見16】

配布経過

名称	印刷数量	H28.3 全戸配布時	隨時配布	H30.4 在庫数
中心部	34,000	27,444	2,356	4,200
西部Ⅰ	15,000	10,319	1,161	3,520
西部Ⅱ	11,000	7,998	1,002	2,000
北部Ⅰ	13,000	8,957	1,243	2,800
北部Ⅱ	25,000	18,025	1,935	5,040
日光	23,000	17,189	3,131	2,680
北東部	10,000	6,947	813	2,240
東部	13,000	8,880	1,120	3,000
南東部	25,000	18,055	1,265	5,680
南部	25,000	17,744	2,176	5,080
南西部	46,000	35,771	1,589	8,640
計	240,000	177,329	17,791	44,880

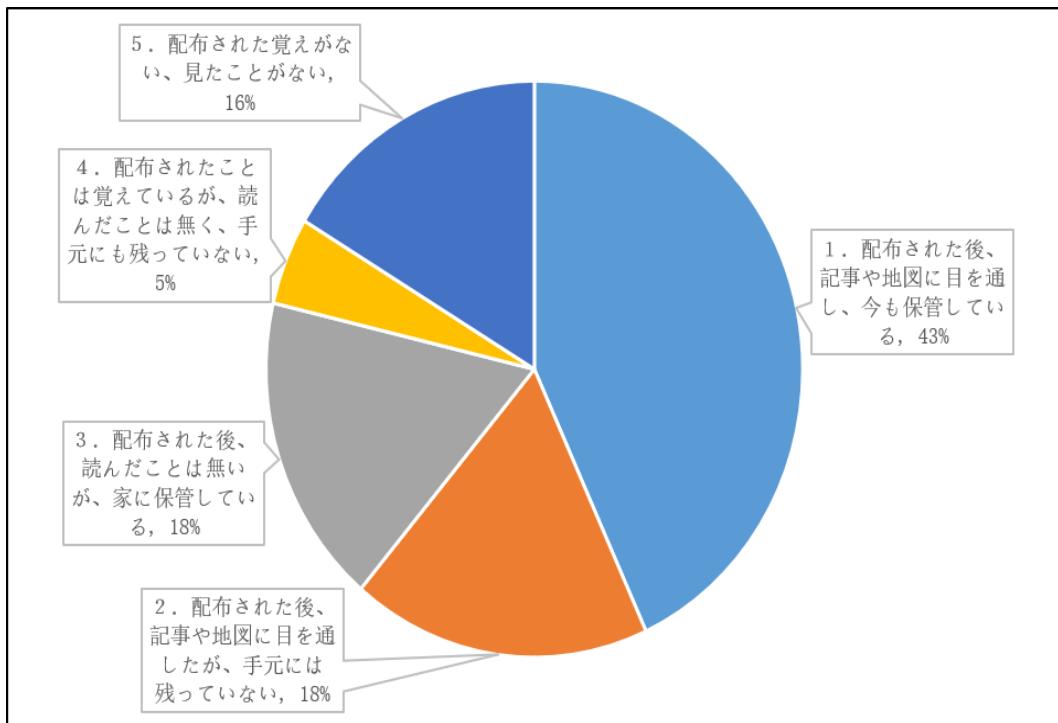
(出所：岐阜市提供データより作成)

市政モニター調査(岐阜市ホームページより)

質問7 岐阜市では、各災害のハザードマップを統合した、

「岐阜市総合防災安心読本」を作成し平成28年3月に市内全戸に配布しました。あなたは、「岐阜市総合防災安心読本」を見たことがありますか。

1. 配布された後、記事や地図に目を通し、今も保管している	79件(43%)
2. 配布された後、記事や地図に目を通したが、手元には残っていない	33件(18%)
3. 配布された後、読んだことは無いが、家に保管している	32件(18%)
4. 配布されたことは覚えているが、読んだことは無く、手元にも残っていない	9件(5%)
5. 配布された覚えがない、見たことがない	30件(16%)



第4 基盤整備部

1. 河川改修事業

(1) 概要

河川改修事業については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第17節河川防災対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

市の洪水に対する安全度を高めるため、河川改修、流域対策等の総合的な治水対策を図る。

〈実施内容〉

1 河川改修事業

(1) 国管理河川の改修

ア 長良川は、岐阜市大字日野字船伏(左岸)、岐阜市大字長良古津字小島山(右岸)から下流が国管理区域であり、築堤、護岸及び河道掘削等を実施する。

イ 伊自良川は、繰舟橋から下流長良川合流点までが国管理区域であり、築堤、護岸及び河道掘削等を実施する。

(2) 県及び市管理河川の改修

ア 総合治水対策特定河川事業として、境川の改修を進める。

イ 総合流域防災事業（準用河川改修）として、西出川、戸石川の改修を進める。

ウ 都市基盤河川改修事業として、新荒田川、正木川の改修を進める。

(3) その他の改修等

直轄工事に係る改修要望箇所は、次のとおりである。

ア 長良川本堤の漏水防止対策

左岸 金華橋下流部～茶屋新田

右岸 忠節橋下流部～東島地先

イ 長良川堤防の強化

ウ 堤防護岸強化

左岸 日野、日置江、高河原

右岸 志段見、忠節橋下流部～東島

エ 防災拠点の整備

岐阜市が河川法に基づいて管理、整備しているものとして準用河川と都市基盤河川がある。

準用河川とは、一級河川及び二級河川以外で、市町村長が指定した河川のことであり、河川法第100条の規定を準用して市が管理している。

河川法第100条

一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参照して市町村の条例」と読み替えるものとする。

準用河川改修事業は、地域の生活河川である準用河川について、河道を拡幅、護岸を設置する等によって、流下能力を増加させる事業であり、現在は、3河川の事業を実施している。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

準用河川改修事業（平成29年4月現在）

河川名	指定年月日	指定延長 (km)	流域面積 (km ²)	計画規模 (確率)	計画流量 (m ³ /sec)	改修済 延長(km)	改修率 (%)
十道川	昭和49年3月26日	0.80	2.65	1/5	34.0	0.80	100
南谷川	昭和49年3月26日	0.80	1	1/5	17.1	0.11	14
領下川	昭和49年3月26日	1.00	0.6	1/5	7.0	1.00	100
城田寺川	昭和49年3月26日	0.58	3.06	1/5	37.8	-	-
戸泉州川	昭和49年3月26日	0.80	2.08	1/5	18.0	0.69	86
清水川	昭和49年7月15日	1.60	1.57	1/5	20.0	1.60	100
長野川	昭和50年2月7日	1.90	2.1	1/5	42.0	1.90	100
寺前川	昭和51年9月30日	1.30	1.4	1/5	18.0	0.99	76
板屋川	昭和51年9月30日	1.60	3.64	1/5	28.5	1.60	100
雛倉川	昭和51年9月30日	1.60	3.66	1/5	28.7	1.60	100
原川	昭和55年1月7日	2.00	2.37	1/5	28.0	2.00	100
戸石川 (1)	昭和55年1月7日	1.10	4.31	1/5	48.0	1.10	100
村山川	昭和62年4月20日	2.00	4.18	1/5	47.0	0.73	37
山下川	昭和63年9月5日	0.65	0.98	1/5	10.4	-	-
山下川 放水路	昭和63年9月5日	0.15	(0.98)	1/5	6.0	0.15	100
島田川	平成4年1月12日	0.20	0.45	1/5	4.6	0.20	100
西出川	平成4年5月15日	1.25	3.42	1/5	43.0	0.64	51
戸石川 (2)	平成6年3月24日	1.90	2.81	1/5	35.0	0.92	49
権現川	平成9年10月1日	0.97	1.84	1/5	18.0	-	-

(出所：岐阜市ホームページより作成)

都市基盤河川改修事業は、市街地で治水安全度が低く、緊急に都市的基盤整備が必要な県管理の一級河川について、河道を拡幅、護岸を設置する等によって、流下能力を増加させる事業で、市が

施行主体となり、事業完了後は、管理者である県に管理を引き継ぐものである。

平成15年度末までに2河川の事業完了し、現在は新荒田川と正木川の2河川の事業を実施している。

都市基盤河川改修事業（平成29年4月現在）

河川名	指定延長 (km)	流域面積 (km ²)	計画規模 (確率) ()は暫計画	計画流量 (m ³ /sec)	改修済 延長(km)	改修率 (%)
岩戸川	1.000	2.43	1/10 (1/5)	45 (34)	1.00	暫100
天神川	2.580	6.25	1/10	90	2.58	100
新荒田川	2.000	11.84	1/10 (1/1.5)	120 (65)	1.607	暫80
正木川	0.800	1.52	1/30	30	0.726	91

(出所：岐阜市ホームページより作成)

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 河川整備が計画通り実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が策定されている場合、当該計画に沿って事業が進められているか ・当該計画は定期的に更新されているか ・関係者へのヒアリングの実施
イ 一般競争入札によって落札された契約が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・入札手続関連書類の閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 河川整備が計画通り実施されているか	○		
イ 一般競争入札によって落札された契約が適切に行われているか	○		

【監査意見】

河川整備に係る一般競争入札における手続関連書類を確認したところ、契約業者については入札書比較価格以下、かつ基準比較価格以上の条件について順守し、入札金額が同額の場合は電子くじの実施、最低価格入札者の資格審査後、契約業者を決定していることを確認した。

契約後に工期が延長する変更契約を締結していたが、当初契約段階における見積判断が困難である事情によるものであったため特に問題はないと判断した。

これまでの河川整備については、概要にも示したように実施し

てきており、今後の河川整備計画も策定している。その計画には河川ごとに、委託事業における詳細設計、改修工事、用地買収、物件補償等の時期及び予算についての概略が示されており、向こう約7年にわたる計画表となっており、特に問題はないとの判断した。今後も計画に沿って整備が行われることが望まれる。

2. 水防団員報酬

(1) 概要

岐阜市水防団については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第2節防災体制の整備において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努める。

〈実施内容〉

2 防災施設、設備等の整備

(5) 水防団の強化

市は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防団の研修、訓練や災害時における水防活動拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、幅広い層の団員の入団促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、水防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

岐阜市は、伊勢湾台風など古くから多くの洪水被害に悩まされてきた歴史があるため、水害から市民の生命・財産を守るために、水防活動を強化している。岐阜市水防団設置条例において29の水防団が設置されており、団員数1,605名(平成29年4月1日現在)にて組織されている。主な業務内容としては、平常時は、日々の訓練により水防工法の習得に努め、堤防、樋管等を巡視し、異常箇所がないかを確認、報告している。また非常時においては、水防警報が発せられたとき、水位が水防団待機水位に達したとき、その他水防上必要があると認められる場合は、状況に応じ、待機、準備、出動し水防活動を行っている。下図のようなこれまでの水害の経験を生かし、水害を最小限に抑えて市民の安心・安全な暮らしを守るための水防活動を行っている。

過去に発生した主な水害の概要

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
昭和34.9.26 (災害救助法適用)	風水害 (伊勢湾台風)	市全域	死者13人、負傷377人 全壊家屋401世帯、半壊家屋946世帯 流失家屋5世帯、非住家被害708戸 床上浸水1,369世帯、床下浸水3,065世帯 り災者5,781世帯
昭和35.8.13 (災害救助法適用)	風水害 (台風11、12号)	"	全壊家屋23世帯、半壊家屋333世帯 流失家屋12世帯、床上浸水2,053世帯 り災者6,867世帯
昭和36.6.27 (災害救助法適用)	水害 (梅雨前線)	"	死者2人、負傷2人 全壊家屋5世帯、半壊家屋26世帯 床上浸水4,374世帯、床下浸水19,721世帯 り災者24,126世帯
昭和36.9.17 (災害救助法適用)	風水害 (第2室戸台風)	"	死者2人 全壊家屋25世帯、半壊家屋204世帯 床上浸水318世帯、床下浸水2,793世帯 り災者3,340世帯
昭和49.7.25 (災害救助法適用)	水害 (低気圧)	"	負傷2人 半壊家屋1世帯 床上浸水738世帯、床下浸水5,344世帯 り災世帯6,083世帯(り災者23,122人)
昭和51.9.8 (災害救助法適用)	水害 (台風17号)	"	死者5人、負傷7人 全壊家屋6世帯、半壊家屋14世帯 床上浸水11,363世帯、床下浸水30,079世帯 り災者数146,009人
平成2.9.19	水害 (台風19号)	"	死者1人、一部破損1世帯 床上浸水11世帯、床下浸水135世帯 り災人員464人
平成4.8.12	水害 (集中豪雨)	"	床上浸水16世帯、床下浸水707世帯 り災人員2,458人
平成12.9.11	水害 (集中豪雨)	"	床上浸水3世帯、床下浸水63世帯 長良・大宮陸閘閉鎖、避難勧告430世帯 (1,300人)
平成16.10.20	水害 (台風23号)	三輪地域 藍川地域	床上浸水80世帯、床下浸水47世帯 避難者数1,012人
平成20.8.28	水害 (集中豪雨)	長森南 地域等	半壊3世帯、一部破損1世帯 床上浸水35世帯、床下浸水103世帯 避難世帯14世帯
平成25.9.4	水害 (集中豪雨)	市全域	一部破損3世帯 床上浸水15世帯、床下浸水105世帯 避難世帯8世帯

(出所：岐阜市水防計画より作成)

ア 水防団員に対する手当等

水防団の活動において、岐阜市水防団設置条例に基づいて各種手当を支給している。出動手当、訓練警戒手当については各水防団から提出される報告書に基づいて支給している。

岐阜市水防団設置条例(抜粋)

第20条(給与)

団長等には、別表第2の手当を支給する。

別表第2

区分	単位	金額	備考
年手当		団長 59,500円 副団長 45,500円 分団長・副分団長 37,000円 部長・班長 36,500円 団員 36,500円	
出動手当	1回	2,500円	現場において業務に従事した者に支給する。
訓練警戒手当	1回	1,800円	1日以上にわたるときは、1日を単位とする。
臨時手当		2,500円を超えない範囲において、必要に応じて市長が定める額	

(出所：岐阜市水防計画より作成)

イ 水防団員に対する退職報償金

水防団を退職した場合においては勤務年数及び階級に応じて退職報償金を支給している。入団においては、年度末で退団する団員の代わりに入団することが多いため、年度の末日(3月31日)の翌日である4月1日が入団日になっていることが多い。ただし、年度途中に団員の死亡等により入団する場合は、隨時入団することもある。

「一定期間勤務をしなかったこと」については特に定められてはいないが、訓練などへの参加ができない団員については、原則その年度末で退団しているため退職報償金の支給対象となる勤続年数5年以上には該当しないとされている。

岐阜市水防団設置条例(抜粋)

第4条(任命等)

4 第2項又は前項の規定により任命された者が次の各号に掲げる年齢に達したときは、その日の属する年度の末日をもってそ

の任を解くものとする。

- (1) 団長 年齢70歳
- (2) 副団長、分団長、副分団長、部長、班長 年齢65歳
- (3) 団員（班長より下位の階級にある者） 年齢60歳

第6条（退職）

団長等が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(抜粋)

第2条（退職報償金の支給額）

退職報償金は、非常勤水防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

第3条（退職報償金の支給基礎となる階級）

階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、当該上位の階級とする。

第4条（勤務年数の算定）

勤務年数については、その者が非常勤水防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤水防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

- 2 前項の勤務年数の計算は、非常勤水防団員となった日の属す

る月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤水防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条

非常勤水防団員が、一定期間勤務しなかつたことが明白である場合には、その期間を勤務年数に算入しない。

第9条(退職報償金支給の時期)

退職報償金は、非常勤水防団員が退職したとき支給する。ただし、特別な事情があるときは、これによらないことができる。

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
分団長及び 副分団長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
部長及び班長	200,000円	272,000円	345,000円	422,000円	541,000円	711,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

(出所：岐阜市水防計画より作成)

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 水防団員の報酬は規定に基づいて支給されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団員の報酬計算資料を閲覧及び計算チェック ・関係者へのヒアリングの実施
イ 水防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団員の報酬が本人の口座に振り込まれているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ 水防団員の退職報償金は規定に基づいて支給されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・退職報償金の計算資料を閲覧及び計算チェック ・関係者へのヒアリングの実施
エ 水防団員の退職報償金は本人の口座に振り込まれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団員の退職報償金が本人の口座に振り込まれているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 水防団員の報酬は規定に基づいて支給されているか	○		
イ 水防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか		○	
ウ 水防団員の退職報償金は規定に基づいて支給されているか	○		
エ 水防団員の退職報償金は本人の口座に振り込まれているか	○		

【監査意見】

ア 水防団員に対する年手当等の取り扱いについて
各種手当の支給金額は、各水防団から水防実施状況報告書記載の出動人員数及び各種支給規程に基づいて支給されており適切であるが、支払状況を記載している年手当、訓練・警戒手当明細書

には、本人と団の支給割合が記入されており、団員個人の預金口座ではなく水防団が管理している預金口座に支払いがなされているケースもあった。この点について岐阜市の担当者に確認したところ、各水防団が作成している親睦会規約等に基づいて、各水防団員の委任により水防団が管理している預金口座に支払いがなされているとの回答を得た。これは各水防団員から報酬のうち親睦会費相当額については水防団が管理している預金口座に振り込む旨の委任状の提出を受けていたため、そのような支払いをしたことであった。

この回答を受け、各水防団の年手当、訓練・警戒出動手当、規約を確認したところ、各水防団員が水防団への会費という名目や自発的意志による寄付という扱いなどさまざまな方式で、本来は水防団員が受け取るべき報酬を水防団に拠出していることが確認できた。

具体的には、年手当については29ある水防団のうち23の水防団で全額が水防団管理口座へ、6水防団は割合こそ違うものの個人口座と水防団管理口座へ振り込まれることとされていた。

また、訓練・警戒出動手当については20の水防団で全額が水防団管理口座へ、8水防団は全額が個人口座へ、1水防団は10%が個人口座で90%を水防団管理口座へ振り込まれる規約となっていた。

水防団への入団時点において手当の一部が団員自身の口座ではなく、水防団管理口座に振り込まれることについての説明を受けていることであるが、仮にそのことを疑問に思う団員がいたとしても、これまでの慣習でといわれたら説明された支給割合に同意し振込先委任書を提出せざるを得ない雰囲気が存在する可能性がある。

さらに、親睦会の活動に参加できない場合にも費用を負担していることがありえるため、団員別の公平性を欠く状況となってしまうおそれがある。

したがって、ほとんどの水防団において、本来、水防団員個人に支払われるべき手当等が、結果として水防団の活動費や互助会

費として賄われており、それらの規約等は問題である。

そして、多数の水防団員の年手当等を一括管理するとなると金額も多額となることから、金銭管理や外部のチェック体制などが不十分な場合には、横領につながるおそれを否定できない。

水防団と同様の防災組織である消防団では実際に報酬などの私的流用事件が多数発生している。

このような不祥事の発生を受け、消防庁次長は各都道府県知事及び各指定都市市長宛に平成29年7月28日付「消防団への加入促進に向けた取組について」の中で、報酬等の支給方法の箇所に、「報酬、出動手当等は、その性格上本人に支給されるべきものであるため、適正に支給すること。」と記載した内容の通知が出されている(これまでも同様の内容が再三出されている)。

本通知は消防団に向けて発出されたものであるが、消防団と同じ防災組織に所属する水防団員の労苦に報いるため報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当として支出されている以上、水防団と消防団の報酬の取扱いに違いを設けることに合理性はない。

確かに水防団活動は、地域住民への社会貢献活動的性格を有していることに違いないが、入団当初より水防団員のボランティア精神に期待して、年手当等を水防団に拠出させるような規約等については社会通念上、適切でないため、是正を検討する必要がある。

全国で団員不足が問題となっている中、肉体的負担だけでなく経済的負担まで負わされるとなると、将来の団員不足問題に拍車をかけることにもつながりかねない。

このような問題を防ぐためにも、岐阜市水防団設置条例第20条に規定されている各種手当については、確実に水防団員個人に支払うようにしていく必要がある。【指摘3】

イ 水防団員の退職報償金の取り扱いについて

水防団を退職する際には、団長は岐阜市長へ、団員は各水防団長へ退職願を提出し、原則その年度の末日(3月31日)付で退職扱い

となっている。その後水防団員ごとに作成している水防団員カード(団員歴、表彰履歴等が記載)に基づいて退職報償金が計算され、退職後約一月後に本人の預金口座に支払いがなされていた。

3. 水防倉庫及び格納資器材

(1) 概要

水防倉庫及び格納資器材については、「岐阜市地域防災計画（一般対策計画）」第2章第16節水害予防対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための水害予防対策は、次による。なお、洪水等による水害を防止するために必要な水防組織、施設等の整備及び運用は、別に定める「岐阜市水防計画」による。

〈実施内容〉

4 水防資機材の充実

市は、水防活動に必要な水防資機材の充実を図る。

岐阜市水防計画に各水防倉庫及び格納資器材の一覧表がある。

管理している水防団等、水防倉庫の面積、計画上の資器材等が記載されており、それに基づいて岐阜市が管理している。

各水防団から使用後に補充要請があり、それらの報告に基づいて隨時補充しており、それぞれが保有している資器材等については、各年度末(3月末)時点の数量を4月末までに、格納資器材明細書にて水防対策課に報告することになっている。水防団によつてはそれ以外に年3回独自に実地棚卸をしているところもあり、このあたりは水防団に任せている。

資器材の現物確認と動作確認等については、各訓練、出動後及び年度末に水防団にて使用資器材などの点検を行っている。具体的には、毎年5月に実施している「岐阜市水防連合演習」において、資料の搬入及び片づけ等を行う上で適切な数量が格納されていることを確認し、岐阜市水防連合演習資器材表を作成している。そして、市倉庫にて年度末に不足する資器材を把握し、適宜補充を行っている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 水防倉庫に格納されている資器材の管理状況はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・資器材棚卸状況の確認 ・水防倉庫の現地調査による確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 水防倉庫に格納されている資器材の管理状況はどうか			○

【監査意見】

水防倉庫内にどのような資器材が管理されているか、またどのように配置されているかについて数か所の水防倉庫を現地調査した。



水防倉庫		水防資器材格納表			
品名	単位	備蓄数	使用数	残数	
ベンチ	丁	2	(46)	2	
片手ハンマー	丁	1		1	
ガمام	丁	1	(2)	13	
あの	丁	2		2	
なた	丁	1		1	
のこぎり	丁	1		3	
ノ	丁	2	+	3	
クリッパー	丁	1			
たこ	丁	5		5	
掛矢	丁	10		10	
つるはし	丁	5		5	
スコップ	丁	2		25	
草質	丁	10		10	
土のう袋	枚	5,000		5,000	
わら繩	巻			35	
ビニール繩	巻			20	
鉄線	kg			3	
杭1.0m	m	本	-20	40	
杭1.5m	m	本	-10	50	
杭2.0m	m	本		0	
杭3.0m	m	本	-30	150	
杭4.0m	m	本	-5	2	
青色ビニールシート	枚			30	
発動発電機	台	2		1	
同上投光機	台			1	
電気コード	巻	2		1	
トビケヤキ	巻			3	
フローリング板1.20m	m	1		206 m	
竹竿	m	21		2	
		(75)	(17)		
木工刀	m	21		1	

水防計画上は格納されているはずの資器材が、計画上の倉庫に配置されていなかったものが確認できた。島水防団が管理している早田岩倉水防倉庫にタタミが34枚配置されている予定だったが、配置を確認できなかった。配置されていない理由について確認したところ、平成30年7月豪雨の際に使用する恐れがあったため、同じく島水防団が管理している他の水防倉庫(菅生・東島)に移動させて保管していたとの回答を得た。

水防団長からは、非常時のときは移動させて使用する予定であると市側は説明を受けていたようだが、市も人事異動があり、水防団長も交代があるため、口頭のみでは情報共有や引継が十分に行われているとは言えない。

さらに、タタミなどの大きな物品を非常時に他の場所へ運ぶことが困難であることは想像に難くない。

一方で、岐阜市水防計画に掲載されている格納資器材一覧表には記載されていないものが配置されていることを確認した。これは、各水防団が独自で所有しているものであった。これらについて毎期の実地棚卸時に報告されているものは、市は把握できるが、報告さ

れていなければ把握することは不可能ということになる。このような状態だと、各水防団員の過去の経験等のみで独自に準備することとなり、岐阜市としての統一した見解を伝えていくことが困難となる事態が生ずるおそれがある。市の予算も考えながら、現場でのそのような意見を汲み取って、水防計画上の格納資器材一覧表を見直すことも検討することが望ましい。それにより実態に近い計画数値となり、経験則だけでなく誰がみてもわかりやすい一覧表になると考へる。

その他、乾電池の管理についても明確にすべきである。水防倉庫内に保管する乾電池については自動放電してしまうので、平常時に使用できるか確認することが重要である。

また、乾電池の受払記録がないことから、乾電池の残数が減っていたとしても使途が不明であり、私的に流用される可能性がある。そのため、受払記録の整備を検討することが望まれる。

発動発電機を使用するためのガソリン携行缶があった。訓練終了後で少量とはいえ残っている可能性も否定できない。普段は誰もいない水防倉庫に保管しておくのは安全上問題があるので、中身の処分について管理することが望まれる。



水防倉庫の周辺において雑草が生い茂り、非常時の使用に支障をきたすと思われる箇所があった。平常時には余裕があるので大丈夫だと思うが、非常時にそのような余裕はないため、普段から河川管理者と情報交換しながら整備しておく必要がある。

なお、上記の雑草については、現地調査5日後に除草作業がされ整備されていたことが確認できた。

水防活動をスムーズに実施するための環境整備も防災上重要なことと考えられるので、平常時に市は長良川を管理する岐阜県と意見交換するなど、非常時に向けていかに準備すべきか、市内に68ある水防倉庫をどのように管理整備していくかが今後の課題になる。

【意見17】

4. 水防監視

(1) 概要

水防監視については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第17節河川防災対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

市の洪水に対する安全度を高めるため、河川改修、流域対策等の総合的な治水対策を図る。

〈実施内容〉

4 警戒、避難体制の整備

(1) 情報収集体制の確立

木曽川上流河川事務所や岐阜県ポータルサイトを活用して、河川水位の情報を収集するとともに、XバンドMPレーダー等により雨量情報を収集する。また、河川水位の上昇に伴い、現地へ職員を派遣し情報収集するとともに、水防団、消防団からの情報入手など、情報収集体制の確立を図る。

また、岐阜市水防計画には、水防上必要な、河川の氾濫に関する警戒、監視の要領を定められている。

基盤整備部長が堤防巡視・樋管管理責任者及び水位収集責任者とされており、水位の収集と堤防巡視及び樋管監視要領を定めている。

堤防巡視及び樋管監視要領

ア 平時の巡視

水防団員は、隨時自己担当区域の堤防又は樋管等を巡視して水防上危険であると認められる個所があるときは、その状況を基盤整備部長を経て水防管理者に報告する。

イ 重要水防箇所の合同点検

水防団員は、河川管理者が実施する重要水防箇所の合同点検に、自ら業務等に照らし可能な範囲で立会又は共同で行うよう協力す

る。

ウ 非常時の監視

水防団は、基盤整備部長又は水防団長の命により堤防及び樋管等を監視する。

水防団員は、異常を発見した場合は直ちに水防団長及び市本部に報告するとともに時宜を失わざるよう適切な措置をとるものとする。

気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合も、ア・イと同様とする。

樋門管理人の樋門・樋管操作は、本編資料「8. 水防上重要な関係を有する樋門等の操作基準」によるものとする。

この計画に基づいて、平時の巡視については、各訓練及び出動時などに水防団が堤防又は樋管等を巡視し、水防上危険である場合は任意の方法で報告を受けることとなっている。

また、非常時の監視については、異常がない場合は、平時の時と同様に取り扱い、異常があった場合は、水防団からの「水防実施状況報告書」にて報告を受けることとなっている。

重要水防箇所の合同点検においては、河川管理者（国土交通省又は岐阜県）、地元水防団、自治会連合会等と合同で巡視して、各水防団が担当する河川についてのヒアリングをすることで、水防体制の万全を期すことを目的として春と秋に実施している。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 水防監視について報告が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視、監視状況の確認 ・重要水防箇所の合同点検の予定確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 水防監視について報告が適切に行われているか	○		

【監査意見】

平成29年度においては、平時の巡視及び非常時の監視における異常に伴う報告はなかった。そのため平成30年度の水防実施状況報告書を確認したところ、水防実施箇所、参加人数、出動内容、使用資材等の記述に加え、現況の写真が添付された水防実施状況報告書が提出されていることが確認できた。

春と秋に行われる重要水防箇所の水防団等との合同巡視については、水防団等から現場の意見を取り入れることや、岐阜県岐阜土木事務所からの説明を受けることなどは、これから水防活動にとっていい機会となるので、引き続き実施してもらい後世につなげていってもらいたい。

5. 水防団との操作業務委託契約等

(1) 概要

水防団との操作業務委託契約等については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第17節河川防災対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

市の洪水に対する安全度を高めるため、河川改修、流域対策等の総合的な治水対策を図る。

〈実施内容〉

5 警戒重点箇所及び災害防止対策

水防管理者は、異常降雨、異常出水に備え、警戒を要すると認められる箇所(重要水防箇所)の地域水防活動、避難活動が、それぞれ現地の実情に即して行われるよう、水防計画に基づく地区水防隊又は自治会等と協力して行動計画を策定し、地域住民に周知徹底を図る。

また、国土交通省から岐阜市が受託している陸閘及び岐阜市が管理している陸閘における管理及び操作業務について、水防活動との関連性及び操作の緊急性を考慮し、地元水防団が望ましいとのことで、地元水防団と管理及び操作業務委託（操作、操作訓練、除塵除草業務委託）を随意契約により実施している。

その管理及び操作業務委託仕様書には次のように記載されている。

第3条（委託業務の内容）

受注者は、発注者の指示にもとづき、次の各号に掲げる内容の業務を行なうものとする。

(1) 受注者は、陸閘の管理、点検及び整備、並びに洪水時における陸閘の操作を行なうものとし、事故防止に努め、施設に異常を認めたときは直ちに、その状況を発注者に報告するものとする。

(2) 受注者は、操作に必要な人員を確保し、陸閘を操作する

事態が発生したときは、直ちに操作要員を配置し、陸閘を適切に操作することができる体制を確保し、事故防止に努め、万全を期するものとする。

また、緊急な事態により操作体制を実施したときは、直ちに発注者に報告することとし、発注者の指示に従うものとする。

- (3) 受注者、陸閘の管理及び操作に必要な気象、水象及びその他必要な情報収集を密にするものとする。
- (4) 受注者は、陸閘を操作したときは、操作状況の記録のほか必要事項を操作日報に記録し、毎正時の水位のほか必要事項を水位観測表に記録するものとする。
- (5) 受注者は、毎月1回、操作に必要な機械器具等の点検及び整備を行ない、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その結果を点検表に記録するものとする。
- (6) 受注者は、除塵、除草等を行った場合は、点検簿またはその他様式に人員・時間がわかるように記載するものとする。
- (7) 受注者は、月毎に整理した点検表、並びに操作体制を実施した場合は水位観測表、操作日報および操作月報、翌月7日までに発注者に提出し、また、操作年報を業務終了時に提出するものとする。
- (8) 受注者は、業務上必要な情報収集、並びに関係機関との連絡及び業務打ち合わせ等を密にし、発注者の打ち合わせに応ずるものとする。
- (9) その他、陸閘の管理及び操作上必要な措置を講ずるものとし、発注者の指示に従うものとする。

(2) 監査の着眼点並び監査手続

着眼点	監査手続
ア 水防団に委託している操作業務委託契約は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の確認 ・委託業務における報告書等の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 水防団に委託している操作業務委託契約は適切に行われているか	○		

【監査意見】

国土交通省から市が受託している長良陸閘ほか32陸閘及び市が管理している雄総陸閘における管理及び操作業務について、一者随意契約を締結しており、その理由としては、次の通り記載されている。

岐阜市長良西水防団をはじめとする岐阜市水防団は、河川増水時に河川巡視・水防工法等を実施している。

陸閘の操作は河川増水の状況に応じて迅速に行う必要があり、また、操作には修練をする事から地元にて日頃から水防訓練を実施している長良西水防団、長良水防団、金華水防団及び木田水防団と契約する必要がある。積算の根拠としては国土交通省との受託契約による歩掛り及び単価で計算され、水防活動と連動した円滑な管理及び操作が必要であるため競争性への切り替えはできないとしている。

また、操作業務委託契約仕様書第3条に記載されている業務報告については次のように確認できた。

ア 異常時の報告など

点検等において施設の異常を確認した場合の対応は、急を要する場合は電話等にて報告のうえ点検簿に記載し、それ以外の

ものについては点検簿に記載し報告している。よって、異常がある場合は、全て点検簿に記載して報告することになっている。

イ 操作要員の体制整備等をあらわしたもの

当該業務仕様書に記載の「体制」は、操作要員の配置等の体制を表した書類を提出することを求めているものではなく、操作を行う際には操作が支障なく行えるよう人員を配置し適切な「体制」を取ることを示したものになる。なお、「体制」を統括する者は水防団長となるため、水防団長を業務主任者とする届は提出させており、操作体制における操作要員は各水防団の団員となる。

ウ 情報収集先一覧

特別に情報収集先一覧のようなものは作成していない。当該業務仕様書の「情報収集」は、気象庁、国土交通省や岐阜県の川の防災情報等、マスコミ等から得られる気象や水象の情報であり、業務主任者である水防団長を中心として必要な情報を密に得るようにするために記載されたものである。なお、岐阜市水防計画第5章第2節に気象予報等の情報収集先のホームページアドレスの記載（気象庁、国土交通省と岐阜県の川の防災情報と浸水想定区域想定区域、岐阜市の防災情報）がある。

エ 操作日報

洪水における操作は実施されていないので、操作日報（月報、年報）はないが、訓練における操作日報等は作成されている。

オ 点検表

毎月、箇所別、点検項目別に現況及び措置事項を記載した点検表の作成している。この点検表は、箇所としては構造物（はらみ出し、亀裂、劣化、沈下）、ゲート（鉄部腐蝕、塗装、水密ゴム、引出状況、戸当り、レール、昇降装置、横行装置）、その他（機側操作盤、予備発電装置、本堤取付部、照明及び器具等、騒音防止目地、その他）と特記事項、処理状況についての記載がある。

カ 除塵、除草等の点検簿

除塵、除草の実施状況は点検簿の下部（特記事項欄）に記載

されている。

- キ 操作日報、操作月報、操作年報
上記エのとおり
 - ク 打ち合わせ記録簿など
特になし
 - ケ その他指示された書類
その他指示による書類はなし
- 以上のように、契約過程及び委託業務については適正に実施されている。

6. 道路災害対策

(1) 概要

道路災害対策については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第26節道路災害対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

トンネル、橋梁等の道路構造物の崩壊等による多数の死者等の発生する道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行うとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努める。

〈実施内容〉

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。特に橋梁については、災害時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路や幹線道路等、優先度に応じた耐震補強工事を実施する。

(2) 道路ネットワーク事業

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図る。

1 道路交通の安全のための情報の充実

(2) 道路管理者は、迅速に道路施設等の異常を発見し、速やかに応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

(b) 緊急輸送活動関係

市、県、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について民間団体との協定の締結に努める。

ア 岐阜市の幹線道路整備プログラム

(ア) プログラムの目的

岐阜市では、都市の骨格となる都市計画道路や幹線1・2級市道が計画されているが、現在、未整備の幹線道路はいまだ多く残っている。幹線道路の整備は地区内住環境の向上や商業活動の利便性向上、他都市との連携などの整備効果が期待できることから、効果的かつ効率的に道路整備を実施できるよう、幹線道路整備プログラムを策定した。

(イ) 計画対象路線

a 計画対象路線の抽出

幹線道路整備プログラムの整備計画対象路線は、都市計画道路と幹線1級市道とする。

b 都市計画道路、幹線1級市道の整備状況

延長約204.4km、整備延長123.8km、整備率約60%

(ウ) 整備優先順位の考え方

a 現在事業中の路線及び国・県・市の関連事業により整備が必要な路線

(a) 事業中路線

(b) 東海環状自動車道アクセス道路関連、名鉄高架事業関連、

区画整理事業関連

b 評価指標による路線点数の上位路線

下記要素から評価指標を設定し、路線に点数付け

(a) 上位計画に関する路線

ぎふ躍動プラン・21、岐阜市都市計画マスターplan、
岐阜市総合交通戦略、新市建設設計画

(b) 骨格的なネットワーク形成に関する路線

広域的な連絡軸、都市の骨格道路

(c) 災害に強いまちづくりに関する路線

防災対策

(d) 安心できる生活環境の確保に関する路線

医療・福祉対策、交通事故対策、環境保全

(e) 道路交通円滑化に関する路線

公共交通支援、主要施設アクセス、渋滞対策

これらを基にして、平成28年から平成47年までの20年間の幹線道路整備計画を策定した。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 道路整備計画が策定されているか	・整備計画の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ どのような情報収集を実施しているか	・情報収集方法の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 道路整備計画は策定されているか	○		
イ どのような情報収集を実施しているか	○		

【監査意見】

幹線道路整備プログラムは、5年をめどに見直しを図り、国・県・市の関連事業の進捗により整備が必要となった場合には見直しを実施するものである。

また、社会資本総合整備計画として、道路ストック老朽化対策、防災・減災対策、生活空間の安全確保対策の推進に向けた計画や地域の自立や活力の強化、にぎわいや個性あふれる地域活性化や観光振興の推進、住民の生命・財産を守る安全安心の確保などを目的とした計画も策定し実施している。

道路のパトロールにおいては、道路パトロール支援サービスを導入して道路全体の路面状況や作業・異常履歴が明瞭になっている。車のダッシュボードに固定したスマートフォンによりデータを取得するため、普段の業務で道路情報を収集して、劣化状態を自動的に推定し、補修計画の立案に役立てている。何よりも普段の業務中に情報収集できることが業務の効率化を図る観点では最適である。例えば、道路情報を調べるためにだけの業務を他の業務

に向けることができるため、より詳細な補修計画が策定できる。現在は業者が提供されているサービスの一部のみの利用となっているが、他のサービスも利用することで、パトロール中の作業内容を記録して報告書作成や集計業務を効率化することや、住民要望・クレーム案件の管理をすることで、住民サービスの向上などへも役立つことになる。しかしながら、これらのサービスの提供を受けるためには追加費用が必要となるため予算計画が必要であるが、業務の効率化を目指すのであれば検討の余地はある。

7. 砂防急傾斜地の整備事業

(1) 概要

砂防急傾斜地の整備事業については、「岐阜市地域防災計画（一般対策計画）」第2章第18節砂防対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

集中豪雨等により発生する荒廃した山地、渓流からの土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から生命、身体及び財産を守るために、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い地域、要配慮者利用施設が立地する箇所及び指定避難所や避難路が立地する箇所における対策を重点的に実施する。

〈実施内容〉

1 砂防対策

(3) 急傾斜地崩壊危険区域対策

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき指定されている、市内67箇所の急傾斜地崩壊危険区域については、必要な箇所については崩壊防止施設等対策工事を促進する。

なお、本来は、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の土地所有者や借地者が保全や対策工事を自ら行い、被害を受ける恐れのあるものは必要な措置を取るよう努めることが大原則である。しかし、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、当該急傾斜地所有者等や被害を受ける恐れのある者等が施工することが不適当と認められる場合に、県知事は、防止工事を施工することができる。

また、法の目的を達成するため、県知事は一定の要件を満たす地域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定する必要がある。しかし、指定箇所のすべてを整備していくには多額の費用と時間を要する。このため、県が国の補助採択条件を満たすことができな

いもので、一定の要件を満たすものは、県の補助を受け、県に代わって市が対策工事を施工できるようになっている。

ア 岐阜市内にある急傾斜地崩壊危険区域

岐阜市には、岐阜県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域が平成29年4月1日現在67箇所あるが、そのうち、整備済は61箇所、施工中は5箇所、未施工は1箇所となっている。急傾斜地崩壊危険区域について対策を行った箇所は急傾斜地崩壊防止施設(以下、「施設」とする。)として管理するが、施設管理者は、岐阜県、岐阜県及び岐阜市、岐阜市の者に分かれており、岐阜市としては岐阜県が施設管理者である以外の32箇所を管理している。

(岐阜市急傾斜地崩壊危険区域)

番号	区域の名称	施設管理者			番号	区域の名称	施設管理者		
		岐阜県	県+市	岐阜市			岐阜県	県+市	岐阜市
1	西山団地			○	35	芥見	○		
2	船伏			○	36	福富		○	
3	北一色		○		37	粟野2		○	
4	石谷	○			38	西山団地			○
5	才崎		○		39	芥見(2)			○
6	御望		○		40	山県岩(3)の2	○		
7	間無田		○		41	三田洞(2)	○		
8	伊洞	○			42	長良童東町			○
9	石谷(2)	○			43	椿洞(2)		○	
10	山県北野	○			44	椿洞(3)	○		
11	則松	○			45	椿洞(4)	○		
12	岩田	○			46	正木	○		
13	粟野			○	47	福富(2)	○		
14	権現背山			○	48	海戸山	未施工		
15	信長苑			○	49	牛首	○		
16	安食	○			50	岩利(2)	○		
17	岩田坂ハイツ			○	51	太郎丸			○
18	滝洞(2)			○	52	上楽	○		
19	山県北野(2)	○			53	岩利本郷	○		
20	福富団地			○	54	高天が原	○		
21	春日団地			○	55	三信		施工中	
22	城田寺			○	56	粟野3			○
23	山県岩	○			57	イモシカ洞		○	
24	彦坂		○		58	つばき苑			○
25	寺山下		○		59	南山			○
26	長森本町			○	60	村山		○	
27	山県(2)		○		61	大蔵台(北)		○	
28	岩利山後(岩利)	○			62	安食三内前	○		
29	椿洞	○			63	安食三内前2	○		
30	山県岩(3)	○			64	みどりヶ丘		施工中	
31	岩利円山	○			65	真長寺2	施工中		
32	西秋沢	○			66	福富3	施工中		
33	岩井	○			67	芥見南山	施工中		
34	神田洞			○					

イ 施設の維持管理

岐阜市は、岐阜県が作成した「急傾斜地崩壊防止施設点検実施要領」を使用し、対象施設の点検を行っている。点検の結果については、各施設につき「急傾斜地崩壊防止施設点検カルテ 点検シート」を作成しており、その内容は岐阜県と同内容である。

ウ 将来の施工方針

岐阜市内には、現在施工中が5箇所、未施工が1箇所あるが、今後のスケジュールとしては、岐阜県あるいは岐阜市が施工主として下記のように予定している。

〈県施工〉

番号	区域	工期
66	福富3	2013～2019年度
67	芥見南山	2015～2020年度
55	三信	2016～2020年度

〈市施工〉

番号	区域	工期
64	みどりヶ丘	2012～2026年度

〈県・市施工〉

番号	区域	工期
—	岐荘ヶ丘	2017年度(区域指定を実施)～

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 砂防急傾斜地として整備した箇所を適切に把握しているか	・管理台帳を作成しているかを確認 ・作成している管理台帳を閲覧し、記載された情報が十分かを確認
イ 砂防急傾斜地として整備した箇所の維持管理は適切に行われているか	・砂防急傾斜地として整備した箇所の維持管理方法を確認
ウ 砂防急傾斜地として整備した箇所に係る工事契約等が、入札ルールに従い実施され完了しているか	・契約事務に関連する資料を閲覧 ・入札ルールに従い実施されているかを確認
エ 今後の砂防急傾斜地として整備する箇所について、スケジュールや事業費に関する計画を作成しているか	・作成された事業計画を閲覧

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 砂防急傾斜地として整備した箇所を適切に把握しているか			○
イ 砂防急傾斜地として整備した箇所の維持管理は適切に行われているか	○		
ウ 砂防急傾斜地として整備した箇所に係る工事契約等が、入札ルールに従い実施され完了しているか	○		
エ 今後の砂防急傾斜地として整備する箇所について、スケジュールや事業費に関する計画を作成しているか			○

【監査意見】

ア 施設情報の管理

岐阜市では、対策を行った施設に関する情報について、表計算ソフトを用いて、「岐阜市急傾斜地崩壊危険区域情報一覧表(以下、「区域情報」という。)」及び「急傾斜地崩壊危険箇所設備台帳一覧表(以下、「設備台帳」という。)」を作成し管理しております、それぞれ以下の情報が記載されている。

管理簿	作成目的	記載情報
区域情報	各区域に関する情報の一覧	施設管理者、場所、地形、現在までの崩壊の有無、区域指定記録、施工記録の有無 等
設備台帳	各区域に関する施工情報の一覧	工種、構造、形状寸法、施工年度、竣工年月日、事業費 等

また、維持管理に使用する「急傾斜地崩壊防止施設点検カルテ点検シート」についても、別途管理されている。

これについて、施設は全体で67件であり、現状の表計算ソフトにより管理することも可能と考えられるが、岐阜市全体での防災計画を考えるうえで、別途記載したGISを活用した情報の集約を検討されたい。【意見18】

イ 将来の整備計画

上述したように、岐阜市は、施設の整備スケジュールを定めているが、これらの施設について岐阜市が今後負担する事業費については検討されたうえで全体計画として記載しているものの、年度ごとの事業費の検討はされていない。

これに関して担当者にヒアリングしたところ、補助金の交付額や岐阜県施工部分の進捗状況により現状の整備スケジュールから変更することが考えられるため、事業全体の事業費だけでなく、年度ごとの事業費も変化する可能性があるとのことであった。

しかし、施設整備には多額の事業費が発生することから、整備スケジュールに合わせて年度ごとにどの程度、岐阜市の負担が必要かを見積もるとともに、状況の変化に応じて見直すよう検討されたい。【意見19】

8. 橋梁の耐震補強

(1) 概要

橋梁の耐震補強については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第26節 道路災害対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

トンネル、橋梁等の道路構造物の崩壊等による多数の死者等の発生する道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行うとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努める。

〈実施内容〉

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。特に橋梁については、災害時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路や幹線道路等、優先度に応じた耐震補強工事を実施する。

また、「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第15節 緊急輸送網の整備、及び第17節 まちの不燃化・耐震化においても、以下の方針及び実施内容が定められている。

「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第15節 緊急輸送網の整備

〈方針〉

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

〈実施内容〉

1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から、広域的な役割を果たすもの、地区内の地震災害応急対策の輸送の役割を果たすもの等、その役割により区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

岐阜市及び地方生活圏の中心都市等の重要な都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第17節 まちの不燃化
化・耐震化

〈方針〉

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物も倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての火災も各地で発生した。このため、建築物の耐震化、不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進するとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努め、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える地震災害が発生した場合において、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

〈実施内容〉

3 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設の整備

地震災害発生後の緊急輸送を確保等するため、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図る。

イ 橋梁の整備

道路防災総点検等の結果緊急性が高いと判断した橋梁や、地震災害時の緊急輸送の観点から優先度が高い緊急輸送道路や幹線道路などの橋梁について、順次、耐震補強を実施する。

ア 岐阜市が管理する橋梁

岐阜市が管理する橋梁は現在2,478橋あるが、幹線1級市道、幹線2級市道及びその他に分けた場合以下のようになっている。

なお、幹線1級市道、幹線2級市道は以下となっている。

	地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で一般国道及び都道府県道以外の道路のうち次の各号のいずれかに該当するもの。
幹線1級市道	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定された幹線街路 ・主要集落（戸数50戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 ・主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路 ・主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路 ・主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道を連絡する道路 ・大都市または地方開発のために必要な道路
幹線2級市道	<p>幹線1級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で、次の各号のいずれかに該当する道路。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定された補助幹線街路 ・集落（25戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路 ・集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路 ・集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道とを連絡する道路 ・大都市または地方開発のために必要な道路

(橋梁数)

	幹線 1級市道	幹線 2級市道	その他	計
橋梁数(橋)	292	116	2,070	2,478

イ 健全度把握等の基本的な方針

岐阜市は、「橋梁長寿命化修繕計画」を平成24年度に策定している。

これに基づき、健全度把握については、岐阜県が作成した「岐阜県橋梁点検マニュアル」に基づいて定期的な点検を実施し、橋梁の架設年度や立地条件なども考慮した上で橋梁の劣化損傷状況から健全度を把握する。

また、日常的な維持管理については、橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。

ウ 今後の耐震補強計画

橋梁の耐震補強については、監査実施時点では「第4期橋梁耐震補強事業計画」を策定し、この計画に基づき耐震化を進めているが、平成31年度において耐震補強も含めた橋梁長寿命化修繕計画の見直しを予定している。

これは、平成25年度に改正され、平成26年度に施行された道路法により、橋梁及びトンネル等については、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことを基本とすること等が定められたことから、岐阜市においては平成26年度から平成30年度の5年間で岐阜市内全橋梁を点検し、その結果を踏まえて策定する予定である。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 所管する橋梁を適切に把握しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳を作成しているかを確認 ・作成している管理台帳を閲覧し、記載された情報が十分かを確認
イ 所管する橋梁の維持管理は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の維持管理方法を確認
ウ 所管する橋梁に係る工事契約等が、入札ルールに従い実施され完了しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務に関連する資料を閲覧 ・入札ルールに従い実施されているかを確認
エ 所管する橋梁の修繕・更新切な時期に実施される計画を作成しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・作成された修繕・更新計画を閲覧 ・修繕・更新計画について、現状把握している実績等から変更の必要がないかを確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 所管する橋梁を適切に把握しているか			○
イ 所管する橋梁の維持管理は適切に行われているか	○		
ウ 所管する橋梁に係る工事契約等が、入札ルールに従い、実施され完了しているか	○		
エ 所管する橋梁の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか			○

【監査意見】

ア 橋梁に関する情報管理

岐阜市は、管理対象の橋梁について「WE Bマップぎふ」という個別の管理台帳を地理情報システム(G I S)として構築し、工事情報や点検情報を随時入力している。

これについて、担当者にヒアリングしたところ、架設時期が古い橋梁については、工事台帳が保存されていないということで入力できていない情報があるとのことであった。

今後、橋梁の耐震化等を進めるうえで構造等の情報は、優先順位及び耐震化費用の積算に欠かせないものと考えられるため、平成31年度に策定予定の耐震補強も含めた橋梁長寿命化修繕計画策定に向け、調査等を行うよう検討されたい。【意見20】

イ 橋梁の修繕費用

岐阜市では、平成24年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しているが、その際に各橋梁の修繕に必要な概算費用は、遠望目視による点検結果をもとに行っているとのことであった。

ここで、平成29年度に行った修繕工事について、修繕計画における工事予定額と実績額は下記の通り大きく乖離している状況にある。

(単位：千円)

	予定額	実績額	差額
橋梁修繕工事(千鳥橋)	5,838	36,270	△ 30,432

修繕計画を策定する目的の一つとして、今後増大が見込まれる橋梁の修繕等に要する経費に対し、コスト縮減を行うことがあるが、計画策定時に予定額が過少に見込まれた場合、将来の投資意思決定に重大な影響があると考えられる。

したがって、平成31年度に策定予定の橋梁長寿命化修繕計画については、この点に留意し、策定時点で考えうる最善の見積もり等の情報を用いて策定することが望まれる。【意見21】

9. トンネルの長寿命化

(1) 概要

トンネルの長寿命化については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第26節 道路災害対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

トンネル、橋梁等の道路構造物の崩壊等による多数の死者等の発生する道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行うとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努める。

〈実施内容〉

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。特に橋梁については、災害時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路や幹線道路等、優先度に応じた耐震補強工事を実施する。

ア 岐阜市が管理する対象トンネル

岐阜市が所管する対象トンネルは、以下の5トンネルである。

トンネル名	路線名	工法	トンネル長(m)	幅員(m)	竣工年	経過年数
福富トンネル	市道 長良福富線	矢板工法 (在来工法)	299	8.00	1972 (昭和47年)	45
宇田坂トンネル	市道 石谷則松線	矢板工法 (在来工法)	130	8.75	1986 (昭和61年)	31
常磐トンネル	市道 鷺山城田寺線	NATM	177	8.75	1993 (平成5年)	24
ときわ歩道トンネル	市道 鷺山城田寺線	PCL版	135.45	3.60	1994 (平成6年)	23
老洞トンネル	市道 芥見5丁目 芥見7丁目線	NATM	263	9.25	1995 (平成7年)	22

(トンネル工法の概要)

工法	矢板工法（在来工法）	NATM工法	PLC版補強
特徴	古くから1970年代前半まで採用された工法で、掘削しながら支保工（木製または鋼製）を立て込み掘り進む工法	1970年代後半から現在において採用される山岳トンネルにおける一般的な工法	プレキャスト製コンクリートアーチ製品を用いてトンネル坑内の補修・補強を行う工法
長所	大がかりな機械を使用せず掘削することにより施工可能	トンネル周辺の地山の支保工機能を有効に活用して掘進	工場で品質管理されたプレキャスト製品のため高品質 比較的短期に薄肉構造であり短期間に補修・補強が可能
短所	施工工期が長くなる 地山と支保工の間に空隙が残りやすい	横断目地部のうき、豆板が発生しやすい	トンネル内空の建築限界に余裕があることが条件

イ トンネルの維持管理方針

(ア) 維持管理の基本方針

高度経済成長期に整備されたトンネル・橋梁等の道路施設の老朽化が進行しており、施設を効率的に維持管理していくことが求められる。このため、持続的な維持管理体制を確立し、予防保全型の修繕に転換し、トンネルの安全性を確保するとともに、トンネル寿命の延命を図る。

(イ) 維持管理体制の確立

岐阜市は、2017年(平成29年)11月に「岐阜市トンネル長寿命化修繕計画」を策定しており、この計画の中でトンネルの点検頻度や点検方法などを明確に定め、継続的にトンネルの健全度(損傷状況)を把握し、必要な対策を構築する。

(ウ) 予防保全への転換

従来の対処療法的な修繕からトンネルの定期点検と適切な時期に適切な対策を効果的・効率的に行う予防保全型の修繕に転換することによって、安全・安心な道路サービスの提供を行う。

また、予防的な修繕や計画的な更新により、将来のライフサイクルコスト(以下、「LCC」)の低減を図るようにする。

(エ) 計画的な維持・更新

トンネルの計画的な維持・更新については、以下の具体的な計画によるものとする。

基本方針	計画
統一的な基準に基づく、維持・更新の合理化	「岐阜県トンネル点検マニュアル」の基準による点検・診断手法による
効果的かつ効率的な定期点検による、安全性の確保	「岐阜県トンネル点検マニュアル」により5年に1回の定期点検を実施する
長期的な視点に基づく、更新費用等の平準化	個々の施設についての修繕計画の立案
予防保全型管理の導入による、長寿命化とLCCの低減	定期点検結果により施設の予防保全・長寿命化対策の立案
民間活力の活用による、維持管理コストの縮減	今後、新技術を取り入れるなど、維持管理コストの縮減に努める
維持・更新時における、環境への配慮と機能性の向上	照明灯のLED化を図る
メンテナンスに対する、職員の技術力の向上	メンテナンスエキスパートの資格取得に努める
インフラ資産における、メンテナンスサイクルの構築	定期点検結果のデータ化・修繕計画の立案

以上を実施することにより、トンネルについて将来にわたって、計画的な維持・更新のマネジメントを行い、P(計画：補修設計)
⇒D(実行：修繕工事)⇒C(評価：定期点検等)⇒A(改善：必要に応じて修繕計画の見直し)サイクルを構築する。

ウ トンネルの修繕計画

(ア) 修繕の優先順位

修繕の優先順位は、特に、大災害時において指定主要防災拠点に速やかにアクセスする必要があることから、路線の重要度(緊急輸送道路、緊急輸送道路補助ネットワーク、市道1, 2級、交通量など)と定期点検による損傷状況を勘案し決定する。

a トンネルの損傷状況

2017年(平成29年)の定期点検結果から、判定IIIの早期措置段階が観察されるトンネルは、福富トンネルのみであり、次に判定IIaが観察されたトンネルは、宇田坂トンネ

ル、常磐トンネル、老洞トンネルの順となる。

(2017年(平成29年) 定期点検結果)

判定	福富トンネル	宇田坂トンネル	常磐トンネル	老洞トンネル	ときわ歩道トンネル
III	6	0	0	0	0
IIa	146	28	13	5	0

(定期点検結果の判定区分)

判定区分		判定基準	対策の内容
緊急対策	IV	変状が大きく、通行者・通行車両に対して危険を及ぼす可能性があるか、構造安全性の確保に大きな懸念があるため、直ちに何らかの対策を必要とする	応急対策後、直ちに対策を検討する
早期対策	III	変状があり、それが進行して、早晚、通行者・通行車両に対して危険を与えるか、構造安全性の確保に懸念があるため、早急な対策を必要とする	早急に対策を検討する(1年程度)
予防保全	IIa	変状があり、将来、通行者・通行車両に対して危険を与えるか、構造安全性の低下が懸念されるため、重点的に監視を行い、計画的な対策を必要とする	継続監視し、計画的に対策を検討する(5年以内)
	IIb	軽微な変状で、現状では通行者・通行車両に対する危機や構造安定性の低下の懸念はないが、監視を必要とする	継続監視
健全	I	変状はないか、あっても軽微で対策が必要なもの	なし

b 路線の重要度

路線の重要度からなる優先度については、岐阜市の管理する5トンネルは、いずれも緊急輸送道路、緊急輸送道路補助ネットワークに指定されていないため、市道1、2級、交通量が優先順位を決定する要素となる。

c 優先順位の設定

修繕の優先順位の設定については、前項のトンネルの損傷状況と路線の重要度を勘案して、以下の順とする。

優先順位	トンネル名	路線等級	交通量 (台/日)	損傷状況(箇所数)
1	福富トンネル	市道1級	6,000	判定III(6)、判定IIa(146)
2	宇田坂トンネル	市道1級	4,000	判定III(0)、判定IIa(28)
3	常磐トンネル	市道1級	5,000	判定III(0)、判定IIa(13)
4	老洞トンネル	その他	2,000	判定III(0)、判定IIa(5)
5	ときわ歩道トンネル	その他	—	判定III(0)、判定IIa(0)

(イ) トンネルの維持・更新方針

定期的にトンネル点検を行い、変状規模が小さい段階から

計画的に対策(予防保全)を実施することで、結果的に対象規模を必要最小限に抑えて、中長期的なコスト縮減を図る。

早期に措置を講すべき状態(事後保全)に陥ると大規模な修繕費用が必要となるため、大規模な修繕費用が必要となる前の時点で対策を実施していくものとし、修繕等にかかるLLCの低減を図る。

判定Ⅱaより損傷の大きい箇所を修繕し、併せて近接するⅡbの箇所も可能な範囲で補修していくことで、Ⅱa箇所の増加の進行を遅らせ、供用期間内の修繕コストの縮減を図る。

エ 年次計画・概算事業費

現状での維持管理に必要な概算事業費は、以下を予定する。

実施年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
福富トンネル	定期点検	路面補修	覆工・照明補修			定期点検
宇田坂トンネル						
常磐トンネル				覆工補修		
老洞トンネル						
ときわ歩道トンネル						
概算事業費計(千円)	12,000	23,000	105,500	39,900	—	12,000

福富トンネルは、すでに判定Ⅲ(事後保全)の箇所があり、早期に健全性を回復する修繕を実施し、他のトンネルは、判定Ⅱ(予防保全)であり、判定Ⅱaから判定Ⅲに進むのを防ぐための修繕を実施する。ときわ歩道トンネルは、判定ⅡaではなくⅡbの箇所のみであり継続監視をしていく。

今回、判定Ⅱaのものについては、次回の定期点検までに修繕を実施し、次回の点検で、予防保全段階と診断されたトンネルについては、優先順位を考慮しつつ、事後保全段階に進まないよう継続監視を行い、必要に応じ小規模な修繕を行いながら健全性を良好な状態で維持し、トンネルの長寿命化を図っていく。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 所管するトンネルを適切に把握しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳を作成しているかを確認 ・作成している管理台帳を閲覧し、記載された情報が十分かを確認
イ 所管するトンネルの維持管理は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの維持管理方法を確認
ウ 所管するトンネルの修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・作成された修繕・更新計画を閲覧 ・修繕・更新計画について、現状把握している実績等から変更の必要がないかを確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 所管するトンネルを適切に把握しているか	○		
イ 所管するトンネルの維持管理は適切に行われているか	○		
ウ 所管するトンネルの修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	○		

【監査意見】

監査手続を実施した結果、特に問題となる事項はなかった。

10. 横断歩道橋の長寿命化

(1) 概要

横断歩道橋は道路構造物を構成することから、トンネル、橋梁等とともに「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第26節 道路災害対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

トンネル、橋梁等の道路構造物の崩壊等による多数の死者等の発生する道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行うとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努める。

〈実施内容〉

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。特に橋梁については、災害時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路や幹線道路等、優先度に応じた耐震補強工事を実施する。

ア 岐阜市が管理する対象横断歩道橋

岐阜市が管理する対象横断歩道橋は、以下の38橋である。

ID	歩道橋名称	路線名	支間長(ｍ)	幅員(ｍ)	竣工年	経過年数
1	大手町歩道橋	加納栄町通3丁目加納東丸1丁目線	14.8+14.0	1.28	1962年	56年
2	京町歩道橋	県道152号(岐阜各務原線)	19.0	1.30	1962年	56年
3	童謡町歩道橋	県道1号(岐阜南濃線)	17.0	1.28	1962年	56年
4	下川手歩道橋	県道77号(岐阜環状線)	11.2	1.30	1962年	56年
5	新本町歩道橋	加納新本町線	16.2	1.30	1962年	56年
6	東金宝町歩道橋	東金宝町線	14.5	1.30	1962年	56年
7	竜田町4歩道橋	県道1号(岐阜南濃線)	16.4	1.30	1962年	56年
8	竜田町8歩道橋	県道1号(岐阜南濃線)	12.5	1.30	1962年	56年
9	城東通歩道橋	県道14号(岐阜稻沢線)	15.4	1.10	1963年	55年
10	光明町歩道橋	真砂町11丁目光明町3丁目線	14.0	1.30	1963年	55年
11	明徳町歩道橋	県道151号(岐阜羽島線)	29.2	1.30	1963年	55年
12	金宝町歩道橋	金宝町線	14.74	1.30	1963年	55年
13	本郷町歩道橋	本郷町線	23.5	1.30	1963年	55年
14	六条南歩道橋	県道31号(岐阜垂井線)	14.5	1.10	1963年	55年
15	鷺山歩道橋	長良正木線	11.1	1.10	1964年	54年
16	則武小歩道橋	県道91号(岐阜美山線)	11.1	1.50	1964年	54年
17	北一色歩道橋	県道92号(岐阜東南大野線)	15.5	1.20	1964年	54年
18	岩田坂歩道橋	国道156号	17.0	1.20	1965年	53年
19	金園町歩道橋	国道248号(県管理)	23.3	1.23	1965年	53年
20	六条東歩道橋	県道1号(岐阜南濃線)	24.0	1.18	1966年	52年
21	早田栄町歩道橋	早田福光線	20.0	1.50	1967年	51年
22	芥見歩道橋	国道156号・芥見中野畠岩淹東3丁目線	10.0+19.95	1.20	1967年	51年
23	長良歩道橋	長良北町雄総線	13.0	1.50	1968年	50年
24	菊地歩道橋	新本町爪線	20.0	1.50	1968年	50年
25	都通歩道橋	県道151号(岐阜羽島線)	19.48	1.50	1968年	50年
26	大工町歩道橋	本町4丁目下新町線	15.0	1.50	1969年	49年
27	下新町歩道橋	大宮町1丁目茶屋新田線	15.4	2.00, 1.50	1971年	47年
28	岩倉歩道橋	忠節鷺山線・早田福光線	23.8+14.9+23.5+20.76	1.80, 1.50	1973年	45年
29	大洞柏台歩道橋	大洞線2号線	28.0	2.50	1973年	45年
30	大洞桜台歩道橋	大洞線2号線	16.14+7.5	2.50	1974年	44年
31	市橋歩道橋	市橋鏡島46号線・市橋鏡島166号線	250.3	2.10, 2.00	1987年	31年
32	学園町歩道橋	忠節鷺山線	18.6	2.85, 1.90	1988年	30年
33	サンサンブリッジ	県道183号(正木岐阜線)	38.4+32.8	2.00	1990年	28年
34	加納富士町歩道橋	橋本町2丁目加納富士町3丁目線	36.0	4.00	1998年	20年
35	大洞歩道橋	三間戸線	19.25	2.50	1999年	19年
36	野一色歩道橋	長森330号線	28.2	1.50	2006年	12年
37	東川手5横断歩道橋	県道175号(岐阜岐南線)	34.8	3.00	2009年	9年
38	三田洞横断歩道橋	岩崎栗野線、岩崎18号線	31.6+9.5	1.50	1969年	49年

イ 横断歩道橋の維持管理方針

(ア) 維持管理の基本方針

高度経済成長期に整備された橋梁・横断歩道橋等の道路施設の老朽化が進行しており、施設を効率的に維持管理していくことが求められる。このため、計画期間の20年間は、横断歩道橋を保持させることとし、持続的な維持管理体制を確立し、予防保全型の修繕に転換し、横断歩道橋の安全性を確保するとともに、横断歩道橋寿命の延命を図る。ただし、点検結果等を踏まえ計画を見直すものとする。

(イ) 維持管理体制の確立

岐阜市は、2018年(平成30年)3月に「岐阜市横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定しており、この計画の中で横断歩道橋の点検頻度や点検方法などを明確に定め、継続的に横断歩道橋の健全度(損傷状況)を把握し、必要な対策を講じる。

(ウ) 予防保全への転換

従来の対処療法的な修繕から、横断歩道橋の定期点検と適切な時期に適切な対策を効果的・効率的に行う予防保全型の修繕に転換することによって、安全・安心な道路サービスの提供を行う。

また、予防的な修繕や計画的な更新により、将来のライフサイクルコスト(以下、「LCC」)の低減を図るようにする。

(エ) 計画的な維持・更新

横断歩道橋の計画的な維持・更新については、以下の具体的な計画によるものとする。

基本方針	計画
統一的な基準に基づく、維持・更新の合理化	「岐阜県横断歩道橋点検マニュアル」の基準による点検・診断手法による
効果的かつ効率的な定期点検による、安全性の確保	「岐阜県横断歩道橋点検マニュアル」により5年に1回の定期点検を実施する
長期的な視点に基づく、更新費用等の平準化	個々の施設についての修繕計画の立案
予防保全型管理の導入による、長寿命化とLCCの低減	定期点検結果により施設の予防保全・長寿命化対策の立案
民間活力の活用による、維持管理コストの縮減	今後、新技術を取り入れるなど、維持管理コストの縮減に努める
維持・更新時における、環境への配慮と機能性の向上	照明灯のLED化、耐久性の高い塗装の採用
メンテナンスに対する、職員の技術力の向上	メンテナンスエキスパートの資格取得に努める
インフラ資産における、メンテナンスサイクルの構築	定期点検結果のデータ化・修繕計画の立案

以上を実施することにより、横断歩道橋について、将来にわたって計画的な維持・更新のマネジメントを行い、P(長寿命化計画の策定)⇒D(長寿命化の実践)⇒C(長寿命化の評価・検証)⇒A(長寿命化計画の見直し)サイクルを構築する。

ウ 横断歩道橋の点検状況

以下に2017年度(平成29年度)の点検結果を示す。

健全性 (施設)	歩道橋名(ID)	橋数
I	大手町(1)、光明町(10)、鷺山(15)、岩田坂(18)、菊地(24)、野一色(36)、東川手5(37)、三田洞(38)	8
II	竜興町(3)、新本町(5)、竜田町4(7)、竜田町8(8)、金宝町(12)、六条南(14)、則武小(16)、金園町(19)、六条東(20)、早田栄町(21)、芥見(22)、長良(23)、都通(25)、大工町(26)、岩倉(28)、大洞柏台(29)、大洞桜台(30)、学園町(32)、サンサン(33)、加納富士町(34)、大洞(35)	21
III	京町(2)、下川手(4)、東金宝町(6)、城東通(9)、明徳町(11)、本郷町(13)、北一色(17)、下新町(27)、市橋(31)	9
IV	なし	0

(判定区分)

健全性の診断 判定区分		状態
緊急対策	IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態
早期対策	III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
予防保全	II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
健全	I	構造物の機能に支障が生じていない状態

エ 横断歩道橋の修繕計画

(ア) 修繕の優先順位の考え方

修繕の優先順位は、定期点検結果による健全性(IV, III, II, I)を優先し、これに加えて横断歩道橋下の路線の重要度(道路種別、緊急輸送道路の指定、交通量(車線数)、通学路の指定、その他生活・産業等への影響大なる要因の有無)を勘案して決定する。

なお、優先順位は上記による点数制とし、点数の多い横断歩道橋ほど優先順位は高くなる。

a 健全度による点数

部材ごとに配点(上部構造80点、下部構造50点、階段部40点、その他30点)を行い、上部構造はさらに主桁、横桁、床版またはデッキプレート、地覆の各部位に20点ずつ割り振る。

これに点数結果による健全性の係数(IVは1.0、IIIは0.7、

IIは0.3、Iまたは該当なしは0)を乗じて合計点数を算出した。

b 路線の重要度による点数

路線の重要度に関わる各要素の種別・有無によって下記のように配点し、各横断歩道橋の合計点数を算出した。

路線の重要度 (配点50点)	要素	要素の種別・有無と各配点		
		国道	県道	市道
	道路種別	5	3	0
	緊急輸送道路の指定	一次 10	二次 5	三次 3 指定なし 0
	交通量 (片側車線数)	3車線以上 10	2車線 5	1車線以下 0
	通学路の指定	有り 10		無し 0
	バス路線	有り 10		無し 0
	その他生活・産業等 への影響大なる要因	有り 5		無し 0

c 優先順位の決定

上記の i 健全度による点数と、ii 路線の重要度による点数の合計点数が大きい横断歩道橋を優先順位が高いものとした。

優先順位	歩道橋名称(ID)	点検結果 (健全性)	点数① (点検結果)	点数② (重要度)	合計点数	摘要
1	城東通歩道橋	(9)	III	88	23	111
2	東金宝町歩道橋	(6)	III	82	15	97
3	明徳町歩道橋	(11)	III	63	33	96
4	下新町歩道橋	(27)	III	70	20	90
5	市橋歩道橋	(31)	III	74	15	89
6	本郷町歩道橋	(13)	III	68	15	83
7	下川手歩道橋	(4)	III	60	23	83
8	六条東歩道橋	(20)	II	54	28	82
9	学園町歩道橋	(32)	II	54	25	79
10	金園町歩道橋	(19)	II	42	35	77
11	岩倉歩道橋	(28)	II	45	30	75
12	加納富士町歩道橋	(34)	II	54	15	69
13	大洞歩道橋	(35)	II	48	20	68
14	新本町歩道橋	(5)	II	42	25	67
15	長良歩道橋	(23)	II	45	20	65
16	竜興町歩道橋	(3)	II	42	23	65
17	サンサンブリッジ	(33)	II	33	28	61
18	竜田町8歩道橋	(8)	II	48	13	61
19	大桐桜台歩道橋	(30)	II	39	20	59
20	六条南歩道橋	(14)	II	36	23	59
21	大工町歩道橋	(26)	II	42	15	57
22	大洞柏台歩道橋	(29)	II	33	20	53
23	都通歩道橋	(25)	II	24	28	52
24	竜田町4歩道橋	(7)	II	27	23	50
25	金宝町歩道橋	(12)	II	33	15	48
26	芥見歩道橋	(22)	II	12	35	47
27	早田栄町歩道橋	(21)	II	21	25	46
28	則武小歩道橋	(16)	II	21	23	44
29	東川手5横断歩道橋	(37)	I	9	28	37
30	野一色歩道橋	(36)	I	9	25	34
31	菊地歩道橋	(24)	I	12	20	32
32	鷺山歩道橋	(15)	I	9	20	29
33	光明町歩道橋	(10)	I	9	15	24
34	岩田坂歩道橋	(18)	I	0	35	35
35	大手町歩道橋	(1)	I	0	30	30
36	三田洞横断歩道橋	(38)	I	0	20	20
37	京町歩道橋	(2)	III	62	28	90
38	北一色歩道橋	(17)	III	90	28	118
						2017年度補修
						2017年度補修

(イ) 横断歩道橋の維持管理方針

定期的に横断歩道橋点検を行い、変状規模が小さい段階から計画的に対策(予防保全)を実施することで、結果的に対象規模を必要最小限に抑えて、中長期的なコスト縮減を図る。

早期に措置を講ずべき状態(事後保全)に陥ると大規模な修繕費用が必要となるため、大規模な修繕費用が必要となる前の時点で対策を実施していくものとし、修繕等にかかるLCCの低減を図る。

才 年次計画・概算事業費

現状での維持管理に必要な概算事業費は以下を予定する。

概算事業費は、点検結果に基づき劣化・損傷箇所の概算数量を算出したものに、各種積算基準書や過去の実績等から導いた単価

を乗じて算出したものである。

今回、健全度Ⅲのものについては、次の定期点検までに平準化を図りつつ修繕を実施し、健全度Ⅱ及びⅠと診断された横断歩道橋については、優先順位を考慮しつつ、事後保全段階に進まないよう継続監視を行い、必要に応じ小規模な修繕を行いながら健全度を良好な状態で維持し、横断歩道橋の長寿命化とLCCの低減を図っていく。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

歩道橋名称(ID)	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
城東通歩道橋	(9)		修繕工事 塗装塗替え							
東金宝町歩道橋	(6)		修繕工事 塗装塗替え							
明徳町歩道橋	(11)			修繕工事 塗装塗替え						
下新町歩道橋	(27)			修繕工事 塗装塗替え						
市橋歩道橋	(31)				修繕工事					
本郷町歩道橋	(13)				修繕工事 塗装塗替え					
下川手歩道橋	(4)					修繕工事 塗装塗替え				
六条東歩道橋	(20)					修繕工事 塗装塗替え				
学園町歩道橋	(32)					修繕工事 塗装塗替え				
金園町歩道橋	(19)					修繕工事 塗装塗替え				
岩倉歩道橋	(28)						修繕工事 塗装塗替え			
加納富士町歩道橋	(34)						修繕工事 塗装塗替え			
大洞歩道橋	(35)						修繕工事 塗装塗替え			
新本町歩道橋	(5)							修繕工事 塗装塗替え		
長良歩道橋	(23)							修繕工事 塗装塗替え		
竜興町歩道橋	(3)							修繕工事 塗装塗替え		
サンサンブリッジ	(33)									
竜田町8歩道橋	(8)									
大桐桜台歩道橋	(30)									
六条南歩道橋	(14)									
大工町歩道橋	(26)									
大洞柏台歩道橋	(29)									
都通歩道橋	(25)									
竜田町4歩道橋	(7)									
金宝町歩道橋	(12)									
芥見歩道橋	(22)									
早田栄町歩道橋	(21)									
則武小歩道橋	(16)									
東川手5横断歩道橋	(37)									
野一色歩道橋	(36)									
菊地歩道橋	(24)									
鷺山歩道橋	(15)									
光明町歩道橋	(10)									
岩田坂歩道橋	(18)									
大手町歩道橋	(1)									
三田洞横断歩道橋	(38)									
京町歩道橋	(2)									
北一色歩道橋	(17)									
全歩道橋定期点検	○					○				
事業費(単年度)(百万円)	-	58.0	75.5	71.9	45.4	96.4	81.9	92.6	92.2	85.4

平成30年度 岐阜市包括外部監査

歩道橋名称(ID)	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年
城東通歩道橋	(9)						塗装塗替え				
東金宝町歩道橋	(6)						塗装塗替え				
明徳町歩道橋	(11)							塗装塗替え			
下新町歩道橋	(27)								塗装塗替え		
市橋歩道橋	(31)						塗装塗替え	塗装塗替え			
本郷町歩道橋	(13)								塗装塗替え		
下川手歩道橋	(4)									塗装塗替え	
六条東歩道橋	(20)									塗装塗替え	
学園町歩道橋	(32)										
金園町歩道橋	(19)										
岩倉歩道橋	(28)										
加納富士町歩道橋	(34)										
大洞歩道橋	(35)										
新本町歩道橋	(5)										
長良歩道橋	(23)										
竜興町歩道橋	(3)										
サンサンブリッジ	(33)	修繕工事 塗装塗替え									
竜田町8歩道橋	(8)	修繕工事 塗装塗替え									
大桐桜台歩道橋	(30)		修繕工事								
六条南歩道橋	(14)		修繕工事 塗装塗替え								
大工町歩道橋	(26)		修繕工事 塗装塗替え								
大洞柏台歩道橋	(29)		修繕工事 塗装塗替え								
都通歩道橋	(25)		修繕工事 塗装塗替え								
竜田町4歩道橋	(7)		修繕工事 塗装塗替え								
金宝町歩道橋	(12)		修繕工事 塗装塗替え								
芥見歩道橋	(22)			修繕工事 塗装塗替え							
早田栄町歩道橋	(21)			修繕工事 塗装塗替え							
則武小歩道橋	(16)			修繕工事 塗装塗替え							
東川手5横断歩道橋	(37)				修繕工事 塗装塗替え						
野一色歩道橋	(36)				修繕工事 塗装塗替え						
菊地歩道橋	(24)				修繕工事 塗装塗替え						
鷺山歩道橋	(15)					修繕工事 塗装塗替え					
光明町歩道橋	(10)					修繕工事 塗装塗替え					
岩田坂歩道橋	(18)						塗装塗替え				
大手町歩道橋	(1)								塗装塗替え		
三田洞横断歩道橋	(38)									塗装塗替え	
京町歩道橋	(2)										塗装塗替え
北一色歩道橋	(17)										塗装塗替え
全歩道橋定期点検	○						○				○
事業費(単年度)(百万円)	99.0	80.4	85.5	79.3	54.1	81.8	86.2	92.0	54.4	52.5	80.8

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 所管する横断歩道橋を適切に把握しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳を作成しているかを確認 ・作成している管理台帳を閲覧し、記載された情報が十分かを確認
イ 所管する横断歩道橋の維持管理は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道橋の維持管理方法を確認
ウ 所管する横断歩道橋の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・作成された修繕・更新計画を閲覧 ・修繕・更新計画について、現状把握している実績等から変更の必要がないかを確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 所管する横断歩道橋を適切に把握しているか	○		
イ 所管する横断歩道橋の維持管理は適切に行われているか	○		
ウ 所管する横断歩道橋の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	○		

【監査意見】

監査手続を実施した結果、特に問題となる事項はなかった。

1.1. 長良川防災・健康ステーション

(1) 概要

長良川防災・健康ステーションについては、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第3節防災思想・防災知識の普及において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害による被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身につけ、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であるため、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の向上を図る。また、超広域災害や、複数の災害の同時発生の可能性があり、これに備える必要性があることについても啓発する。市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく配信する。なお、外国人に対しては、言語の違いに配慮するとともに、地域において乳幼児、重病者、障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう普及啓発を図る。

〈実施内容〉

1 地域住民に対する普及

市民が、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、各種ハザードマップ、チラシ等の配布、防災センターの展示教育設備の利用、地震体験車の利用、防災に関する講習会、展示会、研修等の開催、ラジオ(コミュニティFM等)、テレビ、新聞、広報誌、ホームページ掲載等を通じた広報や災害図上訓練(DIG)の普及促進等により、災害予防、災害応急対策等の知識の普及啓発に努める。

長良川防災・健康ステーションの、着工式典時の概要については次の目的が記載されている。

長良川は、岐阜県郡上市より濃尾平野を南下し伊勢湾に注ぐ一級河川であり、流域の産業、経済、文化の発展に大きく貢献

してきた。

一方で、普段は穏やかな長良川もひとたび洪水となれば猛威を振るい、古来より幾多の災害をもたらし、多くの生命と財産が奪われてきた。

また、近年は地球温暖化に伴う気候変動により、台風の巨大化や局地的な集中豪雨が多発しており、洪水による被害の拡大が懸念されている。

さらに、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、想定を上回るあらゆる事態に対応可能な防災力の強化を図ることが必要であり、治水対策の推進とともに、洪水時の水防活動や災害時における緊急復旧活動のための防災拠点等の整備といった危機管理対策など、防災・減災対策の推進が強く求められている。

このようなことから、危機管理対策の一般として、災害が発生した場合の円滑かつ効果的な復旧活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を行うものである。

このような目的から、国においては、水防作業ヤードや土砂などの緊急復旧活動に必要な資材の備蓄を行い、岐阜市においては、洪水時には水防活動の拠点、平常時には市民の健康増進の拠点となる整備が行われ、平成28年4月1日に開館した。

ア 開館時間

午前7時30分～午後9時まで

イ 休館日

毎週木曜日(祝日の場合は振替)、年末年始(12月29日～1月3日)、

ウ 主な施設

1階 岐阜市長良川健康ステーション

2階 会議室、防災展示ホール、展望サロン

なお、これらの開館時間、休館日などについては、岐阜市長良川防災・健康ステーション条例に定めてある。

岐阜市長良川防災・健康ステーションにおいては、貸会議室が設けられている。3か月前(使用開始日の3か月前の日の属する

月の初日から使用開始日の3日前まで)から受付を行っている。
会議室の規模と使用料は次のとおりである。

施設名称	面積	定員	使用時間	料金	備考
会議室1	78.2m ²	48名	午前9時から 午後9時まで	530円/1時間	会議室1及び会議室2を 同時に使用する場合は、 680円/1時間
会議室2	47.2m ²	24名		320円/1時間	

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 長良川防災・健康ステーションの運営状況はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画と実績の確認 ・施設のPR方法についての確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 長良川防災・健康ステーションの運営状況はどうか			○

【監査意見】

岐阜市長良川防災・健康ステーションにおける開館当初の利用見込み額について確認したところ次の回答を得た。

貸会議室

対象となる年度	開館前(計画)	平成28年度実績	平成29年度実績
稼働率	60%	18%	32%
使用料	1,690,000円	497,340円	749,320円

長良川健康ステーション

対象となる年度	開館前（計画）	平成28年度実績	平成29年度実績
利用者数	40,000人	33,561人	32,794人

毎年7月の最終土曜日と8月の第一土曜日に実施される長良川花火大会の観賞者を募集している。事前申し込みによるものであり、観賞無料で花火観賞には絶好の場所となっている。近年における募集数、応募数等は次項の図のとおりである。

このように、市民の安全で安心な生活を守るとともに、心身の健康の保持及び増進に寄与し、心安らかに暮らせる社会を実現するため整備された長良川防災・健康ステーションを、当初の利用計画を早く上回るような周知を引き続き実施してもらいたい。

現在における施設の周知活動としては、地元商店街等に対し施設の説明会を開催、花火観賞にて施設パンフレットを配布、地元小学校及び関係団体等の施設見学受け入れ、民間広報誌等への掲載を行っている。

花火大会の無料観賞については倍率も上がり、市民の注目を浴びていることはうかがえるが、貸会議室の稼働率は、平成28年度は18%、平成29年度は32%と開館前の計画に比較して大幅に低いのが現状であるため、開館して間もないこともあるが、引き続き稼働率を高めるため周知活動を実施してもらいたい。

施設の維持費を賄うためにも、貸会議室のさらなる稼働率の増加つまり利用料の増加につながるような施策を検討されたい。

【意見22】

年度	募集数	応募数	倍率	備考
平成28年度	32組	920	28.8	岐阜・中日新聞花火各日16組
平成29年度	36組	2046	56.8	岐阜・中日新聞花火各日18組

第5 まちづくり推進部

1. 耐震診断等補助金

(1) 概要

耐震診断等補助金については、「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第17節 まちの不燃化・耐震化において、以

〈方針〉

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物も倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての火災も各地で発生した。このため、建築物の耐震化、不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進するとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿命化延命化を図り、適切な維持管理に努め、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える地震災害が発生した場合において、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

〈実施内容〉

1 建築物の防災対策

(2) 一般建築物の耐震化

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震化の推進を図る。
特に大規模地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断、耐震改修については、重点的にこれを推進する。

下の方針及び実施内容が定められている。

イ 建築物等耐震化促進事業の実施

建築物等耐震化促進事業については、一定の条件により、次のとおり補助金を支給し促進を図る。

- (ア) 木造住宅耐震診断(無料耐震診断)
- (イ) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金
- (ウ) 建築物耐震診断補助金
- (エ) 分譲マンションに係る住宅耐震補強工事費補助金
- (オ) 特定建築物耐震補強工事費補助金
- (カ) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事費補助金

ア 岐阜市建築物耐震改修促進計画

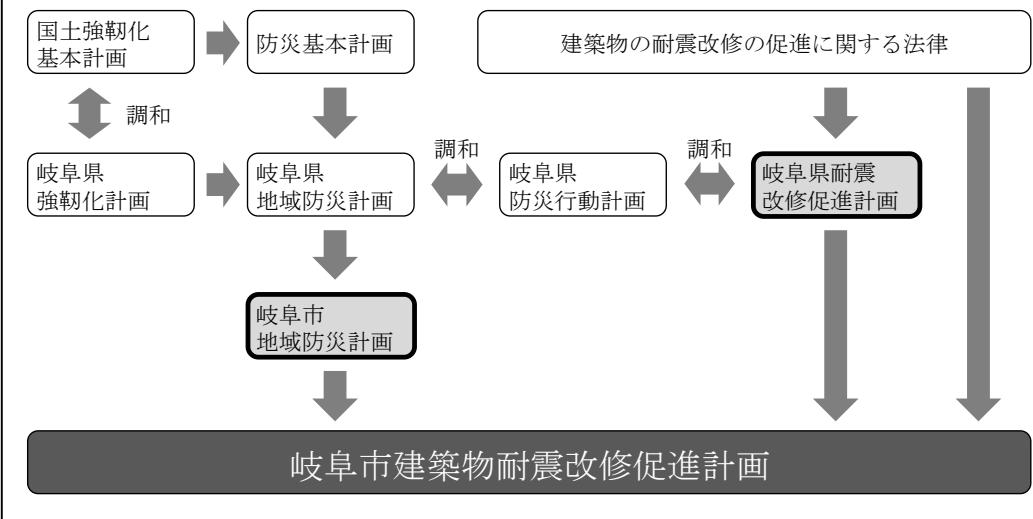
岐阜市では、平成28年4月に「岐阜市建築物耐震改修促進計画」改正しており、その位置づけとしては、以下である。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、市内における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間とする「岐阜市建築物耐震改修促進計画」として平成20年3月に策定した。

平成28年3月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、国の基本方針及び「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、「岐阜市建築物耐震改修促進計画」について、平成32年度まで5年間の計画期間とする改正を行い、耐震改修の促進を進めるものである。

なお、岐阜市における地震防災については、処理すべき事務等について広く定めた国の「防災基本計画」に基づく「岐阜市地域防災計画」のうち「地震対策計画」に基づき、その対策を進めており、その地震災害予防の減災対策の一環としても「岐阜市建築物耐震改修促進計画」が機能している体系となっている。

(岐阜市における防災対策体系図)



イ 耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修した建築物をいう。

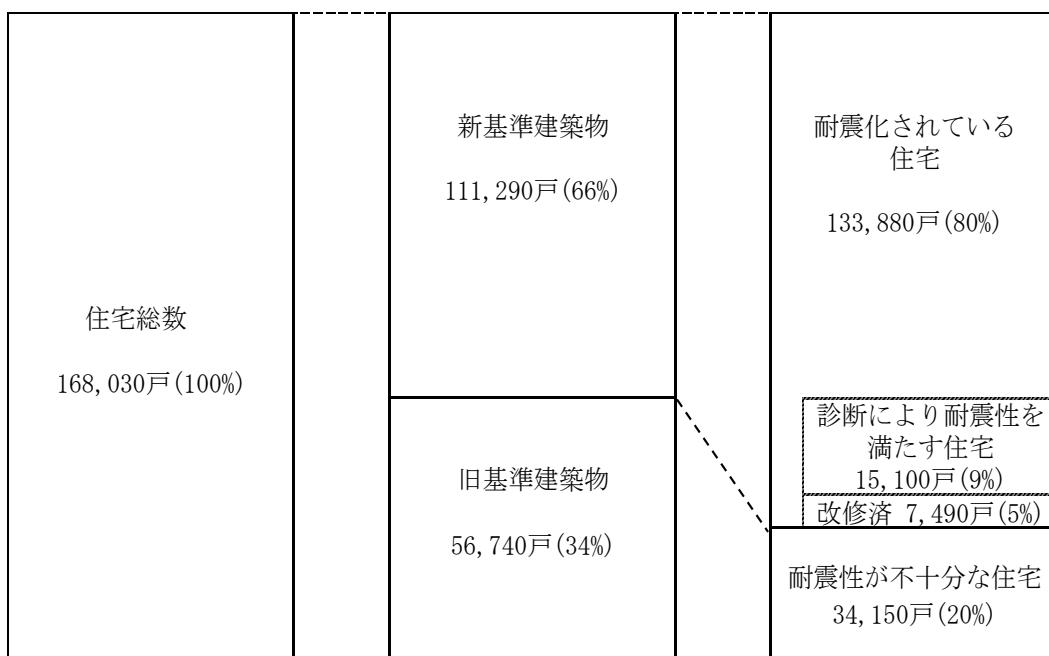
この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(ア) 耐震化の状況(平成27年度推計)

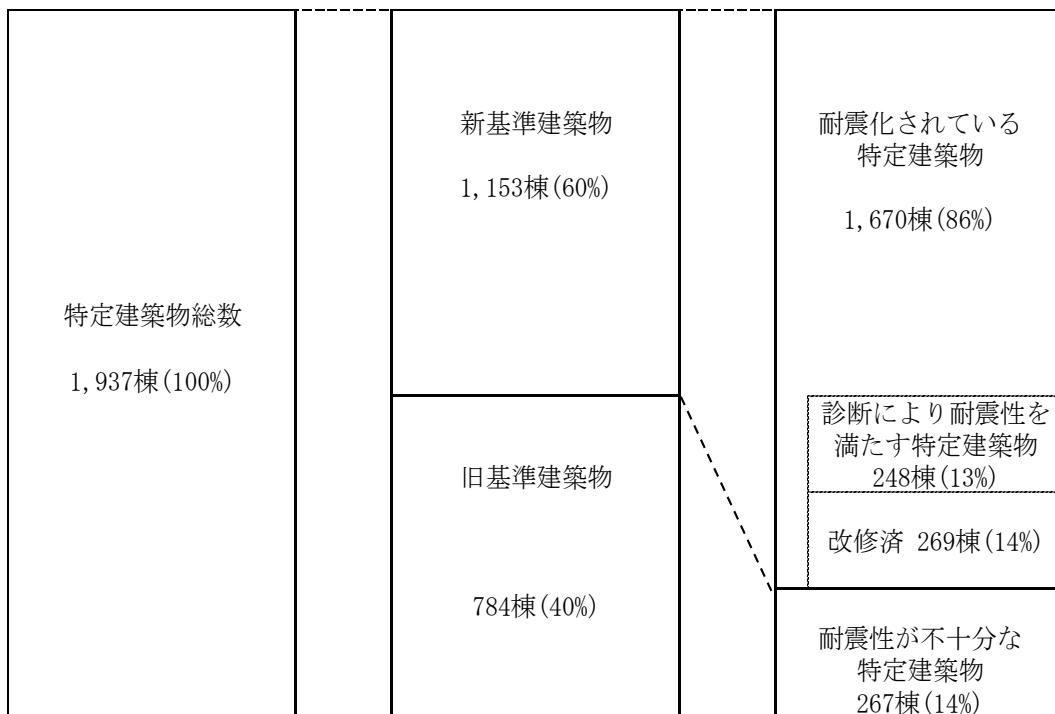
a 住宅の耐震化の現状

岐阜市内の居住世帯のある住宅の耐震化率の現状は以下である。



b 1号特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定めており、そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」と分類しており、その耐震化率の現状は以下である。



ウ 耐震化の目標

岐阜市は、住宅及び多数利用の建築物（1号特定建築物）の耐震化の現状、これまでの岐阜市の耐震診断等補助金の実施といった取組み、国の基本方針、岐阜県の耐震改修促進計画を踏まえ、住宅及び1号特定建築物の耐震化率を平成32年度（2020年度）までに95%にすることを目標としている。

	住宅		多数利用の建築物	
	現況	目標	現況	目標
国	82%		85%	
岐阜県	78%	→ 95%	86%	→ 95%
岐阜市	80%		86%	

住宅及び1号特定建築物の目標達成のために、建替え・耐震改修による耐震化を促進する必要がある。

a 住宅の耐震化目標

耐震化されている 住宅 133,880戸(80%)	耐震化されている 住宅 161,300戸(95%)
診断により耐震性を 満たす住宅 15,100戸(9%)	
改修済 7,490戸(5%)	建替え・耐震改修に よる耐震化 25,750戸(15%)
耐震性が不十分な住宅 34,150戸(20%)	耐震性が不十分な住宅 8,400戸(5%)

b 1号特定建築物の耐震化目標

耐震化されている 特定建築物 1,670棟(86%)	耐震化されている 特定建築物 1,841棟(95%)
診断により耐震性を 満たす特定建築物 248棟(13%)	建替え・耐震改修に よる耐震化 171棟(9%)
改修済 269棟(14%)	耐震性が不十分な 特定建築物 96棟(5%)
耐震性が不十分な 特定建築物 267棟(14%)	

エ 補助実績

耐震診断等補助金のうち、平成29年度において実施した補助金は以下である。

(ア) 木造住宅耐震診断(無料耐震診断)

対象	昭和56年5月31日以前着工の一戸建て木造住宅
費用	無料(業務委託)

(イ) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金

対象	昭和56年5月31日以前着工の一戸建て木造住宅で、 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、 岐阜県木造住宅耐震相談士が設計・監理する補強工事
補助金額	補強方法により上限が101万1千円または84万円以内

(ウ) 建築物耐震診断補助金

対象	昭和56年5月31日以前着工の 一戸建て木造住宅以外の建築物
補助金額	診断料の3分の2 (一戸建て住宅は上限8万9千円) (特定建築物以外は上限100万円)

それぞれの補助実績は以下である。

補助事業の種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数(件)	交付額(千円)	件数(件)	交付額(千円)	件数(件)	交付額(千円)
木造住宅耐震診断事業	121	5,619	217	10,077	107	4,946
木造住宅耐震補強工事費補助	20	20,274	25	21,796	18	15,845
建築物耐震診断事業費補助	1	428	4	4,104	6	4,576

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 各種補助金制度が住民に周知されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知方法についてヒアリング ・実際の周知方法について文書等を閲覧
イ 補助金対象となる交付条件が適切に設定されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・交付条件を確認し、他自治体と比較して不合理な条件でないかを確認
ウ 補助金が交付条件に合致した対象者に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を交付した事案について交付条件を満たしているかについて、市作成資料を確認
エ 補助金の効果を図る指標が適切に設定されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付による目的の達成状況を計測可能な指標が設定されているかを確認 ・設定された指標が国等と整合しているかを確認
オ 補助金の効果を図るために設定された指標の達成状況は良好か	<ul style="list-style-type: none"> ・設定された指標が国等と整合しているかを確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 各種補助金制度が住民に周知されているか	○		
イ 補助金対象となる交付条件が適切に設定されているか	○		
ウ 補助金が交付条件に合致した対象者に実施されているか	○		
エ 補助金の効果を図る指標が適切に設定されているか	○		
オ 補助金の効果を図るために設定された指標の達成状況は良好か			○

【監査意見】

岐阜市は、「岐阜市建築物耐震改修促進計画」において、平成32年度(2020年度)の耐震化率を目標値95%と設定している。

しかし、平成27年度において住宅の耐震化率は80%、1号特定建築物の耐震化率は86%となっており、目標達成のために建替え・耐震改修による耐震化が必要な件数は、計画以降5年間で住宅については、25, 750戸(年平均5, 150戸程度)、1号特定建築物については171棟(年平均35棟程度)としている。

一方、耐震化を促進する補助金の実績は、平成27年度以降住宅に対する補助実績のみであり、その件数も目標達成のために必要な耐震化件数とは程遠いものである。

耐震化率の向上は、補助金のみによるものではなく、住民及び事業者自身による地震に対する安全性の確保が求められるもので

はあるが、岐阜市も国及び岐阜県と足並みをそろえた目標耐震化率を掲げている以上、住民への耐震化への啓蒙のみならず補助金等の件数の拡大も検討するなど目標達成に努められたい。

【意見23】

2. 耐震シェルター等設置事業

(1) 概要

耐震シェルター等設置事業については、「岐阜市地域防災計画（地震対策計画）」第2章第17節「まちの不燃化・耐震化において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物も倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての火災も各地で発生した。このため、建築物の耐震化、不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進するとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿命化延命化を図り、適切な維持管理に努め、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える地震災害が発生した場合において、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

〈実施内容〉

1 建築物の防災対策

(8) 耐震シェルター等の設置促進

市は、地震発生時に自力で迅速に避難することが困難である高齢者等の生命、身体の安全を確保するため、一定の条件により耐震シェルター等の設置に対し補助金を支給し、設置促進を図る。

耐震シェルター等の設置について、岐阜市から補助金が交付されるが、補助対象住宅、世帯の要件が定められており、補助対象となるシェルター、防災ベッドが定められている。

耐震シェルター補助対象住宅、世帯要件は次項のとおりである。

		要 件
住宅	1	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の一戸建て木造住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の場合に限る。）（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）
	2	一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づいて相談士が実施した耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた住宅□
	3	高齢者（65歳以上の者をいい、事業実施年度内に65歳以上に達する者を含む。）又は障がい者等を含む世帯が居住する住宅□
世帯	1	対象住宅に居住している
	2	世帯全員の所得の合計額が550万円以下□
	3	世帯全員が岐阜市税を滞納していない□

対象となる耐震シェルター及び防災ベッドは次のとおりである。

No.	分類	名称
1	耐震シェルター	耐震シェルター「鋼耐震」
2	耐震シェルター	木質耐震シェルター
3	耐震シェルター	耐震シェルター「レスキュールーム」
4	耐震シェルター	木造軸組耐震シェルター「剛建」
5	耐震シェルター	シェル太くん工法
6	耐震シェルター	シェルキューブ
7	耐震シェルター	耐震シェルター「安全ボックス」
8	耐震シェルター	耐震シェルター耐震和空間
9	耐震シェルター	つみっくベッドシェルター
10	耐震シェルター	シェルターユニットバス(UB)
11	耐震シェルター	耐震健康シェルター「命守(いのちもり)」
12	耐震シェルター	「ウッド・ラック」ひのき庵
13	耐震シェルター	減災寝室
14	耐震シェルター	パネル式耐震シェルター
15	耐震シェルター	シェルキューブR
16	耐震シェルター	耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ
17	防災ベッド	「ウッド・ラック」耐震ベッド
18	防災ベッド	「ウッド・ラック」介護ベッド用シェルター
19	防災ベッド	介護用防災フレーム
20	防災ベッド	防災ベッド 標準型BB-002
21	防災ベッド	安心防災ベッド枠A
22	防災ベッド	安心防災ベッド枠B

また、補助金の額は次のとおりである。

補助対象となる事業費の限度額	補助率	補助金限度額
30万円／件	9／10	27万円

補助対象戸数は次のとおりである。

5件（平成29年度）

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 各種補助金制度が住民に周知されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知方法についてヒアリング ・実際の周知方法について文書等を閲覧
イ 補助金対象となる交付条件が適切に設定されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・交付条件を確認し、他自治体と比較して不合理な条件でないかを確認
ウ 補助金が交付条件に合致した対象者に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を交付した事案について交付条件を満たしているかについて、市作成資料を確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 各種補助金制度が住民に周知されているか	○		
イ 補助金対象となる交付条件が適切に設定されているか	○		
ウ 補助金が交付条件に合致した対象者に実施されているか	○		

【監査意見】

監査手続を実施した結果、特に問題となる事項はなかった。

第6 消防本部

1. 街頭消火器維持管理

(1) 概要

街頭消火器については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」

第2第27節火災予防対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

大規模災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によつては大火災となるおそれがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

〈実施内容〉

2 初期消火体制等の確立

(1) 初期消火体制の確立を図るため、防災訓練等において初期消火訓練を実施するとともに、初期消火対策として整備している街頭消火器の設置箇所について、市民へ周知を図る。

岐阜市では日常的に発生する火災、また、南海トラフ巨大地震等、大震災が発生した場合等において岐阜市内では同時多発的に火災の発生が危惧されている。

火災発生時には公設消防隊の消火活動が重要なのは言うまでもないが、道路や水路が寸断された場合などにおいては、市民及び地域が有する「自助」力や「共助」力もまた重要である。

そこで地域住民による初期消火活動自体の重要性に鑑み、岐阜市内には街頭消火器を設置しているが、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するものとするため、街頭消火器を適正に維持管理する事業である。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 街頭消火器の維持管理は計画的に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭消火器の定期点検が行われているかについて、点検記録等を確認 ・大規模災害時に街頭消火器以外の有効な消防設備を検討しているかについてのヒアリング ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 街頭消火器の維持管理は計画的に実施されているか	○		○

【監査意見】

岐阜市内に街頭消火器は6,633本設置されているが、街頭消火器の点検頻度、点検の状況について担当者へのヒアリング及び必要な資料の閲覧を行った。

その結果、街頭消火器の定期点検は、3つの消防署の管轄内で分担し、2カ月に1回ずつ、年に6回の点検を行っていることを街頭消火器巡回点検報告書（以下、報告書という）の閲覧により確認した。

また、街頭消火器は連番管理がなされており、報告書には点検を行った街頭消火器の番号が詳細に記載され、また、巡回点検にあたっては街頭消火器調査巡回コース（地図）を定めることにより、効率かつ漏れなく街頭消火器の巡回点検ができるように配慮がなされていた。

さらに、街頭消火器調査巡回コースには街頭消火器の位置、番号が記載され、点検が終わった街頭消火器の番号に“×”を付すこと

で点検が終了していることを明確にする等の工夫をすることにより、街頭消火器の巡回点検が網羅的に行われることを担保されていた。

そして、街頭消火器の巡回点検では“街頭消火器の盗難”“街頭消火器が噴射されたままとなっている”等、万が一の時に街頭消火器が使用できない旨の記載が報告書の閲覧により確認された。

このような場合には、設置場所、事故等の状況、措置結果等が記載された街頭消火器事故等報告書が点検実施後すみやかに作成され、各消防署長から消防長に報告され、巡回点検の結果が適時にファイドバックされていることが確認できた。

以上より、街頭消火器は計画的に維持管理されていた。

このように、岐阜市の街頭消火器は適切に維持管理されており、消防力が確保されているといえるが、一方で他の自治体では街頭消火器の他により高い消防力をもつ消防設備等への切り替えを行っている自治体もある。例えば、地域住民による初期消火活動自体の重要性の高さから、「自助」力や「共助」力に対する働きかけの強化、防災力を向上させることを目的として、すべての避難所に「消火ホースキット」を配備した他市町村がある。

消火器は薬剤がなくなった時点で消火活動が行えなくなるが、消火ホースキットは消火栓の給水能力がある限りは、消火活動を実施することが可能であり、操作性もよいことから、高齢者や女性、中学生等でも消火活動を行うことができるものとして、消防力の向上が期待されている。

そこで、防災事業の有効性をより高めるために、消防庁の諮問機関からの答申、他市町村の動向等を踏まえ、より充実した消防力を確保することを検討することが望ましい。【意見24】

2. 岐阜市消防団拠点整備事業

(1) 概要

消防団については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第2節防災体制の整備において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努める。

〈実施内容〉

2 防災施設、設備等の整備

市は、災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(3) 消防団の強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

岐阜市内にある現在の消防分団本部庁舎は、築35年以上経過したものもあり老朽化が著しく、また災害対応拠点施設として面積規模が小さいものが多い。

そこで、岐阜市の災害対応に対し常備消防と両輪をなし、岐阜市の「自助」「共助」の担い手である消防団員の士気高揚を図るとともに、大規模災害発生時の最前線基地として大きな被害軽減が見込まれるため、消防団拠点整備を行うものである。

岐阜市は、地域の災害対応拠点である消防分団本部について「岐阜市耐震化整備計画」と経過年数を基に「消防団拠点整備計

画」を策定し、耐震性が高く既定の面積を有したものに順次建て替えを行っている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 岐阜市消防団拠点整備事業は計画的に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部で必要な施設整備を行うための計画が策定されているかどうかを確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 消防団拠点整備は必要性を十分に考慮して網羅的に整備されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する消防団施設は消防活動に必要な施設としているかどうかについて関連資料を閲覧 ・整備する消防団施設は消防団の規模等を勘案して必要十分となっているか関連資料を閲覧 ・設置される消防団施設は他の自治体で起きた災害等を踏まえた仕様となっているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 岐阜市消防団拠点整備事業は計画的に実施されているか	○		
イ 消防団拠点整備は必要性を十分に考慮して網羅的に整備されているか			○

【監査意見】

消防団拠点整備計画は経過年数(老朽度)、耐震診断結果等を考慮し、平成22年6月30日に策定されている。

当該計画に基づき本事業が実施されていることを、当初計画と実施結果を突合することにより確認した。

一方で、分団本部は平成8年の消防団検討委員会により、分団本部庁舎の規模に関して検討が行われ、これを基準として整備が行われている。

また、分団器具庫については「岐阜市消防団器具庫設置基準」に基づき、順次建て替えを行っているが、当該基準は平成28年に見直しが行われて以降、改訂されていない。

近年、マグニチュード7を超える地震は東日本大震災(平成23年)、宮城県沖地震(平成23年)、福島県浜通り地震(平成23年)、熊本地震(平成28年)など、計13回発生し、甚大な被害をもたらしている。消防団の拠点整備に求められている仕様はこれらの災害を踏まえ、適時に見直しが行われなければ本事業の効果が十分に發揮されない。

したがって、消防団拠点整備にあたり求められる拠点の仕様については適時に見直しを行うことが望ましい。【意見25】

3. 消防団員報酬

(1) 概要

消防団員については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第2節防災体制の整備において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努める。

〈実施内容〉

2 防災施設、設備等の整備

市は、災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(3) 消防団の強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、待遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき「岐阜市消防団の設置等に関する条例」により設置されている。

消防団員は非常勤の特別職公務員であり、消防団長は分団長以上で構成される推薦委員会にて3分の2以上の同意を得て推薦することとされ、その推薦に基づき市長が、他の消防団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て、任命することとされている(岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条第1項、第2項)。

消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとされ、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならないとされている（岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第8条）。

そして、岐阜市では法第9条第3号の規定に基づいて岐阜市中消防団、岐阜市南消防団、岐阜市北消防団が設置され、3消防団とその分団で構成されている。

平成30年11月1日現在の人員は全市で1,176人であり、条例定員1,251人に対し充足率は94.0%となっている。

この点、公益財団法人日本消防協会の調査によれば、充足率の全国平均は平成29年10月1日現在92.2%であり、平成28年は92.5%であり、全国平均をやや上回る結果となっている。

また岐阜市では消防団員に対し、その労苦に報いるため報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条及び第13条に基づき支給している。

消防団員に対する金銭の支払は、消防団員としての活動に対する報酬の性格を有することから、本人に直接支払わなければならず、消防団の口座に振り込まれることがあってはならない。

報酬を本人に支払うことに関し、消防庁次長名で「消防団員に対する報酬等の支給方法については、消防組織法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところ、報酬、出動手当等は、その性格上本人に直接支給されるべきものであるため、適正に支給すること。」との通知（消防地第250号）が、平成29年7月28日に各都道府県知事及び各指定都市市長に向けて発出されている。

なお、この旨の消防庁からの通知は、平成17年から平成30年の間に、5回にわたり全国に通知が発出されている。

消防団	区域
岐阜市中消防団	／長良川以南／東海道本線、高山本線以北／} 内一円 ただし、徹明さくら、本荘、鏡島及び華陽小学校区の鉄道以南分を含み、長森南、厚見及び市橋小学校区の鉄道以北分を除く。
岐阜市南消防団	東海道本線、高山本線以南一円 ただし、徹明さくら、本荘、鏡島及び華陽小学校区の鉄道以南分を除き、長森南、厚見及び市橋小学校区の鉄道以北分を含む。
岐阜市北消防団	長良川以北一円

(岐阜市消防団の設置等に関する条例 別表（第2条関係）より抜粋)

消防団員には岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条及び第13条に基づき報酬が支払われる。また、退職報償金についても、岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第15条及び岐阜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づいて支給される。なお、支給額の詳細は以下のとおりである。

階級	報酬の額（年額）
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	
団員	36,500円

(岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 別表第1 (第12条関係))

区分	単位	金額	備考
出動手当	1回	2,500円	現場において業務に従事した者に支給する
訓練警戒手当	1回	1,800円	1日以上にわたるときは1日を単位とする
臨時手当	市長が必要と認める場合において、	1回2,500円を超えない範囲内で定める額	

(岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 別表第2 (第13条関係))

平成30年度 岐阜市包括外部監査

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

(岐阜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
別表 退職報償金支給額表(第2条関係))

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 消防団員の報酬は規定に基づいて支給されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の報酬計算資料を閲覧及び計算チェック ・関係者へのヒアリングの実施
イ 消防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の報酬が本人の口座に振り込まれているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ 消防団員の退職報償金は規定に基づいて支給されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・退職報償金の計算資料を閲覧及び計算チェック ・関係者へのヒアリングの実施
エ 消防団員の退職報償金は本人の口座に振り込まれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の退職報償金が本人の口座に振り込まれているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 消防団員の報酬は規定に基づいて支給されているか	○		
イ 消防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか		○	
ウ 消防団員の退職報償金は規定に基づいて支給されているか	○		
エ 消防団員の退職報償金は本人の口座に振り込まれているか	○		

【監査意見】

消防団員の報酬及び費用弁償は消防団員の階級、出動記録を閲覧したが、計算根拠資料には多数の照合証跡も見られ計算誤りが発生しないように最善の注意を払って計算がなされていることが確認された。

一方で、消防団員の報酬の支払については本人口座への振込がなされていることを金融機関への口座振込依頼書兼明細書にて確認できたが、その金額は報酬額から所属する消防分団の親睦会費を控除された金額であった。

各分団の親睦会規約を閲覧したところ、親睦会への入会を強制する規定はなく、団員の自由意思に基づく入会であり、親睦会費を報酬から控除して振り込むことについても団員からの委任状を入手しており問題はないものの、親睦会費を報酬額から一定割合を徴収（3団本部39分団のうち3団本部34分団は報酬の90%以上を徴収している。）していること、及び、親睦会の活動に参加できない場合にも費用を負担していることから、団員別の公平性を欠く状況となっている。

また、消防庁は消防団員を確保するための施策の一つとして年額報酬の引き上げを行うよう要請しているが、現状の運用では年額報酬が増えたとしても、親睦会費として90%以上を徴収されている現状において、消防団員の処遇を改善できるとは考えにくい。

以上より報酬額より親睦会費を控除する運用ではなく、報酬全額を団員の個人口座に振り込み、団員は負担すべき親睦会費を個別に支払う方法に変更する必要がある。【指摘4】

退職報償金については、支給された消防団員を任意抽出し、退職報償金の計算根拠が記載された個人別調書（任免及び勤務年数等が記載されている。）を閲覧し、当該調書に記載された退職報償金の金額が条例に定める金額と一致していることを確認した。

また、退職報償金が消防団員本人に対して支払われていることを金融機関への口座振込依頼書兼明細書を閲覧することにより確認した。

以上より、消防団員の退職報償金は規定に基づき、本人に支払われており適切であった。

4. 耐震性貯水槽整備事業

(1) 概要

耐震性貯水槽整備事業については、「岐阜市地域防災計画(一般対策計画)」第2章第30節大規模な火災災害対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

多数の死傷者の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集、連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を実施する。

〈実施内容〉

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点と結ぶ幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震及び不燃化、水面、緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水、下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 耐震性貯水槽・防火水槽の設置は計画的に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽・防火水槽の設置にあたり、計画が策定されているかについて関連資料を閲覧 ・計画が策定されている場合、当該計画に沿って設置が進められているかについて関連資料を閲覧 ・当該計画は定期的に見直されているかについて関連資料を閲覧 ・策定されている計画はほかの自治体で起きた災害等を踏まえたものとなっているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 耐震性貯水槽・防火水槽は必要十分に設置されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・耐水性貯水槽・防火水槽の設置に基準が設けられているかについて関連資料を閲覧 ・設けられている基準は消防設備の能力等を勘案した合理的なものとなっているかについて関連資料を閲覧 ・設置される耐震性貯水槽・防火水槽は対象となる世帯数等を勘案して、必要十分な防災に資するものとなっているかについて関連資料を閲覧 ・設置される耐震性貯水槽・防火水槽は他の自治体で起きた災害等を踏まえた仕様となっているかについて関連資料を閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 耐震性貯水槽・防火水槽は必要十分に設置されているか	○		
イ 耐震性貯水槽・防火水槽の設置は計画的に実施されているか	○		

【監査意見】

岐阜市では下記の通り、昭和50年から耐震性貯水槽の整備に着手してきた。（以下、耐震性貯水槽第三次整備計画より抜粋）

「岐阜市では、地域対策施設整備事業として耐震性貯水槽の整備を、昭和50年から平成8年にかけ中心市街地における住民の避難路確保並びに延焼拡大防止を目的とした、第一次整備計画（昭和50年～平成8年）として34基を設置した。

また、第二次整備計画（平成11年～20年）として、阪神淡路大震災後の平成7年度から9年度に実施した「岐阜市防災アセスメント調査」に基づき、木造建築物密集地域、液状化による建物倒壊率が高い地域及び人口が集中する地域を基本に10基の設置を計画し、市内に第一次、第二次整備計画合わせて44基の整備を完了した。

更に、平成15年7月に岐阜県が公表した「岐阜県東海地震被害想定調査」に基づき、地震動、液状化による木造建物倒壊率が高いと予測される5地域を選定し、第三次整備計画（平成21年～25年）として、5基の設置計画を樹立したが、平成19年度に岐阜市が実施した「岐阜市地震被害想定調査」を基に未整備地域を考慮し、これまでの策定基準による整備地域とを総合的に比較したところ、若干の不足を生じると考えられることから、第三次整備計画の見直しを行い8基とし、現在この計画により推進しているところである。

しかし、平成23年3月の東日本大震災における市街地等で同時多発的に発生した広域街区火災等の教訓、また、広域的な避難所の運用に伴いすべての避難所において生活用水等の確保が必要であることから、耐震性貯水槽の未整備地域への早急な設置が必要と考えられることから計画の更なる見直しを行うものである。」

上記の通り、岐阜市では耐震性貯水槽の整備にあたり、昭和50年より計画的に実施しており、また、阪神大震災後に行ったアセスメントの結果や東日本大震災教訓を活かすために、計画に適時に織り込んでいることがわかる。

また、平成17年10月18日に策定された耐震性貯水槽第三次整備計画は平成21年5月8日、平成23年8月25日に見直しが行われ、直近では、監査対象年度である平成29年度の同事業の実施にあたり再度見直しをしている。これは、南海トラフの巨大地震の被害想定調査結果により、上下水道管が578箇所で被害が発生することが予想されており、避難所においては生活用水及び初期消火用水の代替施設等がないこと、また、未整備地域が市周辺部に多いため、消防隊の現着が遅延することにより被害が拡大する恐れがあることが判明したためである。

さらに、地域別人口、建物棟数、避難者人口、全壊・半壊棟数といった客観的に測定可能な項目を整備基準の項目として設定し、これに基づき整備順位を設定している。また、このほかに耐震性貯水槽整備予算の平準化も考慮し、特定の地域に整備予算が偏らない配慮がなされ、耐震性貯水槽・防火水槽の設置が計画的に実施されている。

以上より、岐阜市では耐震性貯水槽の整備は計画的に実施され、当該計画は各種アセスメント、巨大地震の想定調査結果、大規模震災の教訓等を踏まえ適時に見直しが行われており、耐震性貯水槽整備事業は適切に実施されていた。

第7 上下水道事業部

1. 上下水道事業部の概要

(1) 上下水道事業部の組織

岐阜市の上下水道事業部の組織等については、岐阜市上下水道事業部の組織等に関する規程第3条に次のように定められている。

課名	分掌事務
上下水道事業政策課	<p>ア 企業合理化に関すること。</p> <p>イ 水道及び下水道の拡張及び改良の計画に関すること。</p> <p>ウ 条例及び規程に関すること。</p> <p>エ 市議会に関すること。</p> <p>オ 広報及び宣伝に関すること。</p> <p>カ 部内の総合調整に関すること。</p> <p>キ 文書及び公印に関すること。</p> <p>ク 部内の情報の公開及び個人情報の保護に関すること。</p> <p>ケ 儀式及び褒賞に関すること。</p> <p>コ 職員の服務及び福利厚生に関すること。</p> <p>サ 財産及び車両の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>シ 物品の購入、工事の請負等の契約に関すること。</p> <p>ス 水道会計及び下水道会計の予算及び財務に関すること。</p> <p>セ 水道会計及び下水道会計の決算に関すること。</p> <p>ソ 水道会計及び下水道会計の出納に関すること。</p> <p>タ 上下水道事業部本庁舎の維持管理に関すること。</p> <p>チ 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。</p>
営業課	<p>ア 水道料金及び下水料金の調定及び収納に関すること。</p> <p>イ 受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>ウ 滞納整理及び滞納処分に関すること。</p> <p>エ 欠損処分に関すること。</p> <p>オ 給水装置及び排水設備の工事に関すること。</p> <p>カ 指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店に関すること。</p> <p>キ 水洗便所改造等工事、水道水切替工事等に係る助成金並びに給水装置及び排水設備に係る工事費の融資あつ旋に関すること。</p> <p>ク 水道及び下水道の普及促進に関すること。</p> <p>ケ 水道メーターの開閉栓及び管理に関すること。</p> <p>コ 下水計測器の設置及び管理に関すること。</p>

上水道事業課	水道の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。
下水道事業課	下水道の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。
施設課	<p>ア 水道の水源地等並びにプラント及びポンプ場の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。</p> <p>イ 水道の水源地等並びにプラント及びポンプ場の維持管理に関すること。</p> <p>ウ 下水処理に関すること。</p> <p>エ 焼成れんがの販売に関すること。</p> <p>オ りんの回収及び販売に関すること。</p>
水質管理課	<p>ア 水道の水質に関すること。</p> <p>イ 下水道の水質に関すること。</p>
維持管理課	<p>ア 配水管及び下水管渠の維持管理に関すること。</p> <p>イ 公道内の給水装置及び排水設備の修繕に関すること。</p> <p>ウ 応急給水に関すること。</p> <p>エ 漏水防止対策に関すること。</p> <p>オ 貯蔵品の出納及び保管に関すること。</p>

岐阜市上下水道事業部の組織等に関する規程によれば、防災対策に関する事務分掌は定められていない。

ただ、岐阜市水道給水条例第4条第1項において、「管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。」と定めており、管理者（水道事業及び下水道事業管理者）が災害時における対処をすることは定められている。

上下水道を含むライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことができないものであり、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる必要がある。

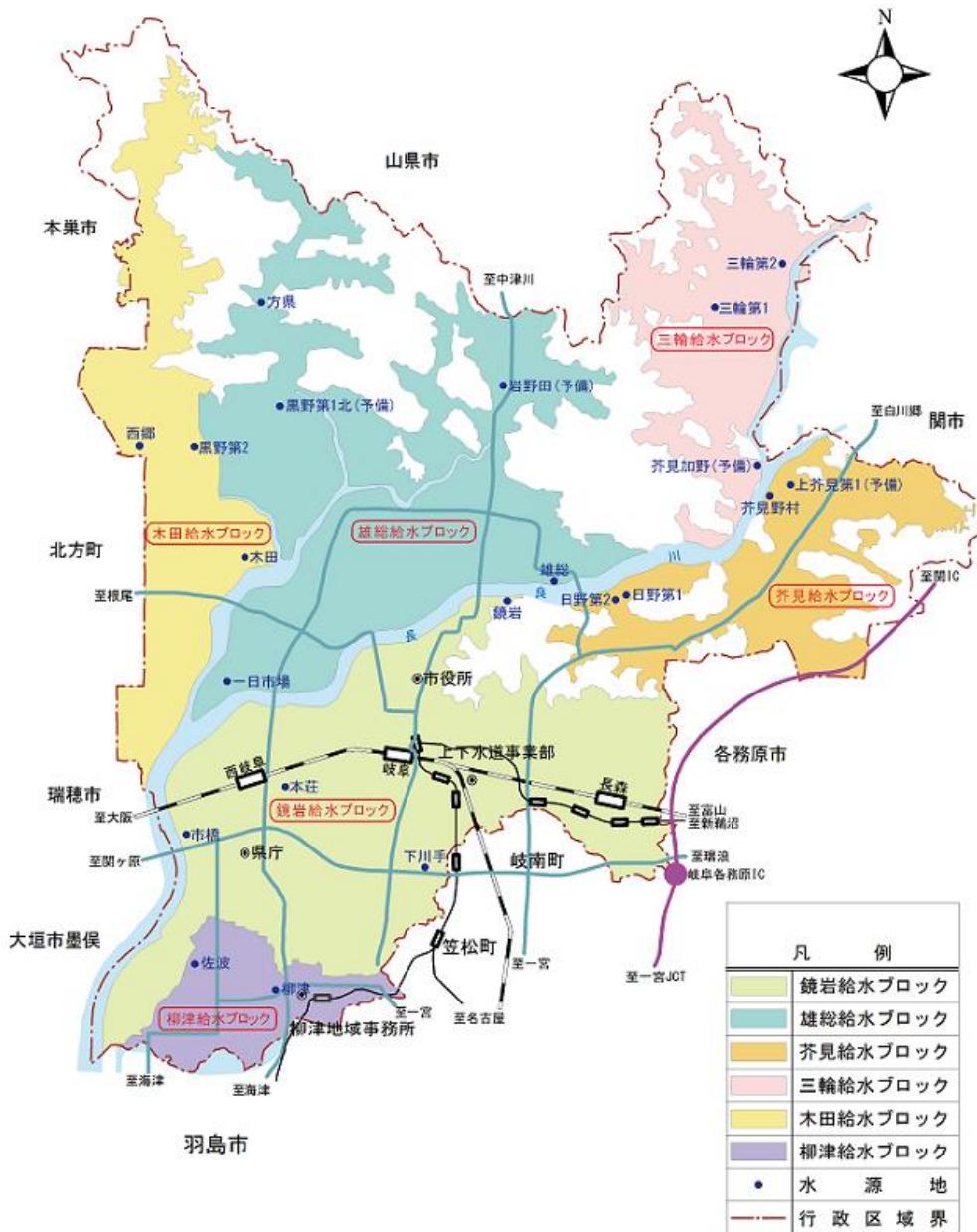
特に、上下水道事業は、ライフライン施設の要であり災害発生

時においても速やかに安定した供給を求められる。

(2) 岐阜市の水道区域図

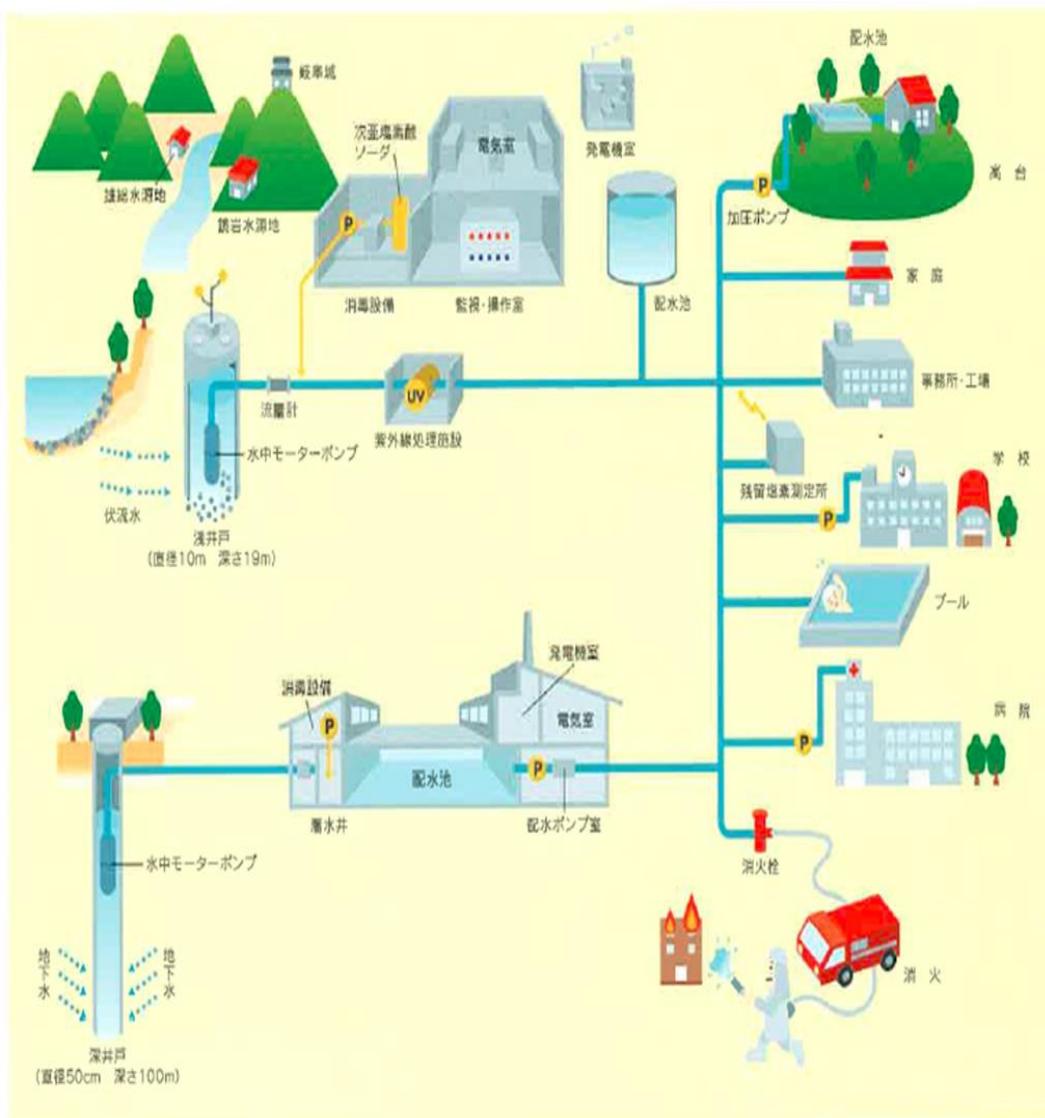
岐阜市は清流長良川河畔に発展した都市で、地下水は良質で豊富である。水源地にも恵まれていることもあり、岐阜市は給水ブロックを6つに分けている。

岐阜市の水道区域図は下記の通りである。



(3) 水道関連施設の説明

岐阜市の水道は下記の図のような仕組みで配水されている。



(4) 下水道区域図

岐阜市の下水道の区域図は下記の通りである。



2. 配水管の耐震化事業

(1) 概要

配水管の耐震化事業については、「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第20節ライフライン施設対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断は、都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、住民の避難、救命救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

〈実施内容〉

1 上水道施設対策（上下水道事業部）

水道事業者は、地震災害発生時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給を行うため、次により水道施設の整備を行う。

(1) 上水道の確保

取水、配水施設等の耐震化の強化を図るとともに、配水池に圧力調整機能を持った弁類を設置し、二次災害の防止及び応急用飲料水等を確保する。

配水管とは、配水施設から各家庭へ配水している管路のことをいう。

岐阜市は、平常時に安全・安心な水を安定して供給することはもとより災害時においても安定した水の供給を行うため、老朽管の更新とともに、耐震管の使用により震災時にも安定した水の供給を図ることを目的としている。

岐阜市における配水管の耐震化は、既設の配水管に耐震対策を加えるというものではなく、既設の配水管のうち、老朽化が進ん

だ配水管を耐震性配水管(以下「耐震管」)という)に布設替工事をすることで実現している。

岐阜市の過去5年の管路(配水管、送水管、導水管を含む)総延長及び管路更新率の推移は以下の通りである。

	種別	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末
管路総延長 (m)	導水管延長計	0	0	0	0	0	0
	送水管延長計	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130
	配水管延長計	2,334,302	2,347,221	2,354,927	2,361,153	2,369,023	2,375,085
	合計	2,337,432	2,350,351	2,358,057	2,364,283	2,372,153	2,378,215
更新 された 管路延長 (m)	導・送水管-布設替に伴う 布設管 延長-計	0	0	0	0	0	0
	配水管-布設替に伴う 布設管 延長-計	13,486	17,166	12,898	15,311	19,199	25,514
	合計	13,486	17,166	12,898	15,311	19,199	25,514
管路の更新率(%) : 更新された延長 ÷ 前年度末総延長		0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	1.1%

全国の管路更新率は、約0.76%（厚生労働省調べ 平成26年度）である。全国の管路更新率と岐阜市の管路更新率を比較すると、岐阜市は0.25%ほど高くなっている。

なお、岐阜市の管路更新率は1.1%であり、単純計算をすると、100年をかけて岐阜市管轄のすべての管路交換が完了することになる。地方公営企業法施行規則別表第2号により、管路の法定耐用年数は40年とされているが、現在岐阜市が布設している耐震管は、法定耐用年数を超える耐用年数100年といわれるものを使用しているとのことであり、仮に40年を超えて使用をしたとしても耐用年数に問題はないとの回答であった。

ところで、耐震管とは、継手に離脱防止機構を有する管路であり、岐阜市において、現在使用している耐震管は次項のとおりである。

耐震管の種類

管種名		定義
GX	GX形ダクタイル鋳鉄管	離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管
NS	NS形ダクタイル鋳鉄管	離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管
PN	PN形ダクタイル鋳鉄管	離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管
SUS	ステンレス鋼管	溶接継手の鋼管、ステンレス管
HPPE	水道配水用ポリエチレン管	高密度・熱融着継手の水道配水用ポリエチレン管

※上記管種は、JWWA Q 100 に定義されている下記に該当する管種である

- 離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管
- 溶接継手の鋼管、ステンレス管
- 高密度・熱融着継手の水道配水用ポリエチレン管

平成29年度に行われた管路の布設替工事の集計表は次項のとおりである。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

	平成29年度 耐震化工事集計表			:耐震管				
管種・口径	延長(m)			設計額(円)			請負額(円)	
	設計	変更	精算	設計	変更	当初	変更	精算
NS700	7.6	7.6	7.7	11,750,400	11,750,400	11,100,240	11,098,080	11,098,080
NS400	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
NS350	309.3	312.9	314.1	52,839,000	63,187,560	48,783,600	58,134,380	58,134,380
NS300	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
NS250	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
NS200	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
NS150	0.0	0.0	0.0	867,240	874,800	867,240	872,640	872,640
NS100	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
NS75	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
計	316.9	320.5	321.77	65,456,640	75,812,760	60,751,080	70,105,100	70,105,100
DIPE700	4.0	4.0	4.05	3,586,680	3,586,680	3,387,960	3,387,960	3,387,960
DIPE400	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIPE350	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIPE300	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIPE250	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIPE200	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIPE150	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIPE100	15.5	15.4	15.48	1,825,200	1,873,800	1,732,320	1,777,890	1,777,890
DIPE75	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	19.5	19.4	19.53	5,411,880	5,460,480	5,120,280	5,165,850	5,165,850
DIP150	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
DIP100	0.0	0.0	0.00	2,031,480	2,148,120	1,928,880	2,040,120	2,040,120
DIP75	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	0.0	0.0	0.00	2,031,480	2,148,120	1,928,880	2,040,120	2,040,120
SUS500	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS400	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS350	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS300	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS250	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS200	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS150	14.1	13.9	13.90	5,267,160	5,352,480	4,977,720	5,057,640	5,057,640
SUS100	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SUS75	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	14.1	13.9	13.90	5,267,160	5,352,480	4,977,720	5,057,640	5,057,640
HIVP150	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HIVP100	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HIVP75	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HIVP50	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
VP150	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
VP100	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
VP75	0.0	0.0	0.00	655,560	648,000	584,280	577,800	577,800
VP50	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	0.0	0.0	0.00	655,560	648,000	584,280	577,800	577,800
PEP150	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
PEP100	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
PEP75	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
PEP50	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HPPE250	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HPPE200	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HPPE150	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
HPPE100	15.3	10.3	10.30	509,760	413,640	483,840	393,120	393,120
HPPE75	2,378.6	2,455.8	2,469.51	119,593,800	128,929,320	110,336,876	118,772,443	118,772,443
HPPE50	11,016.1	11,378.1	11,346.14	508,881,960	537,181,560	468,047,451	493,978,689	497,305,089
計	13,410.0	13,844.2	13,825,95	628,985,520	666,524,520	578,868,167	613,144,252	616,470,652
DIPL700	159.0	159.0	159.08	41,828,400	41,871,600	39,511,800	39,546,360	39,546,360
CIPL100	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SP75	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
SP50	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	159.0	159.0	159.08	41,828,400	41,871,600	39,511,800	39,546,360	39,546,360
PN350	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
計	0.0	0.0	0.00	0	0	0	0	0
GX300	635.8	643.8	648.91	116,538,480	125,583,480	108,733,320	117,117,560	117,117,560
GX250	251.4	90.1	90.22	23,022,360	10,589,400	20,736,000	9,574,330	9,574,330
GX200	169.7	163.1	163.24	16,421,400	17,421,480	14,771,949	15,706,527	15,706,527
GX150	1,361.1	1,333.1	1,337.59	133,355,160	137,155,680	125,542,818	128,994,568	128,994,568
GX100	6,554.1	6,614.3	6,630.88	464,191,560	476,100,720	422,874,401	433,212,162	433,212,162
GX75	990.3	1,003.6	1,027.28	119,278,440	125,616,960	109,476,049	115,371,997	115,371,997
計	9,962.4	9,848.0	9,898.12	872,807,400	892,467,720	802,134,537	819,977,144	819,977,144
工事費 計	23,881.9	24,205.0	24,238.35	1,622,444,040	1,690,285,680	1,493,876,744	1,555,614,266	1,558,940,666

また、岐阜市は、全国平均より管路更新率が高いことも有り、基幹管路（配水管、送水管、導水管を含む）の耐震適合率は全国平均値の38.7%より高くなっている。

下記は岐阜県内の他市町村の基幹管路の耐震化適合率及び耐震化率の比較の表である。

基幹管路の耐震化の状況（平成28年度）厚生労働省調べ

事業主体名	基幹管路総延長 (m)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 %	耐震化率 %
		B	C 耐震管の延長 (m)		
	A		C/A		
多治見市	32,598	21,719	7,481	66.6%	22.9%
岐阜市	129,685	60,298	58,165	46.5%	44.9%
高山市	154,287	32,365	17,002	21.0%	11.0%
中津川市	24,642	9,862	9,862	40.0%	40.0%
土岐市	60,679	37,243	37,243	61.4%	61.4%
美濃加茂市	21,630	16,587	11,086	76.7%	51.3%
可児市	84,746	33,545	14,316	39.6%	16.9%

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 配水管の耐震化計画は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市配水区域図の閲覧 ・平成29年度の配水管工事一覧表の提出 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 配水管の耐震化工事が進められているか	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の配水管工事一覧表の提出 ・岐阜市配水区域図の閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 配水管の耐震化計画は適切か	○		
イ 配水管の耐震化工事が計画どおりに進められているか	○		

【監査意見】

ア 配水管の耐震化計画は適切か

担当者からのヒアリング及び提出された資料からすると、岐阜市は、配水管の耐震化について、「上水道管路耐震更新計画」に基づき、老朽化した配水管を更新する際、耐震管に布設替することで耐震化を図っている。

配水管については、経年劣化が日々進み、老朽化した配水管をその都度替えていく必要があることからすると、老朽化した配水管を順次、耐震管に交換していくという新陳代謝を行うことが合理的であると考えられる。

したがって、岐阜市においては、現在の岐阜市の方針通り、老朽化した配水管を順番に耐震管に布設替工事をしていく方法が適切な耐震化計画であると考える。

イ 配水管の耐震化工事が進められているか

岐阜市は管路更新率が全国平均値より 0.25%高く、岐阜市における管路の耐震化は他市町村と比較して進んでいるといえる。

また、管路の耐震化適合率についても、全国平均値より 7.8%高くなっていることから、岐阜市の耐震化は進んでいると考えられる。

もっとも、岐阜県内の他市と比較すると、耐震化適合率は決して高いわけではない。ただ、岐阜県内の耐震適合率が高い市は小規模都市であり、管路延長も長くなく、耐震化を進めやすい環境

であると言える。すなわち、岐阜市の基幹管路総延長の規模や予算の限度からして、耐震化適合率の高い市と比較して、耐震化適合率が低くなることは致し方ないと考えられる。

したがって、岐阜市においては、管路更新率、耐震化適合率、耐震化率がいずれも全国平均より高く、配水管を含む管路の耐震化が進んでいると評価できると考えられる。

そして、岐阜市では、配水管の布設替工事がなされると、岐阜市配水区域図に、布設された管の種類、管のサイズ、年度を記録することになっている。つまり、配水管区域図を確認すれば、どのような配水管が使用されていて、いつ布設されたものかを確認することができる。提出を受けた配水区域図は平成28年度までに布設をした配水管を記録したものであったが、網の目のように張り巡られた配水管一つずつに、種類、サイズ、年度が記録されていた。

このように、岐阜市では配水管の種類、布設年度を記録しており、記録をしていること自体も災害時に役立つことになることから、耐震化は適切に進められていると言つてよいと考える。

3. 下水道管の耐震化事業

(1) 概要

下水道管の耐震化事業については、「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第20節ライフライン施設対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断は、都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、住民の避難、救命救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

〈実施内容〉

2 下水道施設対策（上下水道事業部）

下水道施設管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するために、次の対策を行う。

(3) 下水道施設が損傷した場合に最低限の処理機能を確保できるような施設の耐震化

岐阜市は下水管等の耐震化事業として、5カ年計画で下水バイパス管を通す工事やマンホールの耐震化工事を行っている。

具体的な下水道管の耐震化計画としては、下水バイパス管を通して、既存の下水管の流量を減らし、その後、老朽化した下水管を布設替する計画である。

また、岐阜市は下水管の布設替工事は、個別の下水管に対しては行っていないが、道路工事等の一部として、下水管を移動させる必要がある場合に、新しく耐震性がある下水管に布設替している。そして、岐阜市は下水管の耐震化だけでなく、今後、マンホールの耐震化工事を行う予定であり、平成32年度もしくは平成

33年度に、岐阜市内の重要幹線を中心にレンガ積みの古いマンホールを、耐震化したマンホールに作り変える予定である。

以下は、岐阜市下水道総合地震対策計画書のまえがきより抜粋したものである。

岐阜市公共下水道では、地震時における下水道施設の防災、減災を目的として、平成20年度に「下水道地震対策緊急整備計画」を、平成24年度に「下水道総合地震対策計画(以下、「前計画」という。)」を策定し、重要な施設の耐震化や下水道台帳の電子化等の整備を図ってきている。

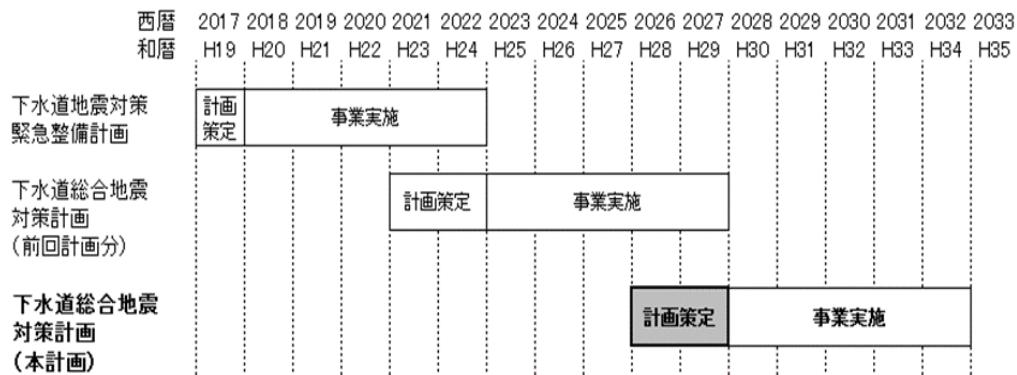
管路においては、二次災害を防止することを目的に、緊急輸送道路や河川横断部に布設された重要な幹線等の防災対策を、また処理施設・ポンプ施設については、被災時の汚水排除機能、ならびに処理機能を確保することを目的に、流下機能、一次処理機能、消毒機能を担う施設の耐震化、及び管路や構造物の継ぎ手の可とう化を進めてきた。

今回の「下水道総合地震対策計画(以下、「本計画」という。)」は、前計画の計画期間が平成29年度で満了するにあたり、引き続き地震対策事業を進めていくために策定するものである。

本計画は、前計画に引き続いて地震時において下水道が有すべき機能の確保を目指しているが、主に下記の事項を踏まえて時間軸を考慮した総合的な地震対応について検討し、その結果を踏まえた下水道総合地震対策計画(5ヵ年計画)と、中長期的な地震対策計画を策定するものである。

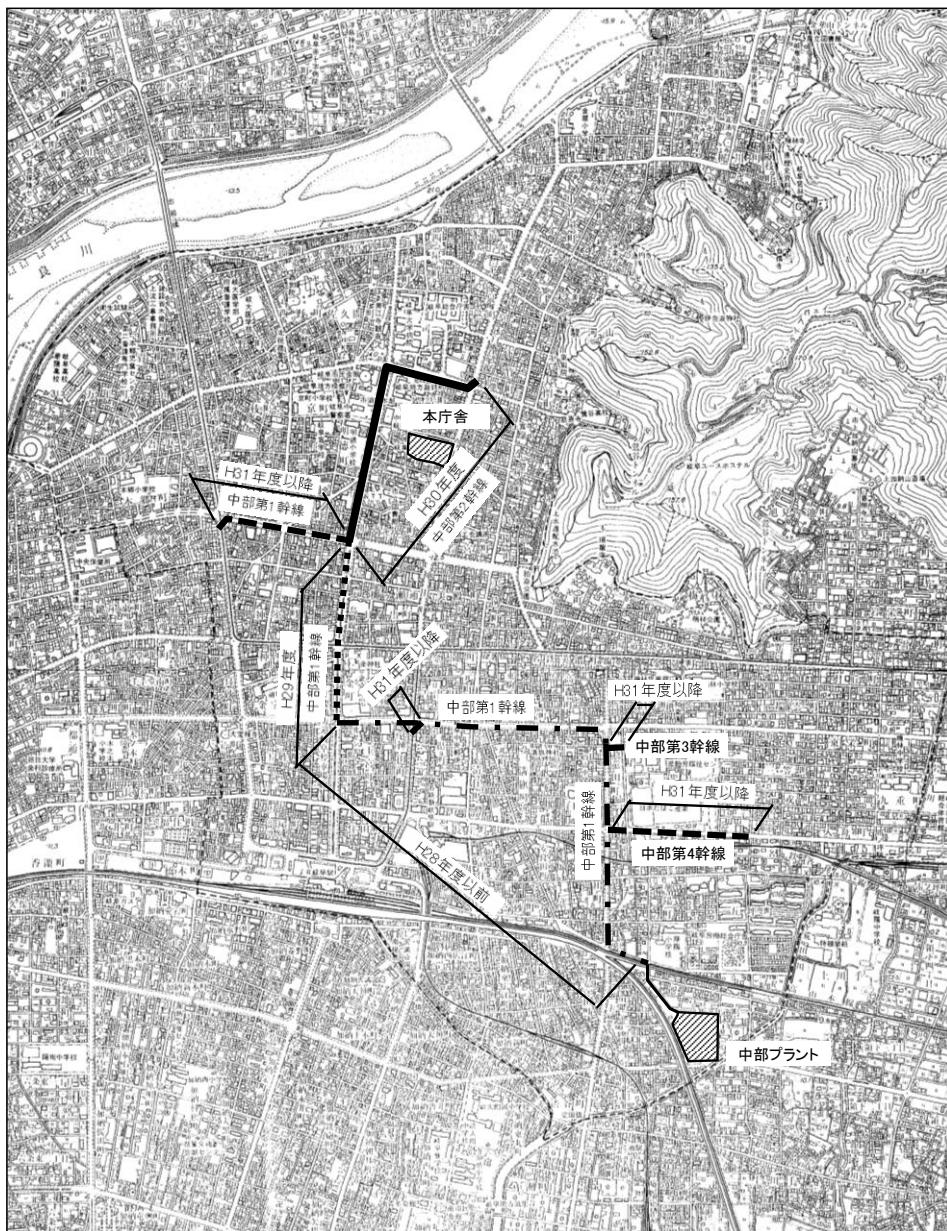
- ・緊急輸送道路や防災拠点の見直し
- ・中部処理区幹線管渠の改築事業について防災対策として位置づけ
- ・実質的に補強が困難である施設に関する防災対策の見直し
- ・防災対策が十分整わない状況下における減災対策の拡充
- ・人命の確保の観点から、管理棟や機械棟などの建築物の防災対策の拡充
- ・その他、前計画で明らかとなった課題等を踏まえた対策内容の見直し

そして、岐阜市下水道総合地震対策計画は以下のとおり、計画策定及び事業実施がされている。



岐阜市下水道総合対策計画による下水バイパス工事は下記の「下水道事業中部処理区 平面図」のとおりである。

下水道事業中部処理区 平面図



凡例

- - - - -	平成28年度以前 (L=1761m)
· · · · ·	平成29年度 (L=605m)
—	平成30年度 (L=948m)
- - - - -	平成31年度以降 (L=1050m)

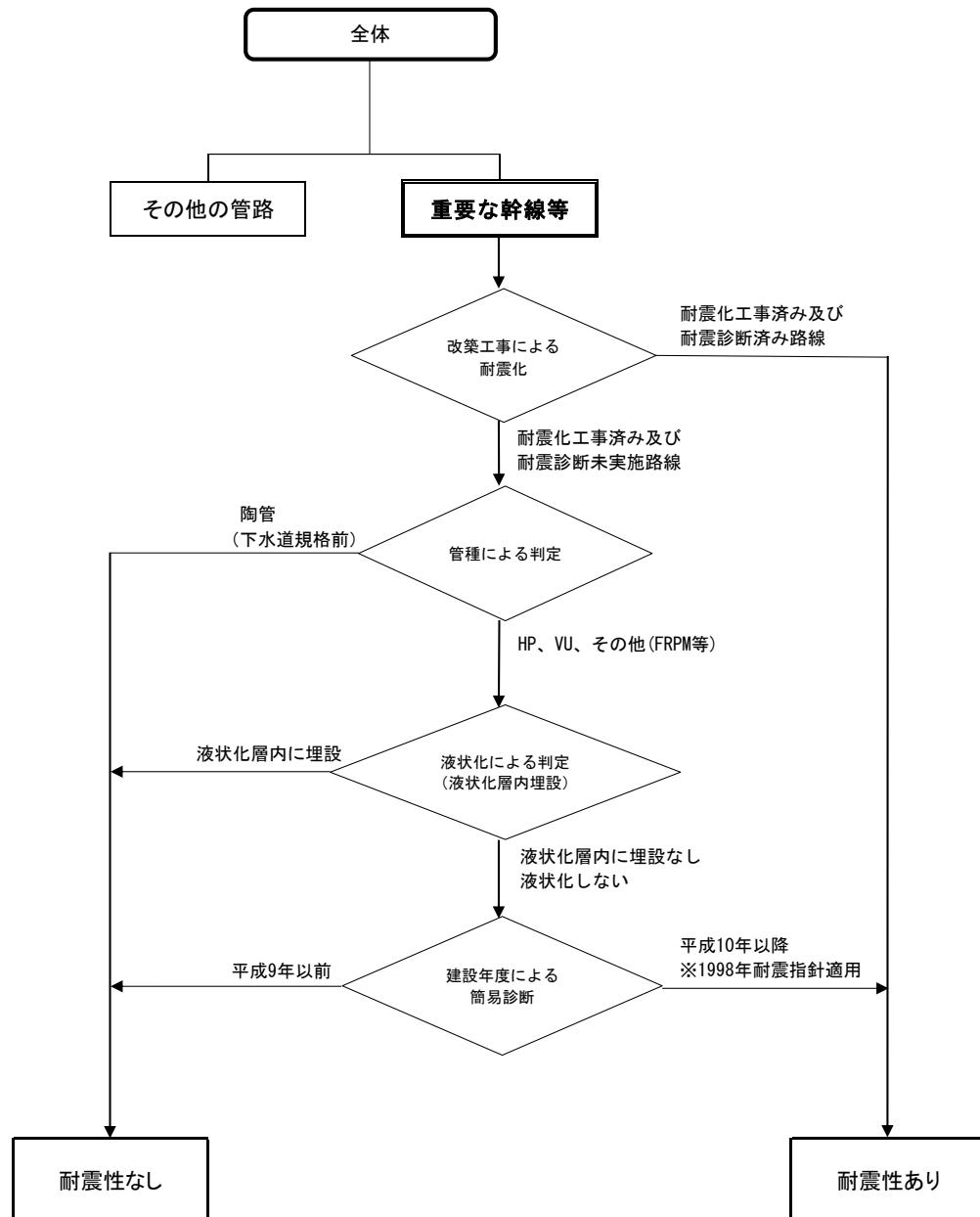
岐阜市が調査した下水道管渠の耐震化率は以下の表のとおりである。岐阜市においては、重要な幹線等の耐震化を進めており、耐震化率は 98.3%となっている。一方、重要な幹線でない部分については、耐震化率は 31.8%であり、重要な幹線等との差がはっきりと出ている。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

(単位 : m)

	重要な幹線等				その他管路	合計
	計	～H9	H10～16	H17～		
中部処理区	48,801.56	40,206.567	5,635.76	2,959.23	120864.99	169,666.55
	7,102.67	7,102.67	0.00	0.00	106092.89	113,195.57
	41,698.88	33,103.89	5,635.76	2,959.23	14772.10	56,470.98
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
北部処理区	83,322.22	75,385.21	3,290.52	4,646.49	374978.89	458,301.11
	0.00	0.00	0.00	0.00	335463.46	335,463.46
	83,322.22	75,385.21	3,290.52	4,646.49	39515.43	122,837.65
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
南部処理区	118,644.19	112,870.65	3,438.04	2,335.50	455168.77	573,812.96
	201.56	201.56	0.00	0.00	422465.08	422,666.64
	118,442.63	112,669.09	3,438.04	2,335.50	32703.69	151,146.32
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
東部第1処理分区	44,978.53	42,945.29	1,200.25	832.99	203675.40	248,653.92
	0.00	0.00	0.00	0.00	185708.00	185,708.00
	44,978.53	42,945.29	1,200.25	832.99	17967.40	62,945.92
	0.00	0.000	0.000	0.000	501.12	501.12
東部第2処理分区	9,736.37	9,391.12	186.58	158.67	40242.70	49,979.07
	313.70	313.70	0.00	0.00	38090.33	38,404.03
	9,422.67	9,077.42	186.58	158.67	2152.37	11,575.04
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
芥見処理分区	23,330.42	19,839.78	2,773.70	716.94	117437.62	140,768.05
	0.00	0.00	0.00	0.00	80452.85	80,452.85
	23,330.42	19,839.78	2,773.70	716.94	36984.77	60,315.20
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
柳津東処理分区	7,921.95	4,298.33	0.00	3,623.62	20453.31	28,375.26
	0.00	0.00	0.00	0.00	11289.73	11,289.73
	7,921.95	4,298.33	0.00	3,623.62	9163.58	17,085.53
	0.00	0.000	0.000	0.000	122.00	122.00
柳津西処理分区	8,814.96	5,644.98	1,356.74	1,813.24	17821.54	26,636.50
	0.00	0.00	0.00	0.00	12563.08	12,563.08
	8,814.96	5,644.98	1,356.74	1,813.24	5258.47	14,073.42
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
佐波処理分区	3,269.80	93.60	2,759.15	417.05	29981.01	33,250.81
	0.00	0.00	0.00	0.00	2838.79	2,838.79
	3,269.80	93.60	2,759.15	417.05	27142.22	30,412.02
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
高桑処理分区	2,315.46	888.93	871.33	555.19	10223.44	12,538.90
	0.00	0.00	0.00	0.00	367.35	367.35
	2,315.46	888.93	871.33	555.19	9856.10	12,171.56
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
日置江処理分区	7,108.58	3,357.33	3,259.32	491.93	27489.50	34,598.07
	0.00	0.00	0.00	0.00	7260.31	7,260.31
	7,108.58	3,357.33	3,259.32	491.93	20229.19	27,337.77
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
北東部処理分区	23,145.02	0.00	0.00	23,145.02	74691.34	97,836.37
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	23,145.02	0.00	0.00	23,145.02	74691.34	97,836.37
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
北西部処理分区	66,054.57	174.34	54,055.02	11,825.21	269267.71	335,322.28
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	66,054.57	174.34	54,055.02	11,825.21	269267.71	335,322.28
	0.00	0.000	0.000	0.000	0.00	0.00
全延長計	447,443.62	315096.12	78826.41	53521.09	1762296.24	2,209,739.86
	7,617.93	7617.93	0.00	0.00	1202591.87	1,210,209.81
	439,825.68	307478.19	78826.41	53521.09	559704.37	999,530.05
	0.00	0.00	0.00	0.00	623.12	623.12
耐震化率	98.3%	97.6%	100.0%	100.0%	31.8%	45.2%

なお、下水道管渠の耐震化率の判断については、下記図のフローにしたがって判断されている。



(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 下水道管等耐震化計画は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道総合地震対策計画書の提出 ・平成29年度の下水道管工事一覧表の提出 ・耐震化検討資料等の提出 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 下水道管等耐震化工事が進められているか	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の下水道管工事一覧表の提出 ・既設管強度試験実施結果等の資料の提出 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 下水道管耐震化計画は適切か	○		
イ 下水道管の耐震化工事が計画とおりに進められているか	○		

【監査意見】

ア 下水管耐震化計画は適切か

岐阜市は下水道総合地震対策計画書を策定し、平成24年から5年計画で地震対策を進めてきた。そして平成29年に前回の計画を引き継ぐ形でさらなる5年計画を策定し、平成33年には工事計画は完了する予定となっている。

提出を受けた岐阜市下水道総合対策計画書の内容を確認したが、岐阜市における対象地震動の分析、耐震化対象施設・対象地区の割り出し、耐震化施設の優先度、概算事業費の算定などが分析的に記載されており、工事計画表は適切に作成されていた。

イ 下水管の耐震化工事が計画とおりに進められているか
工事計画書及び現在の工事状況を確認したところ、特に問題はなく順調に進行をしていることがわかった。

平成24年から行われている、下水道管のバイパス工事については、市内中心部を通る計画であることから交通整理の問題等もあると考えられるが、計画書とおりに進行している。

また、岐阜市は重要幹線等を中心に下水管の耐震化を進めているおかげで、重要幹線における耐震化率はかなり高くなっている。今後は、予算の関係もあるが、重要な幹線等以外の下水管についても、順次耐震化を図り、市内全体の下水管の耐震化率の増加を図っていってもらいたい。

4. 水源施設・配水池の耐震化対策

(1) 概要

水源施設・配水池の耐震化対策については、「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第20節ライフライン施設対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断は、都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、住民の避難、救命救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

〈実施内容〉

1 上水道施設対策（上下水道事業部）

水道事業者は、地震災害発生時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給を行うため、次により水道施設の整備を行う。

(1) 上水道の確保

取水、配水施設等の耐震化の強化を図るとともに、配水池に圧力調整機能を持った弁類を設置し、二次災害の防止及び応急用飲料水等を確保する。

岐阜市は長良川の伏流水が流れていることから水量も豊富で、鏡岩水源地をはじめ17か所の水源地が稼働している（平成29年度末現在。予備水源を除く）。水源地から送り出された水は、水道管によって運ばれ、その途中には配水池や加圧施設が設置されている。

岐阜市上下水道事業部は、持続的な水道事業の運営・継続的な安定給水の確保に向け、岐阜市が保有する取水施設、送水施設、配水施設、管路施設等を計画的に更新及び耐震化するために必要

となる「岐阜市水道 施設耐震化計画」の策定を行いこれに基づき水源施設及び配水池の老朽化対策、耐震化対策を行っている。

「岐阜市水道施設耐震化計画」の策定にあたり、基幹施設の選定を行っている。基幹施設の選定は以下の項目から選定される。

- ア 対象区域 6ブロック全域
- イ 対象施設 90施設（取水施設、送水施設、配水施設）
- ウ 対象管路 $\phi 300\text{mm}$ 以上 ($\phi 300\text{mm}$ 未満でも、水道システム上重要な管路は対象とする)
- エ 選定基準 地域特性、施設の被害が給水に与える影響、応急復旧の即応性、二次被害の影響度、災害時において重要な拠点となる施設等

オ 岐阜市の給水ブロックは以下の通り。

岐阜市給水ブロック一覧					
	鏡岩	雄総	芥見	三輪	
	木田	柳津			

カ 施設の重要度ランク評価結果及び基幹施設は以下の通り。

重要度ランク	取水制限名					
	鏡岩ブロック	雄総ブロック	芥見ブロック	三輪ブロック	木田ブロック	柳津ブロック
①	鏡岩、本荘	雄総				
②	下川手					
③			芥見野村			
④	市橋			三輪第2		
⑤		一日市場				
⑥		岩野田				柳津、佐波
⑦		黒野第1北		三輪第1	木田、黒野第2	
⑧					西郷	
⑨		黒野第1南方県	上芥見第1 日野第2			

注：太字は基幹施設

重要度ランク	配水施設名					
	鏡岩ブロック	雄総ブロック	芥見ブロック	三輪ブロック	木田ブロック	柳津ブロック
①	鏡岩、本荘、下川手、市橋	雄総第1、雄総第2(新)	芥見		木田	柳津
②			日野			佐波
③		黒野第1(新)、岩野田(新)		三輪第2	西郷、黒野第2	
④			芥見野村			
⑤		常磐	岩芥見、上芥見第2	三輪第1	網代北	
⑥				芥見加野		
⑦	前一色、一色団地	雄総殖産団地、志段見、粟野台、三田洞、石谷、方県、佐野	見晴台、上芥見第1、芥見西山、高天ヶ原、南山	加野団地	則松、上雑倉	

注：太字は基幹施設

重要度ランク	送水施設名					
	鏡岩ブロック	雄総ブロック	芥見ブロック	三輪ブロック	木田ブロック	柳津ブロック
①		黒野第1(新)、岩野田(新)				
②						
③	柏森		岩芥見、芥見			
④					則松	
⑤		雄総殖産団地、志段見、粟野台、三田洞、石谷、方県、佐野		加野団地		
⑥	一色団地	志段見	見晴台			
⑦	前一色	八幡洞、三田洞、佐野	高天ヶ原、南山、芥見西山		雑倉	

注：太字は基幹施設

「岐阜市水道施設耐震化計画」によると、耐震性が高いと評価され、耐震設計基準（土木構造物：H9 「水道施設耐震性工法指針・解説 改定」、建築構造物：昭和56 「建築基準法改正（新耐震設計法の施工）」）を満たしているものについては、耐震対策済みと判断している。そして、耐震化未対策の施設については、優先順位等を行い、耐震化の検討を行うこととしている。

岐阜市水道施設及び配水池の耐震診断の状況は以下のとおりである。

① 水源施設及び配水池の耐震診断

	施設名	診断結果	診断年度	診断業者	備考(委託名)
水源地	鏡岩水源地 管理棟	NG	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	鏡岩水源地 自家発電室	NG	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	雄総水源地 管理棟	NG	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	雄総水源地 自家発電室	NG	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	本荘水源地 管理棟南館	OK	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	本荘水源地 管理棟北館	OK	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	市橋水源地	NG	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	下川手水源地	NG	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	三輪第2水源地	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	西郷第1水源地	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	西郷第2水源地	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	芥見野村水源地	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	一日市場水源地	OK	H23	中日本建設コンサルタント㈱	一日市場水源地ほか耐震診断業務委託
	黒野第2水源地	OK	H23	中日本建設コンサルタント㈱	一日市場水源地ほか耐震診断業務委託
	柳津水源地 管理棟	NG	H27	株太陽建設コンサルタント	柳津及び佐波水源地耐震診断業務委託
配水池	佐波水源地 管理棟	OK	H27	株太陽建設コンサルタント	柳津及び佐波水源地耐震診断業務委託
	本荘配水池	NG	H16	株太陽建設コンサルタント	水源地耐震診断業務委託
	市橋配水池	NG	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	下川手配水地	NG	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	西郷配水池	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	芥見野村配水池	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	日野配水池	OK	H21	中日本建設コンサルタント㈱	市橋水源地ほか耐震診断業務委託
	黒野第2配水池	OK	H23	中日本建設コンサルタント㈱	一日市場水源地ほか耐震診断業務委託
加圧施設	柳津配水池	OK	H27	株太陽建設コンサルタント	柳津及び佐波水源地耐震診断業務委託
	佐波配水池	NG	H27	株太陽建設コンサルタント	柳津及び佐波水源地耐震診断業務委託
加圧施設	粕森加圧施設ポンプ室	OK	H23	中日本建設コンサルタント㈱	一日市場水源地ほか耐震診断業務委託
	芥見加圧施設室	OK	H23	中日本建設コンサルタント㈱	一日市場水源地ほか耐震診断業務委託

平成16年度(平成17年3月報告書提出)、平成21年度(平成22年3月報告書提出)、平成23年度(平成24年1月報告書提出)、平成27年度(平成28年3月報告書提出)に耐震診断がされている。

なお、水道施設及び配水池の耐震診断は、基幹施設から優先的に行われ、原則として昭和56年より前に建築された建物に対して行うようにしている。

耐震診断結果がNGとなった基幹施設については、耐震化もしくは建て替えを行う事業計画を策定している。

上水道施設の耐震化等事業計画案は次のとおりである。

上水道施設 事業計画案

	施設名	診断結果	診断年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
				2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
水源地	鏡岩水源地 管理棟	NG	H16 2004				改裝設計		改裝工事	改裝工事	改裝工事	改裝工事	旧施設撤去
	鏡岩水源地 自家発電室	NG	H16 2004				補強工事						
	雄総水源地 管理棟	NG	H16 2004	補強工事									
	雄総水源地 自家発電室	NG	H16 2004	補強工事									
	市橋水源地	NG	H21 2009	耐震設計			補強工事						
	下川手水源地	NG	H21 2009				耐震設計	補強工事					
	柳津水源地 管理棟	NG	H27 2015										
配水池	本荘配水池	NG	H16 2004				耐震設計	補強工事					
	市橋配水池	NG	H21 2009	耐震設計			補強工事						
	下川手配水池	NG	H21 2009				耐震設計	補強工事					
	佐波配水池	NG	H27 2015										

まとめとして、岐阜市の水源施設の耐震診断、耐震対策に関する「水道施設一覧表」は次項のとおりである。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

給水 方式	施設名(字)	所在地	運転状況	建物名	建設年度	耐震診断 年	耐震診断 結果	基礎構造 (有・無)	構造種別	構造区分	構造材質	耐震性能 (OK・NG (要・不要))	耐震補強	特記事項	震			認可計画等 の統合予定	
															震				
															耐震対策	耐震化状況 (L2対応)	施工能力		
鏡岩水源地	鏡岩408-2	○	管理棟 自家発電 外線設備	S47 S47 H22	H16・H26 H16・H26	㈱太陽建設 ㈱太陽建設	杭		建築	RC	NG	要	新設(H31~ 37)	—	—	×	72,000		
本荘水源地	本荘海草3533-2	○	普通構造 管理棟北	S55 S55	H16 H16	㈱太陽建設 中日本建設	杭	複合	建築	RC	OK	不要	—	—	○	19,440	区域減少		
市橋水源地	下奈良1丁目 28-1	○	管理ボン 管理棟北	H1 H21	中日本建設	杭		複合	建築	RC	OK	不要	—	—	○	17,280	区域減少		
下川手水源地	西川手3丁目 95	○	管理棟	S56	H21	中日本建設	直接	—	複合	建築	RC	NG	要	H28	H30	×	17,280	区域減少	
鏡岩加圧施設	若宮町1丁目 9	○	—	H3	H23	中日本建設	杭		建築	RC	OK	不要	—	—	○	11,520			
一色団地加圧施設	長森本町1丁目 18-16	○	—	S45	未実施				建築	CB	—	—				未確認	720		
安水槽	前一色1丁目 3-1	○	—	S53	未実施				土木	RC	—	—				未確認	288		
鏡岩配水池	(鏡岩水源地 敷地内)	○	—	H13	—	—			土木	RC	OK	不要	—	—	○	20,000			
本荘配水池	(本荘水源地 敷地内)	○	—	S54	H16	㈱太陽建設		複合	土木	RC	NG	要	H31	H32	×	4,000			
市橋配水池	(市橋水源地 敷地内)	○	—	H1	H21	中日本建設	杭		土木	RC	NG	要	H28	H30	×	4,000			
下川手配水池	(下川手水源 敷地内)	○	—	S56	H21	中日本建設	直接	—	複合	土木	RC	NG	要	H30	H31	×	2,100		
一色団地配水池①	長森本町1丁目 1	○	—	S45	H15				土木	RC	NG	要			×	250			
一色団地配水池②	長森本町1丁目 2	○	—	S39	H15				土木	RC	NG	要			×	70			
前一色配水池	前一色2丁目	○	—	S45	未実施				土木	RC	—	—				未確認	45		
雄飛水源地	雄飛桜町2丁目 16-2	○	管理棟 自家発電	S43 S48	H16 H16	㈱太陽建設	直接	—	建築	RC	NG	要	H23	H28	○	59,904			
一日市場水源地	一日市場町1丁目 21-5	○	管理棟	S61	H23	中日本建設	杭	NG	建築	RC	OK	不要	—	—	○	2,160			
(黒野第1北水落池)	大学北2丁目 62	○	管埋棟	S35	未実施				建築	CB	—	—				未確認	-6,048	H28予備	
岩野田水源地 第1	岩野西1丁目 124	○	管埋棟 自家発電	S37 S56	未実施				建築	RC	—	—	実施しない	実施しない		未確認		H50廃止予定	
岩野田水源地 第2	岩野西1丁目 38	○	管埋棟 浄水棟	S53 H5	未実施				建築	CB	—	—	実施しない	実施しない		未確認		H50廃止予定	
浄水池	岩野西1丁目 4-1	○	管埋棟 自家発電	S50 S61	未実施				建築	CB	—	—	実施しない	実施しない		未確認	15,120	H29廃止予定	
方舟水源地	安食字三内前 4-1	○	管埋棟 自家発電	S47	未実施				建築	RC	OK	不要	—	—	○	7,402			
黒野第1加圧施設	大学北2丁目 26	○	—	H27	—	—			建築	RC	—	—				未確認	1,152		
岩野田加圧施設	(岩野田配水池 (新)敷地内)	—	—	H29	—	—			建築	RC	OK	不要	—	—	○				
雄飛産团地加圧施設	長良雄飛大門 西192-2	○	—	S47	未実施				建築	CB	—	—				未確認			
安水槽	真福寺松島團地加圧施設	○	—	S47	未実施				土木	RC	—	—				未確認	864		
志段見加圧施設	長良雄飛字坂 下812	○	—	S37	未実施				建築	CB	—	—				未確認	576		
八幡洞加圧施設	栗野西4丁目 244	○	—	S44	未実施				建築	CB	—	—				未確認	504		
三田洞加圧施設	三田洞東3丁目 15-1	○	—	S45	未実施				土木	RC	—	—				未確認	360		
栗野台加圧施設	不明	廢止	—	H12	—				建築	CB	—	—					廢止		
石谷加圧施設	石谷2丁目19	○	—	S48	未実施				建築	CB	—	—				未確認	576		
佐野加圧施設	佐野字南山 833-1	○	—	S61	未実施				建築	RC	OK	不要	建築年度上 り			未確認	130		
雄飛第1配水池	長良字宇土山	休止	—	S30	H16				土木	RC	—	—				未確認	1,872	H25休止予定	
雄飛第1配水池 中央	長良字宇土山	休止	—	S49	H15				土木	RC	NG	要	実施しない	実施しない	×	-1,825	H25休止		
雄飛第2配水池	長良字平瀬	○	—	H21	—				土木	PC	OK	不要	建築年度上 り	—	○	11,300			
黒野第1配水池	洞字北山	○	—	H26	—				土木	PC	OK	不要	建築年度上 り	—	○	4,000			
岩野田配水池(新)	岩崎	—	—	H28	—				土木	PC	OK	不要	建築年度上 り	—	○	4,000			
雄飛産团地配水池	長良雄飛大門 西	○	—	S47	未実施				土木	RC	—	—				未確認	240		
志段見配水池	長良雄飛字坂 下	○	—	S37	未実施				土木	RC	—	—				未確認	100		
三田洞配水池	三田洞東3丁目 15-1	○	—	S44	未実施				土木	RC	—	—				未確認	20		
旧岩野田配水池	三田洞東3丁目 15-1	○	—	S37	H15				土木	RC	NG	要	実施しない	実施しない	×	290	H29廃止予定		
常磐配水池	岩崎字西崎道 北	○	—	S58	未実施				土木	PC	—	—				未確認	830		
栗野台配水池	不明	廢止	—	H12	未実施				土木	RC	—	—					廢止		
石谷配水池	石谷字北山	○	—	S48	未実施				土木	RC	—	—				未確認	200		
方舟配水池	安食字志良古 洞	○	—	S52	未実施				土木	RC	—	—				未確認	200		
佐野配水池	佐野	○	—	S61	未実施				土木	RC	—	—				未確認	137		

平成30年度 岐阜市包括外部監査

給水 アワダチ	施設名(字:基幹施設 ○子備水源)	所在地	運転状況	建物名	建設年 度	耐震診 断シキリト	基礎構造 (有・無)	構造種別	構造材質	耐震補強 (OK・NG) (要・不要)	持記事項	耐震			認可計画等 の該当箇所	
												耐震対策	耐震化状況 (△対応)	施工能力		
井見野村水処地 1 基	細園1丁目 119	○	管理棟	S53	H21	中日本建 設㈱		建築	RC	OK	要	H28	-	○	9,936	
井見野村水処地 2 基	細園1丁目 119	○	管理棟	H17	-			建築	RC	OK	不要	建築年度よ り	-	○	4,003	
日野第2水処地	日野北1丁 目5番1号	○	管理棟	H9	未実施			建築	鉄骨	OK	不要	建築年度よ り		未確認	2,234	
日野第1水処地	日野北1丁 目6番19号	○	管理棟	S48	未実施			建築	CB	-	-			未確認	3,454	
(上)芥見第1水処地	上芥見222 予備	管理棟	S41	未実施				建築	CB	-	-			未確認	-2,304	
井見加庄施設	(芥見配水 水敷地内)	○	H11	未実施				建築	RC	OK	不要	建築年度よ り	-	○	3,168	
井見加庄施設	岩田西3丁 目285	○	H14	-				建築	CB	OK	不要	-	-		○	
高天ヶ原加庄施設	芥見1丁目 81	○	H5	未実施				複合	土木	RC	OK	不要	建築年度よ り		○	
井見加庄施設	芥見1丁目 81	○	H5	未実施				建築	CB	OK	不要	建築年度よ り		未確認	374	
南山加庄施設			S45	未実施				建築	CB	-	-					
井見西山加庄施設	芥見南山1 丁目113	○	S45	未実施				建築	CB	-	-			未確認	245	
井見西山加庄施設	大洞跡山1 丁目3373-2	○	H9	未実施				建築	CB	OK	不要	建築年度よ り				
見晴台加庄施設			S45	未実施				建築	CB	-	-					
井見西山加庄施設	天池1丁目 12-14	○	S45	未実施				複合	土木	RC	-	-			未確認	432
井見配水池	北山3丁 目・板谷2 丁目	○	H11	-				土木	PC	OK	不要	-	-	○	5,000	
日野配水池	日野市舟附 137番-208	○	S57	H21	中日本建 設㈱	直接	-	土木	PC	OK	不要	-	-	○	1,335	
岩瀬井配水池	岩瀬井3丁 目	○	S54	未実施				土木	PC	-	-			未確認	525	
高天ヶ原配水池	芥見1丁目	○	H5	未実施				土木	RC	-	-			未確認	60	
井見野村配水池	芥見1丁目 98	○	S55	H21	中日本建 設㈱	直接	-	土木	PC	OK	不要	-	-	○	666	
南山配水池	芥見南山1 丁目	○	S45	未実施				土木	RC	-	-			未確認	30	
井見西山配水池	大洞跡山1 丁目	○	BB	未実施				土木	SUS	-	-			未確認	104	
上芥見第1配水池	大洞1丁目	○	S41	未実施				土木	RC	-	-			未確認	255	
上芥見第2配水池	大洞相ヶ丘 4丁目	○	S47	未実施				土木	PC	-	-			未確認	435	
見晴台配水池	天池1丁目	○	S45	未実施				土木	RC	-	-			未確認	25	
三輪第2水処地	三輪町西323	○	管理棟	S61	H21	中日本建 設㈱	杭		建築	RC	OK	不要	-	-	○	4,608
三輪第1水処地	太郎丸子裡 木-2	○	管理棟	S58	未実施			建築	RC	OK	不要	建築年度よ り		未確認	9,648	
(芥見加野水源地)	加野子東保 42	○	管理棟	S39	未実施			建築	CB	-	-			未確認	-3,744	
加野田地加庄施設			S46	未実施				建築	CB	-	-			未確認	1,440	
三輪第2配水池	山県北野	○	S62	H21	中日本建 設㈱	直接	-	土木	PC	不明	不明	資料が無い ため判定なし		未確認	983	
三輪第1配水池	太郎丸	○	H1	未実施				土木	PC	-	-			未確認	1,020	
加野田地配水池	加野北共塚 (1595-21)	○	S51	未実施				土木	PC	-	-			未確認	215	
芥見加野配水池	不明	廃止	S46					土木	RC					廃止		
木田水処地	木田2丁目 128-1	○	管理棟	H9	未実施			建築	RC	OK	不要	建築年度よ り		未確認	10,080	
西側水処地 第1	中西郷4丁 目52	○	管理棟	S51	H21	中日本建 設㈱	直接		建築	CB	OK	不要	建築年度よ り	-	○	
西側水処地 第2			管理棟	S62	H21	中日本建 設㈱	杭	OK	複合	RC	OK	不要	-	-	○	
西側水処地 第2	中西郷4丁 目34	○	S63					土木	RC						5,659	
馬野第2水処地			管理棟	S56	H23	中日本建 設㈱	杭	NG	建築	RC	OK	不要	-	-	○	
馬野第2水処地	小野6丁目 27	○	S63	H23	中日本建 設㈱	杭	NG	建築	RC	OK	不要	-	-	○	2,016	
馬野第2水処地			S61	H23	中日本建 設㈱	直接		土木	RC	OK	不要	建築年度よ り	-	-	○	
馬野第2水処地	則松5丁目 27	○	H13	-				建築	RC	OK	不要	建築年度よ り	-	-	○	
福岡加庄施設			S62	未実施				建築	RC	OK	不要	建築年度よ り		未確認		
福岡加庄施設			S62	未実施				土木	RC	-	-			未確認	317	
木田配水池	(木田水処 地敷地内)	○	H15	-				土木	PC	OK	不要	-	-	○	2,604	
馬野第2配水池	御望寺貢和 920-4	○	S58	H23	中日本建 設㈱	直接		土木	PC	OK	不要	-	-	○	550	
西側配水池	則松北洞 1509-3	○	S61	H21	中日本建 設㈱	直接		土木	PC	OK	不要	-	-	○	1,275	
網代北配水池	秋沢字井手 洞	○	S54	未実施				土木	RC	-	-			未確認	300	
則松配水池	則松字洞谷	○	S52	未実施				土木	RC	-	-			未確認	175	
上難合配水池	難合字洞 ノ洞	○	S55	未実施				土木	RC	-	-			未確認	60	
柳津水処地	柳津町丸野 1丁目48	○	管理棟	S44	H27	㈱太陽建 設	杭	NG	建築	RC	NG	要		×	9,072	
佐波水処地	柳津町上佐 波4丁目 164	○	管理棟	S52	H27	㈱太陽建 設	杭	NG	建築	RC	OK	不要	-	-	○	
柳津水処地	(柳津水 処地敷地内)	○	H6	H27	㈱太陽建 設	杭	OK		土木	PC	OK	不要	-	-	○	
佐波水処地	(佐波水 処地敷地内)	○	S52	H27	㈱太陽建 設	杭	NG		土木	RC	NG	要		×	2,000	

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 水源施設及び配水池の施設の耐震診断は実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜市建築物耐震改修促進計画関連資料（参考資料）の提出 耐震化検討資料等の提出 事業計画案の提出 関係者へのヒアリングの実施
イ 水源施設及び配水池の耐震化工事は実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化工事実施資料の提出 事業計画案の提出 関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 水源施設及び配水池の施設の耐震診断は実施されているか			○
イ 水源施設及び配水池の耐震化工事は施されているか	○		

【監査意見】

ア 水源施設及び配水池の施設の耐震診断は実施されているか。

岐阜市においては、平成16年度から水源施設等の耐震診断を行われている。基幹施設について、耐震診断はほぼ終了しているが（未実施の基幹施設も存在するが、いずれも昭和56年以後に建設された施設である）、上記の「水道施設一覧表」記載のとおり、昭和56年以前建設の水道施設において耐震診断が未実施の施設も散見される。耐震診断未実施の施設のうち、一部は、廃止予定のものもあるが、今後継続的に使用される施設も存在する。

岐阜市のような中核都市の場合、基幹施設を優先して、基幹施設以外は後回しになってしまふことは予算や人口分布の関係上、致し方ない面もある。

しかし、基幹施設以外の水源施設等、いわゆる利用人口が少ない

水源施設においても、利用者がいる限り、災害時に備えて、耐震診断を進めることが望ましい。【意見26】

イ 水源施設及び配水池の耐震化工事は実施されているか。

岐阜市は、岐阜市水道施設耐震化計画をもとに、水源施設等の耐震診断を行い、NGとの診断が出た施設については、事業計画案通りの耐震化工事を進めている。

特に、岐阜市中心部の水源施設である鏡岩水源地の工事計画は、古い施設を可動させながら、建て替えを行うという大規模な工事である。この点、岐阜市は、鏡岩水源地については工事設計から旧施設の撤去を含めて、工事完了まで7年計画で進めていくよう慎重に計画が策定している。本計画は、市民生活に影響を及ぼさないように配慮しつつ、耐震化工事を進めるという難しい工事であるが、現在の計画で工事は可能であると考えられる。

鏡岩水源地以外の基幹施設における耐震化工事についても、予算との兼ね合いを検討して、建て替えが必要か耐震化工事のみで良いのかを熟考しており、バランスの取れた耐震化が進められている印象を受けた。

耐震化には多額の予算が必要であるが、岐阜市は計画的に年数をかけて基幹施設から耐震化を行っており、災害に強い地方都市を実現できるものと考える。

5. 災害発生時の協定

(1) 概要

災害発生時の協定については、「岐阜市地域防災計画(地震対策計画)」第2章第20節ライフライン施設対策において、以下の方針及び実施内容が定められている。

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断は、都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、安否確認、住民の避難、救命救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

〈実施内容〉

1 上水道施設対策（上下水道事業部）

水道事業者は、地震災害発生時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給を行うため、次により水道施設の整備を行う。

(7) 応援要請

ア 岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

イ 災害時における応急復旧に関する協定に基づき、岐阜市指定管工事協同組合に応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援を要請する。

岐阜市は、立地的に隣接市町村に囲まれており、災害発生時にはこれらの隣接市町村や民間団体との連携が重要になってくると考えられる。

そのため、岐阜市は上下水道事業に関し、以下の市町村、岐阜県、民間団体と災害発生時の協定を締結している。

(市町村)

羽島市、岐南町、笠松町	上水道相互連絡管設置に関する協定書
関市	上水道相互連絡管設置に関する協定書
県・県内水道事業者	岐阜県水道災害相互応援協定

(民間)

岐阜市公認水道工事店協同組合	災害時における応急復旧に関する協定書
岐阜市指定管工事協同組合	災害時における応急復旧に関する協定書の一部を変更する協定書
ヴェオリア・ジェネット株式会社 旧商号 株式会社ジェネット	水道施設の災害に伴う応援協定書
株式会社クボタ中部支社	災害時における水道資材の供給に関する協定書
株式会社クボタケミックス中日本支社	災害時における水道資材の供給に関する協定書
住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店	災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書

また、岐阜市は、上下水道事業部業務継続計画（BCP）を策定しており、現在のBCPは、第4版となっている。BCPのこれまでの改定履歴は、以下のとおり。

第2版 平成25年12月改定

第3版 平成28年2月改定

第4版 平成29年12月改定

なお、岐阜市は、BCP第5版の策定に向け、現在準備を進めている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 隣接市町村との協定が適切に締結されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時応急マニュアルの提出 ・応援要請応援受け入れマニュアルの提出 ・水道施設事故対応マニュアルの確認 ・協定書の確認 ・岐阜市上下水道事業部業務継続計画（BCP）の提出 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 民間団体との協定が適切に締結されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書の提出 ・岐阜市上下水道事業部災害時応援協定締結基準の提出 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ 協定にしたがって適切に実行可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道相互連絡管の訓練に係る実施要領の提出 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 隣接市町村との協定が適切に締結されているか	○		
イ 民間団体との協定が適切に締結されているか	○		
ウ 協定にしたがって適切に実行可能か			○

【監査意見】

ア 隣接市町村との協定が適切に締結されているか

岐阜市は、羽島市、岐南町、笠松町、関市と上水道相互連絡管設置に関する協定を締結しているが、協定書の内容は、災害時や事故時における緊急支援のための配水連絡管を設置するというものである。そして、岐南町、笠松町、関市とは本協定に基づき、配水連絡管を設置している。

協定内容は、連絡管設置の費用の負担の取り決めもなされており、協定期間も1年毎の自動更新となっており、不足はないと考えられる。

なお、担当者からのヒアリングによると、本協定における岐阜市と羽島市との応援配水に係る関係は、笠松町を通じて支援を行うというものであり、羽島市との間に直接連絡管を設置する予定はないとのことである。

イ 民間団体との協定が適切に締結されているか

岐阜市は、災害発生時における応援協定を民間団体とも締結している。特に、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社(旧商号株式会社ジェネッツ)(以下「ジェネッツ社」という)との応援協定については、岐阜市と株式会社の初めての応援協定であり、その協定が適切に締結されているかどうかを監査の対象とした。

担当者からのヒアリングによると、ジェネッツ社とは平成21年1月から岐阜市上下水道営業関連業務委託を受託しており、窓口業務等を行う同社から災害時において電話対応等に係る応援を受けることは、災害時復旧活動や市民サービスの向上に寄与すると判断されたとのことであった。ちなみに、ジェネッツ社は、岐阜市以外の市町村の水道営業関連業務委託の受注及び災害時の協定を多数締結している実績からしても、災害発生時の応援団体として適格性を有すると考えられる。

さらに、ジェネッツ社との本協定については、金銭の支払い等の債権債務関係は何も発生しておらず、協定を締結したのみに過ぎない。そうすると、ジェネッツ社との協定は、岐阜市にとっては利益になることだけであり、また他社と不平等な扱いをしている事実もないことから、適切な協定であると言える。

なお、岐阜市は、平成30年9月1日に株式会社クボタ中部支社、株式会社クボタケミックス中日本支社及び住友重機械エンバイロメント株式会社中部支社と上下水道事業に関する災害時の応援協定を締結しており、災害発生時の協力体制が強化されていると考えられる。

ウ 協定に従って実行可能か

岐阜市は、平成30年2月28日に連絡管を接続している関市、岐南町及び笠松町との訓練を初めて実施した。なお、羽島市は、岐阜市と連絡管を接続していないため、この訓練には参加していない。

訓練においては、i) 連絡体制の確認、ii) 接続仕切弁の現地確認及び点検、iii) 接続仕切弁の操作手順の確認などを行った。

実施要項を確認したところ、参加者名簿の記載がなされており、詳細なタイムスケジュールも組まれて、万全な体制で訓練が行われたことが確認できた。

本協定による訓練は、平成30年が初めてということであったが、隣接市町村との協力なくして、市民に対する安全な水の供給は成り立たないと言えることから、今後も訓練を実施していく

いただきたい。

また、岐阜市と羽島市は、連絡管を直接接続する予定はないとのことではあるが、協定を締結していることもあるので、協定を締結している関市、岐南町、笠松町、羽島市及び岐阜市の5市町が協力して連絡管の訓練を実施するように努めていただきたい。

【意見27】

第8 各部の防災事業関連契約

1. 岐阜市の契約形態

(1) 契約の種類

地方公共団体が締結する請負、売買契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法で締結されるものとされている(地方自治法234条第1項)。

そのうち、岐阜市の契約締結方法としては、主に一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの方法で行われている。

岐阜市競争入札参加者は、岐阜市競争入札参加者選定要綱(平成13年6月1日決裁)によって定められる。

競争入札又は随意契約に参加させることができる者は、原則として本要綱による審査に合格し、岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者である(同要綱第2条)。

資格審査の項目としては、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる事項並びに申請書及び添付書類を審査するものと定められている(同要綱第4条)。

ア 建設工事の請負 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に定める項目

イ 測量・建設コンサルタント等の請負 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項

(ア) 種類別年間平均実績高

(イ) 自己資本額

(ウ) 業種区分別有資格者

ウ 物件の製造、買入れその他の契約 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項

(ア) 直前2年の営業年度における年間平均生産高又は年間平均販売高

(イ) 経営規模

a 自己資本額

b 従業員数

(ウ) 経営状況

a 流動比率

b 営業年数

そして、審査に合格した者は、資格者名簿に登録される(同要綱第5条)。

指名競争入札及び随意契約の見積もりに参加する者については、原則資格者名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ることのないように均衡ある指名をするものとする定められている(同要綱第7条1項)。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 工事成績等

エ 当該工事に対する地理的条件

オ 手持ち工事の状況

カ 当該工事施工についての技術的特性

キ 安全管理の状況

ク 労働福祉の状況

ケ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況

指名の優先順位については、次に掲げる順序となっている(同条第2項)。

ア 市内に本店を有し、当該本店の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者(以下「市内業者」という)

イ 市内に支店、営業所等を有し、当該支店、営業所等の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者(以下「準市内業者」という)

ウ 市内業者及び準市内業者以外の者で、資格者名簿に登録されている者

(2) 契約形態

一般競争入札とは、原則として、広く誰にでも入札に参加できる機会を与え、また、契約手続を公開して不正の行われることを防ぎ、できるだけ岐阜市に有利な条件で申し込みをした者と契約を締結する方法である。

指名競争入札とは、岐阜市が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の参加者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。

この方法では、業者が特定されていることから、一般競争入札に比べ不信用、不誠実の者が排除でき、さらに、手続き的にも簡単とされているが、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化したり、偏重するといった短所もあると言われている。

随意契約とは、競争の方法によらず、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し、契約を締結するもので、入札を原則とする契約締結の特例的な方法とされている（地方自治法234条第2項）。この方法は、他に比べて手続が非常に簡略で、経費負担も少なく、さらに、相手方の資力、信用、技術、経験等の能力を熟知したうえで選定することができるといったメリットがある。しかし、反面、相手方の固定化や地方自治体にとって不利な価格での契約締結といった、地方公共団体の契約事務に求められる公正性、機会均等性、経済性といったものが損なわれるというおそれもある。岐阜市においては、岐阜市契約規則にて、契約金額の限度額の規定（同規則第28条）及び原則2者以上から見積書を徴収すること（同規則第29条）によって公正性、機会均等性、経済性の調整を図っている。

2. 基盤整備部の防災事業関連契約

(1) 概要

基盤整備部は、平成29年度は随意契約、競争入札のいずれの契約形態でも契約が実施されている。

基盤整備部における工事請負契約及び業務委託契約は数が多いため、防災関連契約のうち、以下の2つの契約を取り上げて、監査を実施した。

ア 工事名 橋梁耐震補強工事（江口橋）

工事場所	西中島1丁目ほか1地内
受注者	丸成林建設株式会社
当初契約額	39,150,000円
変更契約額	金額については変更なし
工事期間	平成29年9月8日～平成30年3月13日
契約方法	一般競争入札

イ 契約名 橋梁耐震補強詳細設計（福光東橋ほか1橋）業務委託

対象場所	岐阜市福光東一丁目ほか3地内
受注者	株式会社興栄コンサルタント
当初契約額	4,860,000円
変更契約額	変更なし
作成期間	平成29年6月9日～平成29年8月31日
契約方法	指名競争入札

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 競争入札手続きが適切にされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札契約書類等の閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 締結した契約が適切に履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書類等の閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ 入札金額が同金額となる入札が頻発している問題	<ul style="list-style-type: none"> ・入札状況登録書類、内訳書の提出 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 競争入札手続きが適切にされているか	○		
イ 締結した契約が適切に履行されているか	○		
ウ 入札金額が同金額となる入札が頻発している問題			○

【監査意見】

ア 競争入札手続きが適切にされているか

1つ目の橋梁耐震補強工事（江口橋）については、入札関連資料を提出いただき確認した。本工事の入札手続きについて、不適切なものは確認できなかった。

2つ目の橋梁耐震補強詳細設計（福光東橋ほか1橋）業務委託契約は、入札関連資料を提出いただき確認した。そうしたところ、落札業者の入札額が予定価格の 56.5%と低く、他社との差が 200 万円以上あった。しかし、低入札基準価格（4,326,300 円）を超えていたため、問題はないと判断した。

イ 締結した契約が適切に履行されているか

1つ目の橋梁耐震補強工事（江口橋）については、工事請負契約書、工事請負変更契約書、完成届、設計図、協議書、その他工事関係書類等を提出いただき確認した。本工事は、橋梁の耐震補強のために行われた工事であるが、工期日程や施工体制把握表が作成されており、工事完成写真も添付されて適切に履行されていた。

2つ目の橋梁耐震補強詳細設計（福光東橋ほか1橋）業務委託契約は、業務委託契約書、業務計画書が作成されており、資格者の資格証の写しも添付されていた。本契約も、適切に履行をされていた。

ウ 入札金額が同金額となる入札が頻発している問題

基盤整備部の競争入札の一覧表を確認していたところ、複数の業者が同金額で入札している工事が散見された。

基盤整備部の入札については、岐阜市契約課が担当していることから、岐阜市契約課に対し、同金額の入札件数を確認したところ、基盤整備部発注工事で入札案件234件のうち123件において同金額での入札となり、抽選(くじ)を行っていることが判明した(52.56%)。

そして、抽選(くじ)となる比率が異常に高いことから、同金額での入札が増加している原因を契約課に尋ねたところ、「土木一式工事や舗装工事の積算においては国などで公表されている資材や労務の単価により、設計金額や最低制限価格を類推することが比較的容易と考えられ、受注意欲などにより最低制限価格を入札価格とする業者が多いため」ではないかとの回答であった。

監査人の見解としては、最近、入札業者向けに、最低制限価格を計算するためのソフト開発が進められており、インターネット等でこのようなソフトが簡単に入手できるようになっていることから、このようなソフトを使用した業者が同金額で入札をしてきているのではないかと推察される。

このようなソフトを使用した入札となると、工事内容を十分検討していない業者が安易に入札して落札してしまう弊害が生じる。そのため、岐阜市としては、十分工事内容を検討した業者を選定するよう対策を取る必要がある。

この点、担当者からのヒアリングによると、平成27年8月から、最低制限価格と同額の入札価格でくじにより落札決定するケースが比較的多かった土木一式工事及び舗装工事における全ての入札で予定価格の公表を事後公表として対応した、とのことであった。また現行、設計金額5,000万円以上の土木一式工事及び舗装工事は、原則、総合評価落札方式の一般競争入札により実施しているとのことである。

もっとも、契約課によれば、予定価格を事前公表していなくても、公表されている資材等の単価により最低制限価格が類推できるため、最低制限価格と同額での入札に対して効果は見られず、同額での入札の多発は事前公表による弊害ではないものと考えていることである。そして、今後の予定価格の公表の時期については、同額での入札のほか入札不調の発生など、入札状況を注視しつつ慎重に検討していくことである。

たしかに、予定価格を事後公表にしたとしても、資材等の単価が公表されているため、今後も同金額での複数業者の入札が相次ぐことが予想される。そのため、岐阜市の担当者において、工事内容を十分に理解し適正な履行が可能な業者を選定すること及び工事完了時の検査を厳格に行いうことが重要となってくると考える。そして、5,000万円未満の工事においても、重要な工事については、総合評価落札方式の競争入札を導入することも検討していただきたい。【意見28】

3. 都市防災部の防災事業関連契約

(1) 概要

都市防災部は、平成29年度は随意契約、競争入札の契約形態で契約及び工事等が実施されている。

平成29年度に行われた随意契約は以下のとおりである。

事業名称	施工場所	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込・円)	契約締結日	契約の相手方以外の見積徴取した業者の商号又は名称	契約の相手方以外の見積徴取した業者の見積金額(税込・円)
防災倉庫修繕	岐阜市上土居838(常磐小学校)	久世工業株式会社	88,560	H29.5.12	ユタカ建設株式会社	89,640
緊急地震速報機器修繕	岐阜市柳津町下佐波西1-15(柳津もえぎの里)	中央電子工学株式会社	102,600	H29.9.8	アプロ通信株式会社	112,320
防災行政無線屋外拡声子局移設工事	岐阜市鏡島2117-1ほか1地内	中央電子工学株式会社	498,960	H29.7.10	沖電気工業株式会社岐阜支店	辞退
防災行政無線屋外拡声子局移設工事	岐阜市栗野西2丁目45-1ほか1地内	中央電子工学株式会社	496,800	H29.9.7	沖電気工業株式会社岐阜支店	辞退
防災行政無線屋外拡声子局設置工事	岐阜市尼ヶ崎町1丁目ほか4地内	中央電子工学株式会社	496,800	H29.9.29	沖電気工業株式会社岐阜支店	辞退
市民消火隊小型動力ポンプ台車修繕	岐阜市若宮町1丁目(船森公園内)ほか2地内	株式会社ウスイ消防	137,916	H29.12.19	アンシンク株式会社	191,916
道路橋設置工事	岐阜市前一色3丁目地内	有限会社澤田重機	324,000	H30.1.29	丸成林建設株式会社	371,520
シャッター取付工事	岐阜市八代2丁目2番4号	山本建設株式会社	328,320	H30.3.1	恩田建設株式会社	463,320

また、平成29年度に行われた防災事業（耐震化、災害対策）に関連する競争入札は、以下の2件であった。

ア 工事名 避難場所看板設置工事

工事場所 岐阜市則武ほか62地内

受注者 (有) AKメンテナンス

当初契約額 12,515,482円

変更契約額 13,185,082円

工事期間 平成29年12月1日～平成30年3月13日

契約方法 指名競争入札

イ 工事名 避難場所看板設置工事

工事場所 岐阜市大縄場3丁目ほか58地内

受注者 東栄フェンス機鋼商会

当初契約額 13,151,667 円
 変更契約額 12,957,267 円
 工事期間 平成29年12月4日～平成30年3月14日
 契約方法 指名競争入札

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 隨意契約が適切に契約締結されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約の一覧の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた企業への随意契約の見積もり依頼は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会からの排除措置命令、課徴金納付命令の資料等の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ 防災行政無線対応ができる受注業者の数は必要十分か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施
エ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 隨意契約が適切に契約締結されているか		○	
イ 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた企業への随意契約の見積もり依頼は適切か			○
ウ 防災行政無線対応ができる受注業者の数は必要十分か			○
エ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか	○		

【監査意見】

ア 隨意契約が適切に契約締結されているか

都市防災部は、中央電子光学株式会社との間で、平成29年7月10日、同年9月7日、同月29日締結の防災行政無線屋外拡声子局設置工事随意契約（以下「本件随意契約」という）を締結した。本件随意契約は、合見積業者である沖電気工業株式会社が見積もりを辞退したため、見積書が徴収されていない。

ところで、岐阜市契約規則第29条により、随意契約によるときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ただし、政令第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合その他市長が契約の性質又は目的により必要がないと認めたときは、この限りでない、と定められている。

本件随意契約については、沖電気工業株式会社へ見積書の打診を行っているものの、見積書は提出されず、見積辞退届のみ提出されている。岐阜市契約規則において、随意契約の公正性、機会均等性、経済性の調整を図るために、見積書を2者以上から徴収しなければならないと定められている趣旨からすると、見積書を

打診したのみで、徵収できていない場合は不適切な随意契約と言える。

そうすると、本件随意契約が岐阜市契約規則第29条但し書きに該当するかどうかが問題となる。

そこで、都市防災部から、本件随意契約の見積書、請負契約書、完了届及び見積辞退届の提出を受けてこれらの書類を確認し、本件随意契約について岐阜市契約規則第29条但書に該当する理由があるかを担当部にヒアリングで調査した。

そうしたところ、「本件随意契約は、地権者の要望により、防災行政無線屋外拡声子局を移設する工事を行ったものであり、本市が導入している防災行政無線は、平成19年度から平成20年度にかけて、沖電気工業株式会社が施工したものであり、独自のシステム運用の知識及び技術を習得したものでなければ実施することができない、そして、同システム運用の業務を実施しうる業者が沖電気工業株式会社と、沖電気工業株式会社の特約店となっている中央電子光学株式会社であったとのことであった。岐阜市は、沖電気工業株式会社に対して見積もりを打診したが、「配置技術者が確保できないため」との理由で見積を辞退した。」との回答であった。

沖電気工業株式会社もしくは中央電子光学株式会社でしか、防災行政無線屋外拡声子局の工事を請け負えないとすれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号もしくは第6号に該当する可能性がある。そのため、その旨の質問を投げかけたが、都市防災部防災対策課からのヒアリングによると、岐阜市契約規則第29条但し書きに該当する理由はないとの回答であった。そして、見積書を2者から徵収ができず結果として一者随意契約になった。

そうであれば、岐阜市外の業者への見積もり打診することも考えられるが、ヒアリングによると、岐阜市外の業者へ打診することは検討をしておらず、今後も本件随意契約の当事者である中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社の2者へ見積書を徵収する予定ということであった。

以上から、本件随意契約については、岐阜市契約規則第29条の但し書きに該当する理由はなく、岐阜市契約規則第29条の趣旨からすると、2者見積もりの要件を満たしておらず不適切な対応であった可能性があると考えられる。

したがって、本件随意契約については、岐阜市外の業者の選定を含めて、2者以上から見積書を徴収するか、若しくは一者随意契約の正当性を証する理由を明らかにして契約の正当性を根拠付けるようにすべきであったと考えられる。【指摘5】

イ 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた会社への随意契約見積もり依頼は適切か

上記随意契約（以下引き続き「本件随意契約」という）の見積もり打診業者である沖電気工業株式会社は、公正取引委員会より平成29年2月2日付で平成29年（措）第1号排除命令及び平成29年（納）第3号課徴金納付命令を受けた。そして、同社と取引関係があった消防本部は、平成29年2月3日に同社から排除措置命令と課徴金納付命令を受けたとの報告がなされた（平成30年5月8日付 岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表参照）。沖電気工業株式会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令は、平成29年8月3日に確定している。

都市防災部に対するヒアリング調査によると、都市防災部は沖電気工業株式会社に排除措置命令及び課徴金納付命令が出されたことは、平成29年2月3日の新聞報道により認識しており、消防本部へも確認をとったということである。また、沖電気工業株式会社に対し、平成29年3月1日から平成29年4月15日まで資格停止措置が行われたことを認識していたということである。

岐阜市競争入札参加者選定要綱において、随意契約の見積もりに参加する者の留意事項を定めている。留意事項は以下の第7条のとおりである。

(指名基準)

第7条

建設工事の請負に係る指名競争入札に参加する者又は随意契約の見積りに参加する者を指名しようとするときは、第5条第1項の規定により資格者名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名をするものとする。ただし、第2条ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績等
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的特性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況

- 2 前項の場合において、指名の優先順位は、次に掲げる順序とする。ただし、指名業者数の不足、契約の内容の事情等により市長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 市内に本店を有し、当該本店の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者(以下「市内業者」という。)
 - (2) 市内に支店、営業所等を有し、当該支店、営業所等の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者(以下「準市内業者」という。)
 - (3) 市内業者及び準市内業者以外の者で、資格者名簿に登録されているもの
- 3 前2項(第1項第9号を除く。)の規定は、測量・建設コンサルタント等の請負及び物件の製造、買入れその他の契約に係る指名競争入札に参加する者及び随意契約の見積りに参加する者を指名する場合に準用する。

また、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領によると、競争入札参加資格が停止される場合及び随意契約の当事者となりえない場合として第4条、第8条、第9条の規定がある。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4条

市長は、第2条第1項の規定により、情状に応じて別表第1又は別表第2に定めるところにより資格停止を行う際に、登録業者(その役員又は使用人を含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資格停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第9号の措置要件にも該当することとなったときは、資格停止の期間を更に加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、登録業者が談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第9号の規定に該当したとき それぞれ当該別表第2各号に定める短期の2倍
- (2) 別表第2第4号から第9号までの規定に該当する登録業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法の違反又は競売等の妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該別表第2各号に定める短期の2倍
- (3) 別表第2第4号、第5号又は第9号の規定に該当する登録業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該別表第2各号に定める短期の2倍

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定による市長の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は当該関与行為があつたことが明らかとなつた場合で、当該関与行為に関し、登録業者に別表第2第4号、第5号又は第9号に規定する事由があるとき(前各号の規定に該当する場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算
- (5) 本市の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、登録業者に別表第2第6号から第9号に規定する事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当する場合を除く。) それぞれ当該別表第2各号に定める短期に1箇月を加算

(随意契約の相手方の制限)

第8条

資格停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。

(随意契約の相手方の決定の特例)

第9条

前条の規定にかかわらず、市発注工事等を随意契約によろうとする場合で、当該随意契約による理由が次の各号のいずれかに該当するときは、選定委員会の審議を経て、市長の承認を受けて、資格停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 工事又は製造が特許の施行方法を採用する場合で、その特許権を有するとき。

- (2) 工事、製造、設計、調査、測量及び役務の委託が特別の技術を要する場合又は特殊な物品を買い入れる場合で、他に相応する者がいないとき。
- (3) 災害等緊急に市発注工事等を施行しなければならないとき。

不正行為等に基づく措置基準として資格停止の期間については、岐阜市においては次項の表の通り定められている。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

別表第2 不正行為等に基づく措置基準（岐阜市競争入札参加資格停止措置要領 別表2より抜粋）	
措置要件	資格停止期間
(独占禁止法違反行為)	
4 市発注工事等に關し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第9号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
5 業務に關し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
6 次のア又はイに掲げる者が市発注工事等に關し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	4箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等又は使用人	3箇月以上12箇月以内
7 次のア又はイに掲げる者が中部地方整備局管内の公共機関発注工事等に關し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等又は使用人	2箇月以上12箇月以内
8 次のア又はイに掲げる者が前号に掲げる区域外の公共機関発注工事等に關し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等	1箇月以上12箇月以内
(重大な独占禁止法違反行為)	
9 市発注工事等に關し、次のア又はイに掲げる事由に該当することになったとき（当該市発注工事等に、その詰負金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分及び額以上であるものが含まれる場合に限る。）	
ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（登録業者である法人の役員若しくは使用人又は登録業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上24箇月以内
イ 登録業者である法人の役員若しくは使用人又は登録業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上24箇月以内
(建設業法違反行為)	
10 市発注工事等に關し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
11 中部地方整備局管内の建設工事等に關し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表第1及び前11号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
13 登録業者として指名したにもかかわらず正当な理由がなく入札又は随意契約に參加しなかつたとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
14 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
15 落札者又は決定者が正当な理由がなくて契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
16 監督又は検査の実施に当たり岐阜市職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
17 岐阜市職員による不適正な経理処理に關与したとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

本件随意契約の場合、沖電気工業株式会社は、平成29年2月2日付で公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令が出され、排除措置命令及び課徴金納付命令は、平成29年8月3日に確定している。そして、沖電気工業株式会社は、平成29年3月1日から同年4月15日の間は入札資格停止措置を受けていた。

一方、都市防災部が同社に見積もりを依頼したのは、本件随意契約の契約年月日である平成29年7月10日及び同年9月7日頃だと考えられる。

そうすると、都市防災部は、沖電気工業株式会社が資格停止措置は受けていないが、公正取引委員会から処分を出されていることを認識している状態にありながら、防災行政無線屋外拡声子局設置工事の見積もり打診をしたことになる。

たしかに、見積もり打診を受けた段階においては、沖電気工業株式会社は資格停止措置を受けておらず、岐阜市競争入札参加者選定要綱には違反していない。また、岐阜市の一方的な判断で、沖電気工業株式会社の随意契約の機会を奪うことは機会の均等性の観点からすれば適切でない。

しかし、沖電気工業株式会社が公正取引委員会からの処分をされて確定を待っている段階であったこと、独占禁止法違反を起こした重大な事実及び市民感情を鑑みると、見積もりの打診を控えることが望ましかったといえる。

【意見29】

ウ 防災行政無線対応ができる受注業者の数は十分か

本項ア記載のとおり、都市防災部の担当者からのヒアリングによると、防災行政無線屋外拡声子局のシステム運用を行うことができる会社が沖電気工業株式会社とその特約店である中央電子光学株式会社のみということである。

そうすると、本項イで記載したとおり、沖電気工業株式会社が岐阜市競争入札参加資格の停止措置をとられた場合、沖電気工業株式会社が防災行政無線の請負工事等に対処できない可能性があ

る。また、沖電気工業株式会社の特約店である中央電子光学株式会社も岐阜市競争入札参加資格の停止措置となる可能性もあり、岐阜市内の防災行政無線に対応できる会社が皆無になるという事態が想起される。

したがって、今後、岐阜市としては、沖電気工業株式会社が公正取引委員会から処分を受けたという事実を重く受け止め、同社もしくは同社の特約店である中央電子光学株式会社が工事を担当することができないことも十分有りうるのであるから、入札参加資格者を増やすよう検討するともに、防災行政無線のシステム運用技術を職員に習得させるなどの対策に取り組んでいただきたい。

【意見30】

エ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか

都市防災部の防災関連事業の平成29年度の競争入札は概要記載の通り2件であった。

この2件に関し、入札関連資料の提出を受けて確認したが、いずれも問題はなかった。

契約の履行状況については、随意契約については、請書、完了届、見積書及び見積辞退届を確認したが、本項ア及びイ記載のとおり一部指摘事項があったものの、契約の履行自体には問題はなかった。

また、競争入札2件については、当初請負契約書、変更契約書、完成届等の工事関係書類を確認したが、工事期間、工事代金、変更内容及び完成後の写真報告書の作成も適切であり、工事の履行について何も問題はなかった。

なお、競争入札による工事は、いずれも避難場所看板設置工事であったが、腐食及び古くなつて使いづらい避難看板を撤去して、より見やすい新しい避難看板を設置したものであった。

工事関係資料内に、古い避難場所看板と新しい避難場所看板を撮影して写真による対比がなされていたが、看板の設置の高さや向き、大きさ、色などが改善されており、災害発生時に安全な場所へ避難しやすくなつたと考えられる。

平成30年度 岐阜市包括外部監査

4. 消防本部の防災事業関連契約

(1) 概要

消防本部の防災関連契約については、下記の3つの契約を抽出して監査をした。

ア 業務名 消防救急デジタル無線電波伝搬調査業務委託

業務場所 岐阜市長が指定する場所

受注者 ビーム計画設計株式会社

当初契約額 2,052,000円

変更契約額 変更なし

履行期間 平成29年8月4日～平成29年9月29日

契約方法 隨意契約

イ 工事名 耐震性貯水槽（40m³）設置工事

対象場所 岐阜市加納高柳町1丁目地内

受注者 和泉土建株式会社

当初契約額 6,446,520円

変更契約額 7,598,880円

作成期間 平成29年8月28日～平成29年12月15日

契約方法 指名競争入札

ウ 工事名 耐震性貯水槽（100m³）設置工事

対象場所 岐阜市芥見南山3丁目地内

受注者 有限会社澤田重機

当初契約額 12,603,459円

変更契約額 13,022,499円

作成期間 平成29年9月22日～平成30年1月10日

契約方法 指名競争入札

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 隨意契約が適切に締結及び履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書類等の確認 ・完成図書等の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書等の確認 ・完成図書等の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 隨意契約が適切に締結及び履行されているか	○		
イ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか	○		

【監査意見】

ア 隨意契約が適切に締結及び履行されているか

(1) アの消防救急デジタル無線電波伝搬調査業務委託契約については、業務委託契約書、プロジェクト契約書、一者随意契約理由書などの契約関係書類の提出を受け、確認をした。業務委託契約書に不備はなく、問題はなかった。また、契約金額については、受注者に見積書を提出させて、金額及び業務内容を確認した上で、当該見積り金額より多少減額した契約金額を価格調査において決定しており、契約金額の決定についても問題はないと考えられる。

ところで、本件業務委託契約は一者随意契約となっているが、その理由は、消防本部の消防救急デジタル無線基地局からの常送波を利用して、消防本部と同仕様の実験局を使用し調査する必要があり、平成22年度に国の実証試験で、消防救急デジタル無線の整備における、実施設計者のビーム計画設計株式会社（本件業

務委託契約の受注者）のみが、消防本部と同仕様の実験局を保有しているから、とするものである。監査人としては、デジタル無線の整備は特殊業務であり、実施設計者である受注者のみでしか調査業務を行えないと考えられることから、本理由による一者随意契約は適切であると考える。

そして、消防救急デジタル無線電波伝搬調査の結果については、受注業者から報告書が提出されており、また報告書を電子データ化したものも納品されていた。したがって、契約の履行も正常に行われていると言える。

イ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか

(1)イの耐震性貯水槽（40m³）設置工事については、工事請負契約書、工事請負変更契約書等の契約関係書類の提出を受け、確認をした。本請負工事については、変更契約額が比較的大きいとも思えたが、変更内容を精査したところ、変更金額は適切であると考えられるため、契約書に不備はなく、問題はなかった。入札手続きに関しては、入札結果登録書を確認したが、入札をした各社の入札金額は適正なばらつきがあり、入札金額や方法に問題はなかった。

また、(1)イの耐震性貯水槽（40m³）の完成図書を確認したが、工事過程及び工事完了後の記録が適切に残されており、工事の履行状況に問題はなかった。

(1)ウの耐震性貯水槽（100m³）設置工事については、工事請負契約書、工事請負変更契約書等の契約関係書類の提出を受け、確認をした。本請負工事について、変更契約があったが、変更内容及び金額は適切であった。入札手続きについては、価格調査及び入札結果登録を確認したところ、2者が同金額で電子くじを実施していたが、いずれの入札額も適正にはらついていることが確認でき、自由競争に基づいた入札手続きが実施されていると判断した。

また、(1)ウの耐震性貯水槽（100m³）設置工事の完成図書を確認したが、工事過程及び工事完了の記録が適切に残されてい

ることが確認できた。したがって、工事の履行状況に問題はなかった。

ところで、岐阜市は、断水想定して、耐震性貯水槽整備計画を策定し、計画的に耐震性貯水槽を設置している。(1)イ及びウの耐震性貯水槽の設置は本契約に基づいた工事である。今後も岐阜市は耐震性貯水槽の設置工事を進めていくことになるが、現状の入札手続きは適切に行われており、工事も適切に完了していることから、引き続き適切な耐震性貯水槽設置工事を進めていっていただきたい。

5. 教育委員会の防災事業関連契約

(1) 概要

教育委員会の防災関連契約としては、主に、小中学校施設の外壁落下防止工事及び非構造部材耐震補強工事であった。

教育委員会における請負工事契約は数が多いため、防災関連契約のうち、以下の3つの契約を取り上げて、監査を実施した。

ア 工事名 加納中学校外壁等落下防止工事

工事場所 岐阜市加納舟田町9番地

受注者 村瀬建築株式会社

当初契約額 27,906,120円

変更契約額 27,959,040円

工事期間 平成29年6月22日～平成29年10月17日

契約方法 一般競争入札（制限付き）

イ 工事名 藍川北中学校ほか1校屋内運動場等非構造部材耐震補強工事

工事場所 岐阜市加野2丁目23番1号ほか1地内

受注者 大日本土木株式会社

当初契約額 40,386,600円

変更契約額 43,464,600円

工事期間 平成29年6月2日～平成29年9月27日

契約方法 一般競争入札（制限付き）

ウ 工事名 東長良中学校屋内運動場・武道場非構造部材耐震補強工事

工事場所 岐阜市長良真生町3丁目27番地4

受注者 近松建設株式会社

当初契約額 33,504,840円

変更契約額 34,509,240円

工事期間 平成29年11月6日～平成30年3月2日

契約方法 一般競争入札（制限付き）

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 予定価格の事前公表は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度契約一覧の提出 ・関係者へのヒアリングの実施 ・工事請負契約書類の閲覧
イ 工事請負契約は適切に締結及び履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書類の閲覧 ・関係者へのヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 予定価格の事前公表は適切か		○	
イ 工事請負契約は適切に締結及び履行されているか	○		

【監査意見】

ア 予定価格の事前公表は適切か

教育委員会発注の工事において、予定価格の事前公表により最低制限価格が安易に予測されている事態となっていると考えられる。担当者に対するヒアリングによると、教育委員会は、最低制限価格を予定価格の90%に設定している工事が多く(25件中19件)、入札業者は最低制限価格を認識した状態で入札を行っていると考えられる。

最低制限価格が予想されてしまうと、自由競争に基づいた入札が行われず、工事内容を理解していない業者が落札する危険性がある。そして、教育委員会の発注工事の場合は、最低制限価格を予定価格の90%にしている工事が76%を占めており、入札価格から最低制限価格を容易に予想できる状態になっていると考えられる。

今回、監査対象とした上記3つの契約の入札状況を確認したところ、1つ目の契約については入札した12者中、9者が最低制限価格で入札しており(2者は辞退)、2つ目の契約は入札した8者中、7者が最低制限価格で入札しており(1者は辞退)、3つ目の契約は入札した8者中、5者が最低制限価格となっていた(2者は辞退)。

そうすると、監査対象とした契約について、競争入札制度を採用する意味が形骸化して、90%で入札をした業者から抽選(くじ)で受注業者を決定するという手続きとなっている可能性がある。

これに対し、岐阜市契約課は、「本市の最低制限価格は、国や県の示す基準に基づいて算出しております。また、最低制限価格は、適正な履行や品質確保を目的として設定しているものであり、入札業者がそれを認知できたとしても問題はありません。」と、監査人に対し回答している。岐阜市の考え方は、最低制限価格が容易に予測できる状態で競争入札をすることを容認するものであるが、業者間で入札額の競争が行われる可能性がないにも関わらず競争入札を用いていることになる。そうであれば、競争入札手続きを取る必要性がないのであり、なぜ教育委員会発注の工事を、

競争入札手続きにしているのか疑問が残る。

さらに、岐阜市契約課は、「入札価格は、参加業者が自社の判断により決定されるものであり、その結果が多くの業者の入札価格が最低制限価格に近似したもので、これは自由競争の結果であってそのことに問題はありません。あくまで、最低制限価格での入札が弊害ではなく、適切な積算を行わず工事内容を十分に検討せずに入札に参加した業者が受注することが工事の適正履行に弊害を生じさせる恐れがあるため、問題であると考えます。」と回答をしているが、現状の教育委員会発注の工事の落札価格は、前述のとおり、1つ目の契約については入札した12者中、9者が最低制限価格で入札しており、2つ目の契約は入札した8者中、7者が最低制限価格で入札しており、3つ目の契約は入札した8者中、5者が最低制限価格での入札となっていた。つまり、「入札価格が最低制限価格に近似したもの」ではなく、まさに入札価格は最低制限価格なのである。そして、これは「自由競争の結果」ではなく、予定価格の90%を最低制限価格に設定している弊害の結果と考える方が自然である。

岐阜市は複数の工事の入札価格が最低制限価格になっていることについて正当性を縷々主張するが、予定価格を公表し、最低制限価格を現状のまま予定価格の90%に設定していれば、いずれは「適切な積算を行わず工事内容を十分に検討せずに入札に参加した業者が受注すること」が起きることは予想されるのであり、現状の危険性について認識を改めてもらいたい。

教育委員会発注の競争入札による契約はいずれも児童、生徒たちの生命身体を守るために工事であり、慎重に業者選定をすべきと考えられる。

したがって、予定価格の事前公表は速やかに廃止すべきである。仮に予定価格を事前公表し、最低制限価格を予定価格の90%と設定するのであれば、総合評価方式での競争入札方式を選択するなどして、業者の選定に力を入れるべきと考える。【指摘6】

ウ 工事請負契約は適切に締結及び履行されているか

監査対象とした3つの契約について、工事請負契約書、工事請負変更契約書、工事仕様書、完成届、完成写真、完成検査写真等を確認した。

いずれの契約についても、工事内容に問題はないと考えられ、完成写真からも契約の履行がされていることが確認できた。

ただ、2つ目及び3つ目の契約については、変更契約の金額が大きいと考えられたが、変更契約の仕様書を確認したところ、いずれも補修箇所の変更や必要な追加工事を行うためのものであり、変更契約の内容にも問題はないと考えられる。

なお、2つ目の契約については、建築用仕上げ塗材が吹き付け石綿に該当する懸念があるとして、平成29年8月1日から13日まで一時的に工事が中止されていた。その後、建築用仕上げ塗材が吹き付け石綿に該当しないとの検査結果が出たことで工事は再開されている。

このような工事中止の経緯からすると、児童、生徒の健康のために、有害な塗材が使用されていないかなどを慎重に検討し、工事内容が精査されていることが窺える。

競争入札手続きにおいて、受注者がくじで決定してしまっている現状はあるが、受注者及び市においては、適切な工事、監督が行われていると考えられる。

6. 上下水道事業部の防災事業関連契約

(1) 概要

岐阜市の上下水道事業部においては、おおよそ下記のように防災関連業務が分掌されている。

課名	事業内容(防災関連)
施設課	水道施設の管理、耐震化事業
上水道事業課	配水管・導水管・送水管の耐震化事業
下水道事業課	下水道管の耐震化事業

今回は、防災関連工事契約をそれぞれの課から一つずつ抽出して、監査手続きを行った。

抽出した防災関連工事契約は以下のとおりである。

ア (施設課) 工事名 北部プラント管理棟2ほか耐震補強工事

工事場所 岐阜市西中島6丁目3番25号

当初契約額 32,281,200円

変更契約額 32,659,200円

工事期間 平成29年7月14日～平成30年1月19日

イ (上水道事業課) 工事名 松風町1丁目ほか配水幹線布設替工事

工事場所 岐阜市松風町1丁目ほか7地内

当初契約額 70,200,000円

変更契約額 77,176,800円

工事期間 平成29年9月8日～平成30年3月26日

ウ (下水道事業課) 工事名 第703工区中部第1幹線下水管渠布設工事

工事場所 岐阜市金町4丁目ほか4地内

当初契約額 372,600,000円

変更契約額 398,226,240円

工事期間 平成29年9月1日～平成30年1月20日

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア 競争入札手続きが適切にされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札契約書類等の閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施
イ 締結した契約が適切に履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書類等の閲覧 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア 競争入札手続きが適切にされているか	○		
イ 締結した契約が適切に履行されているか	○		

【監査意見】

上下水道事業部における契約については、前述の通り、各課から一つずつ契約を抜き出して監査手続をした。いずれの契約についても、入札関連資料、変更契約書、内訳書、請負契約書、施工体系図、施工体制台帳の工事関係資料を閲覧したが、不足書類等はなく適切であった。

また、完成報告書等にて完成後の成果物を確認したが、不備は確認されず適切であった。

第9 指摘及び意見一覧表

なお、下記一覧表における指摘あるいは意見の欄の数値は、本編及び概要版の【指摘】あるいは【意見】に付した番号を指している。

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数		
	指摘	意見				
第3 都市防災部						
1 避難所・帰宅困難者備蓄品整備事業						
イ 災害発生時の必需物資の備蓄管理は適切におこなわれているか	1	(西部コミュニティ防災センター)施設内部は誰にでも分かる内容かつ表示方法で明記しておくことが望ましい。		19		
	2	(西部コミュニティ防災センター)災害応急対策用資機材一覧表に記載されていないコードリールが保管されていた。現在の一覧表にもコードリールが存在することを明記することが望ましい。 また、コードリールは実際に引き出して点検したことがないため、問題なく使用できるかを確認しておくことが望ましい。		20		
	3	(西部コミュニティ防災センター)施設内に電池は置いてあったが、その使用推奨期限が2007年・2008年等とかなり古いものであった。 使用推奨期限内の電池を備蓄することが望ましい。		21		
	4	(消防本部防災センター)災害用備蓄品保管場所に緊急に必要と思われない古い資料が置かれていることは運搬の妨げになるため、必要な書類であれば移動することが望ましく、必要なない書類であれば廃棄し、空間を大切にする必要がある。 市役所内の部署が違うと管理も異なり、管理が異なる物資が同じ空間に保管されていると備蓄品の適正な管理や災害時の対応が遅れるなど弊害が生じる可能性があるため、消防本部が管理する物資とは明確に区分し、それぞれの部署がお互いに配慮し分かり易く保管することが望ましい。		23		
	5	使用保証期限があるにもかかわらず、買い替え基準が災害等で使用した場合となっているものが多数あった。災害時に確実に使用できるように点検や使用保証期限・品質保持期限等を参考に更新等を検討することが望ましい。		34		
2 自主防災組織運営・資機材整備等助成						
ア 自主防災組織への助成は計画的に実施されているか	6	一定額以上の資機材の購入については、防災活動に関する補助金とは区別して、地域格差が広がらないように補助を考えることが望ましい。		51		
	7	予算消化ありきで、必要なないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい。		52		
イ 自主防災組織への助成の実態把握は適切におこなわれているか	8	各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、また自主防災隊がどのような管理をしているのかを、毎年、何隊かの自主防災隊を無作為に選び、市が実際に確認を行うことが望ましい。		53		
	9	補助金の適正な使用を見届けるには、一定額以上の用途については領収書の写しの提出または領収書の確認を行うことが望ましい。		54		
	10	今後、市は自主防災隊から提出された補助事業等実績報告書を確認し、適切に作成するよう指導することが望ましい。		55		
3 防災土育成支援事業						
イ 防災土育成支援は実効性を考えておこなわれているか	11	防災士適任の保証を受けた人材の活躍を岐阜市として活用していく機会を逃さないためにも、支援後の積極的な研修等の開催を行うことが望ましい。		63		

平成30年度 岐阜市包括外部監査

第3 都市防災部			
4 避難所表示看板設置更新事業			
イ 指定された避難所等が必要な条件を満たしているか	12	避難所は被災者が一定期間避難生活を送るためのものであり、安全に過ごせる場所を提供するものであるから、指定にあたっての判定過程は、様式を定めたうえで判断根拠となる資料とともに、整理して保管されるよう検討されたい。	71
ウ 想定される災害に対し必要な避難所等が確保されているか	1	風水害については、特に家屋の被害が多いが、住宅等の状況は想定する災害発生時に比べ変化していることが十分考えられることから、風水害についても今後発生しうる災害に基づく被害想定を調査すべきである。	72
	2	避難所生活者として、断水による避難者が予測のとおり発生する可能性は十分に考えられることから、住民等への啓発等だけでなく、避難所等の指定をさらに増やすことにより避難所収容人数の増加に努めるべきである。	75
キ 今後の避難所表示看板の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	13	「岐阜県地域統合型GIS」の利用は、災害対策の業務において効率化・高度化が期待され、岐阜市においてもこのシステムを活用することを検討されたい。	76
	14	更新計画の策定は予定されていないが、将来にわたり一定のコストが継続的に発生することから、他の事業と同様コスト意識を持つよう更新計画の策定が望まれる。	77
6 岐阜市地域防災計画の修正			
ア 岐阜市地域防災計画の修正はどのように実施されているか	15	一般市民から岐阜市地域防災計画の修正項目についての意見も積極的に受け付けて、それらも勘案しながら岐阜市防災会議を開催し、より活発的な会議と市民目線も考慮した岐阜市地域防災計画を策定するほうが望ましい。	90
7 岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況			
ア 岐阜市総合防災安心読本のPRができるているか	16	岐阜市総合防災安心読本を活用して、その家族の身も守れるようにさらなる周知をしていくことが望ましい。	95
第4 基盤整備部			
2 水防団員報酬			
イ 水防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか	3	水防団員に係る岐阜市水防団設置条例第20条に規定されている各種手当については、確実に水防団員個人に支払うようにしていく必要がある。	110
3 水防倉庫及び格納資器材			
ア 水防倉庫に格納されている資器材の管理状況はどうか	17	水防活動をスムーズに実施するための環境整備も防災上重要なことと考えられるので、市は、長良川を管理する岐阜県と平常時に意見交換するなど、非常時に向けていかに準備すべきか、市内に68ある水防倉庫をどのように管理整備していくかが今後の課題になる。	116
7 砂防急傾斜地の整備事業			
ア 砂防急傾斜地として整備した箇所を適切に把握しているか	18	岐阜市全体での防災計画を考えるうえで、GISを活用した情報の集約を検討されたい。	134
エ 今後の砂防急傾斜地として整備する箇所について、スケジュールや事業費に関する計画を作成しているか	19	施設整備には多額の事業費が発生することから、整備スケジュールに合わせて年度ごとにどの程度、岐阜市の負担が必要かを見積もるとともに、状況の変化に応じて見直すよう検討されたい。	134
8 橋梁の耐震補強			
ア 所管する橋梁を適切に把握しているか	20	架設時期が古い橋梁については、工事台帳が保存されていないこととで入力できていない情報があるとのことであった。橋梁の耐震化等を進めるうえで構造等の情報は、優先順位及び耐震化費用の積算に欠かせないものと考えられるため、平成31年度に策定予定の耐震補強も含めた橋梁長寿命化修繕計画策定に向け、調査等を行うよう検討されたい。	140
エ 所管する橋梁の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	21	平成31年度に策定予定の橋梁長寿命化修繕計画については、策定時点で考えうる最善の見積もり等の情報を用いて策定することが望まれる。	141
11 長良川防災・健康ステーション			
ア 長良川防災・健康ステーションの運営状況はどうか	22	施設の維持費を賄うためにも、貸会議室のさらなる稼働率の増加つまり利用料の増加につながるような施策を検討されたい。	162

平成30年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数		
	指摘	意見				
第5 まちづくり推進部						
1 耐震診断等補助金						
オ 補助金の効果を図るために設定された指標の達成状況は良好か	23		岐阜市も国及び岐阜県と足並みをそろえた目標耐震化率を掲げている以上、住民への耐震化への啓蒙のみならず補助金等の件数の拡大も検討するなど目標達成に努められたい。	172		
第6 消防本部						
1 街頭消火器維持管理						
ア 街頭消火器の維持管理は計画的に実施されているか	24		街頭消火器は適切に維持管理されていたが、防災事業の有効性をより高めるために、消防庁の諮問機関からの答申、他市町村の動向等を踏まえ、より充実した消防力を確保することを検討することが望ましい。	179		
2 岐阜市消防団拠点整備事業						
イ 消防団拠点整備は必要性を十分に考慮して網羅的に整備されているか	25		消防団拠点の整備にあたり求められる拠点の仕様については適時に見直しを行うことが望ましい。	182		
3 消防団員報酬						
イ 消防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか	4		報酬額より親睦会費を控除する運用ではなく、報酬全額を団員の個人口座に振り込み、団員は負担すべき親睦会費を個別に支払う方法に変更する必要がある。	188		
第7 上下水道事業部						
4 水源施設、配水池の耐震化対策						
ア 水源施設及び配水池の施設の耐震診断は実施されているか	26		基幹施設以外の水源施設等、いわゆる利用人口が少ない水源施設においても、利用者がいる限り、災害時に備えて耐震診断を進めていくことが望ましい。	224		
5 災害発生時の協定						
ウ 協定にしたがって適切に実行可能か	27		協定による訓練は、平成30年が初めてということであったが、隣接市町村との協力なくして、市民に対する安全な水の供給は成り立たないと考えることから、今後も訓練を実施していただきたい。また、岐阜市と羽島市は、連絡管を直接接続する予定はないとのことではあるが、協定を締結していることもあるので、協定を締結している関市、岐南町、笠松町、羽島市及び岐阜市の5市町が協力して連絡管の訓練を実施するように努めていただきたい。	230		
第8 各部の防災事業関連契約の適正判断						
2 基盤整備部の防災事業関連契約						
ウ 入札金額が同金額となる入札が頻発している問題	28		5,000万円未満の工事においても、重要な工事については、総合評価落札方式の競争入札を導入することも検討していただきたい。	237		
3 都市防災部の防災事業関連契約						
ア 隨意契約が適切に契約締結されているか	5		2者見積もりの要件を満たしておらず不適切であると考えられる随意契約があった。 2者以上から見積書を徴収するか、若しくは一者は随意契約の正当性を証する理由を明らかにして契約の正当性を根拠付けるようにすべきであったと考えられる。	242		
イ 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた会社への随意契約の見積もり依頼は適切か	29		都市防災部は、沖電気工業株式会社が資格停止措置は受けていないが、公正取引委員会から処分を出されていることを認識している状態にありながら、防災行政無線屋外拡声子局設置工事の見積もり打診をした。沖電気工業株式会社が公正取引委員会からの処分をされて確定を待っている段階であったこと、独占禁止法違反を起こした重大な事実及び市民感情を鑑みると、見積もりの打診を控えることが望ましかったといえる。	248		
ウ 防災行政無線対応ができる受注業者の数は必要十分か	30		岐阜市の防災行政無線は、沖電気工業株式会社及び中央電子光学株式会社でしか取り扱いができないようになっており、当該2社が岐阜市競争入札参加資格停止となってしまった場合で、無線に不具合が発生して修復工事が必要なときに早急に対応ができない可能性がある。したがって、工事を担当することができないことも十分有りうるのであるから、入札参加資格者を増やすよう検討するとともに、防災行政無線のシステム運用技術を職員に習得させるなどの対策に取り組んでいただきたい。	249		
5 教育委員会の防災事業関連契約						
ア 予定価格の事前公表は適切か	6		教育委員会の発注工事の場合は、最低制限価格を予定価格の90%にしている工事が76%を占めており、入札価格から最低制限価格を容易に予想できる状態になっていると考えられる。 予定価格の事前公表は速やかに廃止すべきと考える。仮に予定価格を事前公表し、最低制限価格を予定価格の90%と設定するのであれば、総合評価方式での競争入札方式を選択するなどして、業者の選定に力を入れるべきと考える。	258		